

第二編 専門学校令による東洋大学

概 説

本編で描かれる時期は、明治三六（一九〇三）年から昭和三（一九二八）年までの二五年間である。この期間は専門学校としての東洋大学時代であり、東洋大学が近代日本の社会に定着していった時期にあたる。法制史の流れからいえば、専門学校令（明治三六年）から大学令（大正七年）による設置認可までの期間である。明治一〇年代の八ヶ岳状の高等教育体制が払拭され、帝国大学の発展をうけて明確なピラミッド状の学校体系の整備が進行していくこの期間は、専門学校群にとって多くの試練がなげかけられ、試行錯誤の連続を余儀なくされた時期であった。

まず指摘しなければならないのは日本の高等教育体制が確立したことである。

第一に、高等教育法令が完備された。帝国大学令（明治一九年）、高等学校令（明治二七年）、専門学校令、大学令というように戦前期の高等教育法令がすべて出揃うことになった。その結果、第二に、高等教育のさまざまな類型もすべて出揃った。すなわち、大学、大学予科、高等学校、専門学校がそれぞれ誕生し、かつ大学の場合を例にとれば、帝国大学、官立大学、公立大学、私立大学といったように多様な設置主体による大学が生まれたのである。さらに重要なのは第三として、それらが一定の序列により配置されて階層的な構造をもったことである。そして第四に、大学の組織、管理運営、教育研究体制が整備されていった。このような高等教育体制は基本的に戦後の新制大学まで継続した。東洋大学の歩みも当然、この中に位置づけられることになる。その過程を専門学校令を中心に具体的にみてい

こう。

明治三五年以前には、帝国大学令が唯一の大学法令であり、帝国大学の増設にもかかわらず同令は、単科大学の認可や設置主体を拡大する法令とはならなかった。そのことは、大学は帝国大学という総合大学のみであるという政府の大学観を宣言するものであった。第五代の文部大臣井上毅による、帝国大学解体を含む一連の高等教育改革が失敗に帰し、高等学校は大学予科としての機能を純化していくなかで、専門学校の処遇改善が専門学校当事者から要求されるようになった。それは、当時まだ法令的な認可を得ていなかった官立、私立の専門学校を制度的にどのように認めていくかの問題であり、専門学校からみれば大学への道を与えよという要求であった。日清・日露戦争間の教育課題として、政府・文部省は実業教育の振興をそのひとつに掲げており、さらに中等教育人口の増大もその背景にあった。このような中で一九〇〇年前後、中学校令の改正、実業学校令、高等女学校令の制定など、矢継ぎ早に中等、実業学校関係法令が整備されていった。これらがまた専門学校教育の整備を焦眉の急の問題とする事情を生みだしていたのである。

ところで、明治三六年発布の専門学校令は、基本的に以下のような性格をもっていた。第一には、それまでなんら法的な規制をもたなかった専門学校に対して、はじめてその基準を示したことであり、それは大きな意義を示すものであった。その基準は、多岐にわたったが、のちの専門学校の認可状況をみると、発布までの現状を追認する性格のつよいものであった。第二に、専門学校令の制定は、高等学校、帝国大学という進学ルートを決して変更するものではなかったし、高等教育体制に変更をもたらすものではなかった。いや、同令は、専門学校に関しては画期的な法令であったものの、中等教育を修了した学生の進学ルートを高等学校、帝国大学という正統的ルートから明確にはずすものとなったのである。第三に、同令は強制規程であったため、それまでの諸学校が専門教育機関としての機能を果

たそうとするときには必ず、同令に依拠しなければならず、多くの専門程度の教育をおこなってきた機関に対して、その存廃の決断を迫るものであった。

専門学校令の下で、多くの学校が認可されていた。昇格の態様は各設置主体、専門分野によりさまざまであった。しかし、概して官立専門学校は実業関係に多く、私立専門学校は校数では宗教系が多くを占めるが、学生数つまり量的には法経、文学系が圧倒的であった。さらに注目されるのは、高等女学校などを卒業した学生を受け入れる女子の専門学校が設立されていったことである。女子の高等教育進学希望も高まってきたのである。

さきに第二の点としてあげたこととかかわるが、大学昇格を望む専門学校は、昇格の実現を大正七年の大学令制定までの十数年間にわたり閉ざす結果となつたが、実はその期間に大きな変化が生じてきていた。

明治末年からの学制改革問題の台頭である。そのなかで特に帝国議会や文部省に設置された教育調査会において、大学観をめぐる相克が展開されていった。国家制度の中にあつて、高い威信と保護を与えられ、学校体系上の頂点に君臨し、学術研究と教育とを独占していた帝国大学は、アカデミズムに立つ大学観を象徴していたが、これに対して例えば一九一〇年第二六回帝国議会に提出された「学制改革ニ関スル建議案」では、医師、司法官、行政官、技術者などになる者は「専門学校ニ於テ技術トシテ教育スレバ宜イ、大学ト云フモノハ極メテ高尚ナルモノデアツテ財政ニモ余裕アリ外ニモ余裕ガアツテ立派ナル完全ナル紳士ヲ造ルト云フ処デアル」という大学観が展開されていた。その背景には、私学のみにとどまらず官立専門学校をも含む、大学昇格への動きがあり、帝国大学だけを大学だとみなす政府・文部省に強い圧力になっていた。それに一つの決着を示したのが公私立大学の設置を認めた大学令であった。そして、大正後期から、この制度的整備を前提に、最大規模の高等教育機関の拡張がおこなわれたのである。この点については、東洋大学が大学昇格を果たす次編で述べよう。

ところでこの間、東洋大学はどのような歩みをたどっただろうか。それは近代日本における学歴社会の出現に対応して、学校としての制度化と多様な展開を示した時期といえるだろう。

まず、創設以来の校名を専門学校令の認可にともない哲学館大学とし、さらに東洋大学と改称した。このことは「独立自活の精神」と「実用的方針による教育」という教育方針を掲げた井上円了の大学構想が、「高等ナル哲学文学等ヲ教授スル所」として実現したことを意味している。東洋大学は大学部、専門部、予科、別科から組織された。しかし、東洋大学にとつてもっとも大きな変化は学長井上円了の退隠であり、さらにその逝去であった。明治二〇年の創設以来、館主としてその存立を全面的に負っていた井上円了であったが、一八年間でその任を終えることになった。東洋大学は個人による創立、そして経営から財団法人による集団的な経営に移つていった。それは関連学校の整備にもおよび、京北中学校と京北幼稚園の財団法人化とその後の合併という形ですすみ、財団法人東洋大学のもとに、東洋大学、京北中学校、京北実業学校、京北幼稚園が運営されることになった。

さきに記したように、本編で描かれる時期の中頃に大学令が公布され、いちはやく大学への昇格を果たす私立専門学校群が現れた。東洋大学も昇格運動を展開するが、挫折して、以後九年の間雌伏を余儀なくされることになった。しかし、専門学校としては着実な歩みを示していた。哲学館事件の四年後、取り消されていた中等教員無試験検定の再許可が得られた。事件後、井上円了は入学者数を増大するためのさまざまな方策を取っていたが、徴兵猶予とこの無試験検定の特典により、同事件後激減していた生徒数への歯止めが期待された。政界、財界などの支持基盤が弱く、中等教員養成が主たる人材養成機能であった東洋大学にとっては、多くの私立専門学校と同様に、学生の納付金が主たる財源であり、そのために右の二つの特典を得ることは死活問題であった。

東洋大学は明治三九年に「清国留学生ニ高等ナル學術ヲ教授」する目的をもって、別科として日清高等学部を設置

し、大正五年には男子の専門学校としては、はじめて女子学生を受け入れた。そして大正期の学制改革では専門学部
に文化学科と社会事業科とを新設した。

ところで、第一次世界大戦を契機にデモクラシー思想が普及し、新しい変化が生まれてきていた。その中であつて、
このような変化に対応して、東洋大学は、右の哲学を中心として文芸および社会問題を研究する文化学科、社会事業
に従事する実的人物養成を目的にした社会事業科の設置に踏み切つたのである。学校内における社会変化への対応
のほかに、明治末年から活発化していた大学の拡張運動にも積極的に取り組むことになつた。また、文芸活動も盛ん
になり、校友会も設立され、同窓会は校友会に改組された。これらの新しい動きとともに、簡易な速成課程で修学機
会を保障するという哲学館創設以来の伝統は、この時期にも継承され、中学講習科、高等予備校、各種講義録の発行
などもおこなわれていた。

もちろん、この期間は決して平坦な歩みだつたのではない。哲学館事件後、まもなく大学の運営をめぐるその改革
をもとめて「哲学館大学革新事件」が起つた。大正一二年には紛擾事件が起り、事件は学内を大きく二分して展
開され、社会の耳目を引くことになつた。

第一章 私立哲学館大学

第一節 私立哲学館大学の開校

一 専門学校令と私立大学

専門学校令公布の背景

私立哲学館は明治三六（一九〇三）年一〇月一日、名称を私立哲学館大学と改称し、専門学校令により設置の認可を受けた。さらに三年後の三九年六月二八日、私立東洋大学と改称し、また大正九（一九二〇）年三月三〇日、私立の冠称が廃止され東洋大学となり、昭和三（一九二八）年三月三一日、大学令による大学に昇格した。この大学昇格までの二五年間が、東洋大学の専門学校時代である。

哲学館大学時代は、期間にして三年という短時日にすぎない。しかし、哲学館事件により、学校経営・教育活動両面において受けた深い痛手から、一日も早い回復をめざして学校はじめ大学関係者が意欲に燃えていた時期であり、また、創立者井上円了の個人的な経営から、財団組織による私立の高等教育機関としての東洋大学へと発展していく過渡期として、重要な意義をもつ時期であった。

日清戦争後の軽工業を基軸にした急速な工業化、それにとまなう社会全般にわたる近代化の進展は、社会・産業の

あらゆる分野で、高度で専門的な知識・技術を修得した実用的な人材の需要を呼び起こした。

また、国民各層の生活水準の上昇は、それらを支えに高等教育を含むより高度な教育機会への意欲をもまた向上させ、それに応える公私立の専門教育機関が簇生する勢いがあり、中等教育機関への進学意欲を増大させた。しかし、大学は帝国大学ただ一校であり、しかも帝国大学入学から卒業まで長期の年月を要したため、これとは別に容易に各種の専門科を修得するコースを開くべきであるという認識が高まっていた。明治三四（一九〇一）年文部大臣に就任した菊池大麓は、学制改革に関する諸改革案を翌三五年一月、高等教育会議に諮問した。この時提出された諸改革案のうち、高等学校を廃止して大学予備門とし、その修業年限を一年に短縮するという改革案の核心部分は、帝大関係者を中心とした議員により学力低下の危惧等を理由に否決され、完成教育機関としての専門学校および実業専門学校の制度を設けるという案のみが可決され、三六年三月専門学校令が制定された。

専門学校令の特色・意義

明治三六年三月二六日、勅令第六一号をもって公布された専門学校令は、「高等ノ學術技芸ヲ教授スル学校ハ専門学校トス 専門学校ハ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外本令ノ規定ニ依ルヘシ」（第一条）と定め、帝国大学を除いてどんな種類の学校でも、この規定による専門的教育機関はすべて「専門学校」に統一し、また「公立又ハ私立ノ専門学校ノ設置廃止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ」（第四条）と定め、その許可権限を文部大臣の管轄下においた。この専門学校令公布の前後から、私立の専門学校が「大学」の名称を付して次々と設立されていく情勢のなかで、高等教育機関としての官学・私学の利点、特質、実情をめぐって、さまざまな意見が新聞・雑誌上を賑わした。ある論者は、大学を自称する専門学校が特色を失い、官立化した実情をみて、私立大学不要論を展開して次のように述べている。

こゝに於てか、私学は、全く官学に降服し、模擬に暇あらずといふも、何の辞かあらむ。加ふるに、私立大学に於て、最

も厭ふべきは、学校その者が、商買的意義を以て成立し、その組織の完成、到底望むべきに非ざるの一事、これなり

(久保天随「私立大学」『教育学術界』第八卷第一号 明治三六年一〇月五日)

またある論者は、明治三六年三月三十一日文部省が制定した公立私立専門学校規程(文部省令第一三三号)にも関連して、専門学校制度は放任主義的で積極的な私立学校の教育的効果を評価せず、「官立学校を保護」し「私立学校を敵視」して圧迫するものであるとして次のような批判をおこなった。

今回発布されたる公私立専門学校規定(つゝ)の如きは、私立学校に対して大打撃を加へたるものなり、該規程の全章は例に依りて悉く杓子的たり重箱的たり
(「私立学校打撃令」『河北新報』明治三六年四月三日)

また、官学と私学の特色の差異を前提に、私学は「官の認可特典を得て」資格の取得を学生に競わしめるところではなく、「真に学問の為に学問を為し」あえて「独学の道」をすすむことに、むしろ私学の学風は求められるとする次のような論もあつた。

吾人は真の私学を興し篤学の諸生をして資格以外、実力を以て学界に睥睨せしむるの風尚を起さんことを思ふ

(「官学と私学」『東北新聞』明治三六年二月八日)

このようなさまざまな意見があつたにもかかわらず、ほとんどの私立の高等専門教育機関は専門学校令によつて設立的法的根拠を得、また「大学」と称することを認められて、それが後の大学令による大学へと昇格する基礎を形成することになった。

各私立学校の対応

明治三五(一九〇二)年九月、東京専門学校が予科一年半の設置を条件に大学と「自称」することを許可され、私立早稲田大学と改称したことが先例となり、専門学校令公布後、私立の専門学校のいくつかは「大学部」を設置し、一年半程度の予科を置き「大学」の名称を付して次々と設立が認可されて

専門学校令以降の高等教育機関数

種別 年度	専 門 学 校			実業 専門学校	大 学	高等師範学校	教員養成 諸学校	高等学校
	私立	公立	国立			女子高等師範学校		
明治38	39	3	8	13	2	3	8	7
明治45	53	5	8	19	4	4	5	8
大正 7	59	5	8	24	5	4	4	8

（『文部省年報』各年度により作成）

いった。三六年八月、私立明治法律学校が校名を私立明治大学と、私立和仏法律学校は私立法政大学と、私立東京法学院は私立東京法学院大学（のちの中央大学）と、私立日本法律学校は私立日本大学とそれぞれ改称し、同年一〇月には私立哲学館は私立哲学館大学として設立を認可された。翌三七年には、私立慶応義塾大学部、私立日本女子大学校、私立早稲田大学などが専門学校令による専門学校となった。しかし、専門教育に携わってきた私立学校のなかには、済生学舎のように、すでに多数の開業医師を世に送り出し社会に多大の貢献をしたにもかかわらず、私学の官学化の趨勢のなかで「断然廃校」した学校もあった。済生学舎の「廃校理由書」（『東洋哲学』第一〇編第九号 明治三六年九月五日 五五二―五五三頁）によるとその理由は以下の二つである。第一は文部省が「私立医学校には私立大学の名称を許可せず」と明言したこと、第二は私立大学組織に改組できないのなら「普通医学専門学校として之を継続し、国家の需用供給に^{（必要）}応じ、医学者を養成す可き必要之れなしと信ず」るからというものであった。専門学校令公布後二年を経た明治三八年、四五年、および大学令が公布された大正七年の高等教育機関の数を図示すると上記のとおりである。

二 私立哲学館大学の開校

大学部開設構想

明治二二（一八八九）年外遊から帰国後、井上円了は私立哲学館将来の目的として、他日、国学・漢学・仏学三科で構成される専門科を置き、東洋大学科を起こすことを発案した。そして機会あるごとにそのことを表明していた。しか

し、十分な準備が整わないままに十有余年が経過していた。

しかし、慶応義塾や東京専門学校の大学開設準備が刺激となつて、井上円了は三五（一九〇二）年四月一日、「哲学館大学部開設予告」を発表し、次のような「大学部」の構想を明らかにした。

まず、「国学漢学仏学の三科」については、「神道の学問」を研究する「特殊の学校」（国学院）がすでに設立されており、哲学館において新たに一科の専門を設けることはなく、儒学にその研究を合体させれば差し支えないとし、大学部には「儒仏二学」を置いた専門の二科を設置するとした。その二科の名称は「倫理科と教学科」と定めるのが適当であるとし、倫理科は「専ら儒教の倫理」を考究し「兼て神道の教義」を探究し、さらに「西洋の倫理を修めしむる」課程とし、また教学科は「専ら仏教の教理」を考究し、さらに「西洋の哲学」を探究し、「且つ広く東西の宗教」をも修める課程とするとした。そしてさらには、「西洋諸国の大学」にはそれぞれ「神学部」の設けある」に對して、「我邦の大学」には「教科大学」が欠けているので、「儒教仏教を合し」て「東洋の教科大学として一大専門」を設立することは、今日の急務であると述べ、設置を予定している大学部の二科について、その設立の必要性・必然性を表明している（『資料編 Ⅰ上』一八五—一八九頁）。

大学部開設予告の発表から七カ月後、大学部開設の準備のため、井上円了は海外の教育学術宗教等の視察に出発した。主な目的地はインドおよび欧米諸国である。この井上円了渡航の留守中、一二月にいわゆる「哲学館事件」が発生した。翌三六年七月に帰国した井上円了は『東洋哲学』第一〇編第九号（明治三六年九月五日）に「広く同窓諸子に告ぐ」を発表した。そのなかで井上円了は三月に公布された専門学校令に對して設立を計画している私立大学の構想について、哲学館事件への所感を交えつつ、その具体的内容を再び表明しているが、この「広く同窓諸子に告ぐ」において注目すべきことは、英国での経験をも踏まえて、私立哲学館の今後の教育方針が示されている点である。

その第一は、独立自活の精神であり、次のように述べている。

英国国民は実に独立自活の精神に富めるを知り、此精神によりて、世界第一の国民となりしを知る、而して日本国民は最も此精神に乏しきが如し、故に余は今後の教育に就きては此精神を養成せんと欲するなり、

第二は、実用的方針による教育についてである。

又英国国民は実用的国民にして一方に高尚の理論を究むると同時に他方に實際を忘れざる国民なり、是亦其大国をなせる一原因たるに相違なし、然るに我國民は最も空想に走りて實際に疎き國民なり、故に余は今後特に実用的方針を以て教育せんと欲す、

〔東洋哲学〕第一〇編第九号 明治三六年九月五日 一一六頁〕

またこのなかで、「教員免許の特典」を取り消されたことについて、文部省が許可復活を許容しなかつたことは哲学館にとつて「損害尠からざるも」「黙して止まる外なし」と諦めの念を表すと同時に、「却て独立の精神を発し、実用の教育を施すの一大機会なり」との気概を示した。しかしこの気概は、後に生起する「哲学館大学革新事件」の遠因の一つともなつた。

設置認可と生徒募集

私立哲学館を私立哲学館大学と改称して専門学校令によつて設置する件については、明治三六年八月二七日、「私立哲学館設立者文学博士井上円了」により文部大臣久保田譲宛に申請書が提出された。これに対して同一〇月一日認可があり、翌一〇月二日文部省告示第一八四号によつて設置認可が告示された。これにより哲学館は「哲学館大学」の開設を広告し、生徒募集に着手した。

生徒募集の広告中、特に、「徴兵猶予の特典」を掲げているが、教員免許無試験検定の特典を加えることはできなかった。この二つの特典は私立学校の生徒募集にとつて大きな決め手となるものであつた。

本館は昨年十月二日付にて文部大臣より大学開設の件認可ありたり依て本年四月一日より哲学館大学と改称し之と同時に

大学諸科を開設す／哲学館大学学生募集規則入用の者は必ず郵券二銭を添へて申込べし

本館大学には大学部と専門部とを置き大学部へは中学卒業生をして無試験にて直ちに本科へ入学を許す 専門部は従前の如く教育倫理国語漢文英語歴史地理等の諸学科の教員検定の準備を為す此専門部及び大学部は徴兵猶予の特典あり中学を卒業せざるものは、別科又は予科に入学するを得 入学志願者は成るべく速に 願書及履歴書を添へて申込べし

〔東京朝日新聞〕明治三十七年二月二日

哲学館大学開校式

明治三七（一九〇四）年四月一日午前一〇時より哲学館講堂において、私立哲学館大学の開校式および第一七年度卒業証書授与式が挙行された。

初代学長井上円了の開校の辞、出身者桑山敏、石川照勤（第一回哲学館卒業生）の祝辞、来賓を代表して加藤弘之の祝辞等があり、式後別席において茶菓の接待があつた。また、哲学館において五年以上にわたり講義をおこなつた各講師に対して学長井上円了より謝恩状が贈られた。謝恩状を贈られた講師は、加藤弘之、村上專精、松本愛重、三宅雄二郎、辰巳小次郎、棚橋一郎、内田周平、関根正直、斎藤唯信、島田鈞一、日下寛、平田盛胤、松本文三郎、渡辺又次郎、熊谷五郎、松本孝次郎、中島徳蔵、山井幹六、土屋弘、高瀬武次郎、石川二三造、桂五十郎、東敬治であつた。同時に、哲学館大学の設立資金として、五百円以上寄附をおこなつた石川照勤、森田徳太郎にも感謝状が贈られた。さらに、加藤弘之、村上專精、松本愛重の三名を名誉講師に推した（資料編 Ⅰ下 一九五頁）。

三 学科編成

学科組織（大学部） 明治三七（一九〇四）年四月一日新たに出版した私立哲学館大学の学科組織等はそのような専門部・予科）ものであつたのか、学則（資料編 Ⅰ上）一九二二（四頁）によると、以下のとおりであ

る。まず、学則第一章総則の第一条において目的を「本校ハ高等ナル哲学文学等ヲ教授スル所トス」と規定した。組織は、大学部・専門部・予科・別科の四部からなり、大学部は第一科と第二科の二科に分かれ、修業年限は五カ年とした。専門部は教育と哲学とに分かれ、それぞれに第一科と第二科をおいた四科構成で、修業年限は三カ年とした。また、予科の修業年限は一カ年、別科は、大学部・専門部にもにおかれ、修業年限はそれぞれ五カ年と三カ年とした。なお、予科生・別科生をのぞき、大学部・専門部生は、在学中徴兵猶予の特典を受けることができた。また学年の開始を四月一日と定め、それ以前の九月一六日第一期開始を改めた。

大学部・専門部の入学資格は年齢一七歳以上で、「中学校ヲ卒業シタル者」「本校予科ヲ卒業シタル者」等と定めた。授業料は第一期から第三学期まで分け、年額二五円とした。大学部・専門部の各学年試験及第者には「修業証書」を、最終学年及第者には「得業証書」を授与するものとした。そして大学部を卒業したものは「哲学士」と称することができるとした。前述したように、大学部は、第一科と第二科の二科に分かれているが、学科課程表を比較して各科の特徴をみると以下のようになる。

まず第一科では「漢文及支那哲学」の授業時数が五年間を通じて圧倒的に多く、儒学の専攻をその中心としているが、これに国文学や印度・西洋哲学も加えている。

これに対して第二科は、五年間を通して授業時数で「印度哲学」と「西洋哲学」に比重がおかれていることが特色といえる。なお、これら第一科と第二科に共通して「倫理」が一年から三年まで課せられた。また、西洋哲学の概説部分は両者に共通し、地理・歴史・外国語（英語）を必修させ、第一科では支那語、第二科では梵語を加えている。

このような学科課程構成は、大学の学科としての専門教育とともに、幅広い関連科目、今日でいう教養科目にも留意している点で注目される。

第一章 私立哲学館大学

明治三十七年度大学部第一科学科課程表

合計	語学	地理歴史	西洋哲学	印度哲学	支那哲学	漢文及	国語	倫理	学科	学年
二六	七	一	四		七		二	五	第一	年
	英語	地理学	論理学	哲学概論 哲学史	八大家 文庸	中大孟論 孟子子語	文典	西洋倫理史 東洋倫理史	實踐道德	
二六	七	二	四		七		二	四	第二	年
	英語	東洋歴史	心理哲学	西洋哲学史	伝習録	近礼書 近思錄	老子、莊子 日本文学史	西洋倫理史 東洋倫理史	實踐道德	
二五	七	二	四		八			四	第三	年
	英語	東洋歴史	社会哲学	西洋哲学史	支那文学史	韓非子 荀子	詩經 易經	倫理史 東洋倫理史	實踐道德	
二〇	二		四	二	一二				第四	年
	支那語 英語又ハ		認識論	純正哲学	印度哲学	詩学、 爾雅、 說文	朱子学 諸子学 經子学			
二〇	二		四	二	一二				第五	年
	支那語 英語又ハ		美純正哲学	印度哲学	詩学、 文学	三陽明子 礼学	諸子学 經子学			

明治三十七年度大学部第二科学科課程表

合計	語学	地理歴史	西洋哲学	印度哲学	支那哲学	倫理	学科	
							学年	科目
二六	七	一	六	二	五	五	第一	第一年
	英語	地理学	比較宗教学 論理哲学 哲学概論 哲学史	俱舍学	孟論 大学、中庸 子語	西洋倫理史 東洋倫理史	実践道徳	
二六	七	二	四	四	五	四	第二	第二年
	英語	東洋歴史	西洋哲学史 心理哲学	唯識論 起信論 華嚴学	老子、莊子 近思錄 習錄	西洋倫理史 東洋倫理史	実践道徳	
二五	七	二	六	二	四	四	第三	第三年
	英語	東洋歴史	西洋哲学史 宗教社会学	天台学	易經 支那文学史	倫理哲学 東洋倫理史	実践道徳	
二〇	二		六	一〇	二		第四	第四年
	梵語		純正哲学 認識論 宗教学	俱舍、律部 法相、因明 三論	支那哲学			
二〇	二		六	一〇	二		第五	第五年
	梵語		純正哲学 美学 宗教学	印度哲学史 天台、華嚴 真宗言	支那哲学			

〔資料編 I 上〕一九三一—一九四頁による）

次に専門部についてその学科課程をみると、教育は教員検定試験に対応できる内容で構成され、第一科は「倫理」と「教育」と「英語」に、第二科は「国語」と「漢文」に比重がおかれている。

哲学の二科はどちらも「倫理」と「哲学」に比重がおかれ、「哲学」には俱舎学・華嚴学・天台学などの仏教学がとりいれられている。

なお、注目されるものに「英語」(第一科)「漢文」(第二科)などの中に、単に文典講読のみではなく、会話・作文(「漢文」では支那語)など語学の実用的要素を加味し、さらに教育科では独逸語・朝鮮語をとりいれている点である。

これについて井上円了は私立哲学館大学の開設準備のために発表した前掲の「広く同窓諸子に告ぐ」の中で次のように述べている。

教育部哲学部は単に教育家宗教家を養成するのみならず、今日の時勢に応じ種々の方面に於て活動し得る人を養成せむとす、是れ正科の外に随意科を置く所以なり、又内国のみならず外国に出て、働き得る様に教授せんとす、意ふに将来我邦人の働くべき場処は亜米利加と支那朝鮮なり、故に教育部及哲学部の第一科は英語を主とし、之に加ふるに英語の会話作文等実用に適切なるものを授け、他日亜米利加に入りて生活し得る準備をなし、次に第二科は漢文を主とし、之に時文官話を交へ、他日支那朝鮮に渡りて職業に就くの便利を与へんとす

〔同窓会報〕一一八頁

このように専門部の教育の目的の一つを、進取の気象を養ひひろく国際社会に進出する人材の養成においていた。予科への入学資格は「中学校及専門学校入学者検定規定第八条ニ依り指定セラレタル学校ノ第四年級」を修了したものであった。そして予科を卒業したものは哲学館大学の学部または専門部の第一年に入学できたのであるが、その学科目と一週授業時間数は修身 一(倫理学一斑)、国語漢文 五(講読、文典、作文)、英語 七(講読、文法、

明治三十七年度専門部教育第一科学科課程表

合計	(随意科)	英語	法制	地理歴史	哲学	教育	倫理	学科	
								学年	学年
二七	二	一一		一	四	四	五	第一	年
	音經作會講 楽学文話法	経済学、簿記学	社会読、文	地理学	論理哲学史	教育学史	西洋(支那)倫理史	実践倫理史	道徳
二七	二	一一	二	二	二	四	四	第二	年
	独生理逸 語学	生理学、衛生学	社会読、文	法西洋歴史	西洋哲学史	心理学史	西洋(支那)倫理史	実践倫理史	道徳
二七	二	一一	二	二	四	二	四	第三	年
	美精神病学	精神病学	社会話、作	法西洋歴史	社正会哲	純正哲学	倫理(日本)倫理史	実践倫理史	道徳

明治三十七年度専門部教育第二科学科課程表

合計	(隨意科)	英語	法制	地理歴史	哲学	漢文	国語	教育	倫理	学科	学年
										第一	第二
二七	二	四		三	二	八	三	二	三	第一	年
	作書学、字文学	講読、文法		日本歴史学	論理学	史記、作家、中庸、子語	古文、今集典	教育	東洋倫理史	実践道徳	
二七	二	四	二	三		一〇	四		二	第二	年
	朝鮮生理学、衛生学	講読	法制	日本歴史学		支那、支那、荀子、韓非子、詩經、易經、禮記、子語	枕草子、日本文学史		東洋倫理史	実践道徳	
二七	二	三	二	二		一〇	四	二	二	第三	年
	美術大	講読	法制	東洋歴史		支那、支那、荀子、韓非子、詩經、易經、禮記、子語	万葉集、古事記	教授法	東洋倫理史	実践道徳	

明治三十七年度専門部哲学第一科学科課程表

合 計	(隨 意 科)	英 語	法 制	地 理	哲 学	倫 理	学 科	学 年
							第	年
二七	二	一一		一	八	五	第一	年
	音經 濟 学、 簿 楽記	作會講 讀、 文 話法		地 理 学	俱比論 較宗理 舍教 学学学	東西洋 倫理 史	實 踐 倫 理 道 德	
二七	二	一一	二		八	四	第二	年
	独生 理 学、 衛 生 学	作會講 讀、 文 話法	法 制		起唯心 信洋 論識 華 嚴 学学学	西 洋 理 哲 学 史	東 洋 倫 理 史	實 踐 倫 理 道 德
二七	二	一一	二		八	四	第三	年
	神精 神 病 学	英會講 文話、 学作 史文讀	法 制		天宗社 教正 台會 哲哲 学学学	東 洋 倫 理 学	實 踐 倫 理 道 德	

明治三十七年度専門部哲学第一科学科課程表

合	(隨	英	法	漢	国	哲	倫	学科	
								計	意
二七	二	四		六	二	八	五	第一	年
	作書 学、字 文学	講 読、文 法		史大孟論 記、学、 作中 文庸子語	文 典	俱比論 較 舍宗理 教 学学学	哲学概 論、哲 学史		
二七	二	四	二	五	二	八	四	第二	年
	支生 理、衛 生、時 文学	講 読	法 制	伝近莊老 習思 録録子子	日 本 文 学 史	起唯心 信論、識 華 嚴 学学学	西洋哲 理 学史		
二七	二	三	二	一〇		六	四	第三	年
	神精 神 病 学学	講 読	法 制	支支荀易 那子、韓 那文、 学非 語史子經		天宗純 正 台教 哲 学学学	東洋洋 倫理 学史		

〔資料編 I 上〕一九五—一九八頁による

会話、作文、書取)、地理歴史 四(地文学、西洋史)、数学 六(代数、幾何、三角)、物理化学 五(物理学、化学)、体操 三、計週三一時数となっており(資料編 Ⅰ上 二〇二—二〇三頁)、この場合の予科は、専門学校への入学資格に満たないもののために設けられた中等学校の補習課程といえる。

別科生・聴講生

別科生は「教授上差支ナキ場合ニ限り大学部又ハ専門部ノ生徒ト同シク課業ヲ受クルコトヲ得」とあり、入学は、「修身、国語漢文、英語、地理歴史、博物又ハ物理化学」の試験を受けたうえで許可された。これは講義内容を理解できる程度の学力さえあれば、規定された入学資格に関係なく誰でも聴講できる制度といえる。なお、学年試験に応じて全学年の全学科に合格したものには別科修業証書、全学年の全学科の半数以上に合格したものに対しては撰科修業証書が授与された。

別科生と似たものに「聴講生」の制度がある。これも別科生と同様に「教授ニ差支ナキ場合ニ限り本科ノ講義ヲ傍聴セシムル」ものであるが、別科生との違いは、その資格を「本館寄附金規則ニ依リ金参円以上ヲ納メテ館友トナリシ者若クハ金拾円以上ヲ納メテ館賓トナリシ者ニ限」っている点である。なお、聴講生には「一般生徒ト同シク一学級ヲ限りテ聴講スル」普通聴講生と「諸学級ヲ通シテ教科目ヲ撰ヒテ聴講スル」撰科聴講生の二種があった。

聴講生は試験を受けることはできないが、普通聴講生で一学年間教授時間の三分の二以上出席した場合には聴講証書が与えられた。

以上のような学科組織のもとに、私立哲学館大学は新学年を開始したのであるが、その一年後の明治三八年には、学則の改正をおこなった。

明治三八年の学則改正

と顧問・評議員の制度

現在、学則改正の申請書および正規の学則が残っていないので、『東洋哲学』第一二編第三号(明治三八年三月五日 二〇五—二〇八頁)に掲載された「哲学館大学の学則」および「修

『身教會雜誌』第二一号（明治三十八年九月一日）所載の「私立哲学館大学学則摘要」によって、どのような改正をおこなったのか、その要点をみると以下のとおりである。

まず、大学の五カ年の修業年限を四カ年に改め、大学部卒業後さらに深く研究するもののために、大学部の上に修業年限一カ年の研究科をおいたことであり、その卒業生は「学士」と称することができた。

また専門部は従来、教育と哲学に分かれており、それぞれに第一科・第二科をおく四科構成であったが、これを単に第一科・第二科の二科構成とした。

別科を廃した。ただし改正学則では、学生を第一種生と第二種生に分けており、このうちの第二種生が、従来の別科生にあたるものといえる。第一種生には徴兵猶予の特典が与えられたが、第二種生にはその特典はなかった。

聴講生の規則を改めて本科講習科を設けることとした。資格は「館賓館友若クハ金二円以上ヲ納メタルモノ」で、「学級ヲ定メテ聴講スル」普通講習生と「随意ノ学科ヲ聴講スル」特別講習生の二種があり、学年試験を受けた場合、その成績によって本科第二種生に編入することができた。

予科を廃して高等講習科と中学講習科をおくこととした。このうち高等講習科はそれ以前の予科が中等学校の補習課程にすぎなかったものを「本科入学ノ準備、及高等学校等ノ諸官立学校入学ノ準備ノ為ニ特ニ受験科目ニ付四月ヨリ六月マデ三ヶ月間ノ講習ヲナサシム」と改めたものであった。また中学講習科は「本学第二種生トシテ入学志願ノ者、又ハ中学校五年級入学志望ノ者ニ受験ノ準備科トシテ」設けるもので、修業期限は一学期で、毎学期ごとに新たに開始するものであった。

次に、教育課程はどのように変更されたのか、大学部・専門部の改正学科課程表は次のとおりである。

大学部第一科改正学科課程表

合	英	法	歴	東	西	国	教	倫	学科		
									計	語	制
二五	七			二	四	六	二	四	第	一	
	講文			即印 ち度 俱舍 舍学	西 洋 哲 学 史	論 語、 孟 子	徒 然 草	心 理 学	西 洋 倫 理 史	東 洋 倫 理 史	実 踐 道 徳
二五	七		二	二	二	六	二	四	第	二	
	講會 話、 作 読文		東 洋 歴 史	即 ち 唯 識 学	西 洋 哲 学 史	近 老 日 思 錄、 伝 習 録	子、 莊 子 史	教 育 学	西 洋 倫 理 史	東 洋 倫 理 史	実 踐 道 徳
二六	七	三		四	一	四	三	四	第	三	
	講會 話、 作 読文	法 制 経 済		印 度 哲 学 即 ち 天 台 学	支 那 哲 学 史	支 那 文 学 史	日 本 文 学 史	実 地 授 業	倫 理 学	東 洋 倫 理 史	実 踐 道 徳
二二				一 二	八			二	第	四	
				支 那 哲 学 起 信・三 論・華 嚴・天 台	美 学、 宗 教 学	認 識 論、 社 会 学		倫 理 学			

大学部第二科改正学科課程表

合計	外国語(英語または支那語)	歴史	哲学	漢文	国語	教育	倫理	学科	学年
								実践道徳	学年
二八	三		六	八	八	二	一	第一	第一
			印度哲学史 西洋哲学史 哲学概論、論理学	大學、中庸 論語、孟子 八家文、史記 作文	古今集、新古今集 平家物語、徒然草 增鏡、大鏡 文典、作文	心理學	実践道徳		
二五		二	四	八	八	二	一	第二	第二
		東洋歴史	印度哲学史 西洋哲学史	老子、莊子 近思錄、伝習録 佐伝、作文 時文、唐詩選	万葉集、有職制度 謡曲、俳句 作文	教育学	実践道徳		
二五			五	八	八	三	一	第三	第三
			印度哲学史 支那哲学史 西洋哲学史	易、經、詩、經 支那文学史、読本演習 筆談、尺牘演習	命、祝詞、読本演習、作文、言語学 物語、古事記、宣	教授法 実地授業	実践道徳		
二二			一〇	一〇	二			第四	第四
			印度哲学史 認識論、社会学 美学、支那哲学	經学、諸子学 宗学、王学 詩学、文学	日本文学				

専門部第一科改正学科課程表

合計	英語	法制経済	歴史	哲学	国語漢文	教育	倫理	学科	学年
								学年	
二七	七			六	六	四	四	第一	年
	講文 典、作 読文			印度 西洋 哲学 即ち 俱舍 学史	哲学 概論、 論理学 西学 史	論大徒 理、学、 孟、中 子庸草	心教 理育 学史	西東実 洋洋踐 倫倫道 理理 史史德	
二七	七		二	四	六	四	四	第二	年
	講会 話、作 読文		東 洋 歴 史	印度 西洋 哲学 即ち 唯識 学史	近老日 思本 録子、 伝、 習、 録子	教教 育育 学史	西東実 洋洋踐 倫倫道 理理 史史德		
二八	七	三		五	四	五	四	第三	年
	講会 話、作 読文	法 制 経 済		印度 支那 哲学 即ち 天台 学史	支日 那本 文文 学学 史史	実教教 地授育 授学	倫東実 洋洋踐 理倫道 理理 学史德		

専門部第二科改正学科課程表

学科	倫理		教育	国語	漢文	哲学	歴史	法制経済	外国語 (英語または 支那語)	合計	
	実践	道徳									
第一	四	二	二	八	八	二			三	二七	
	西洋倫理史	東洋倫理史	心理學	文典、大作鏡、大鏡、徒然草	增鏡、大鏡、徒然草	平家物語、古今集、新古今集	古家語、孟、子、庸	大論、學、中	八家文、史記	作文	哲學概論
	実践	道徳	學	文	鏡	徒然草	古今集	子、庸	論	文	學論
第二	四	二	二	八	八	二	東洋歴史		三	二七	
	西洋倫理史	東洋倫理史	教育學	日本文学史、枕草紙	万葉集、有職制度	謡曲、俳句	老文、子、莊、子	近思錄、伝習録	左文、唐詩選	時文	時文選
	実践	道徳	學	日本文学史	万葉集	謡曲	子、莊、子	近思錄	左文	時文	時文選
第三	四	三	三	八	八	二		法制経済		二八	
	西洋倫理史	東洋倫理史	教授業	日本文学史、源氏物語	古事記、宣命	祝詞、読本、演習作文	言語	支那哲學	支那哲學	支那哲學	支那哲學
	実践	道徳	業	日本文学史	古事記	祝詞	言	支那	支那	支那	支那

【東洋哲学】第二編第三号 二〇五―二〇七頁による

大学部第一科は旧学則の大学部第二科を中心に「支那哲学」を「国語漢文」とし、大学部第二科は旧学則の大学部第一科を中心に「倫理」を減らし、「国語」の学科目を増加した。

専門部第一科は旧学則の教育第一科を中心に「国語」と「漢文」を加え「国語漢文」とし「倫理」「教育」「哲学」に見合う程度に増加した。専門部第二科は旧学則の教育第二科を中心に「倫理」「教育」を調整し、「国語」を増加した。

このように改正学則においては、大学部・専門部とも授業時数の少なかった「国語」の学科目を増して、「国語」の比重を増大させた。

大学部と専門部で第一科と第二科の名称と教授内容が逆になっていたのを正し、第一科では哲学・仏教、第二科では国語・漢文を中心に専攻させた。

そして、第一科と第二科とで際立った相違を示しているのは、語学の授業時数である。大学部では、第一科は英語が毎週七時数一年から三年まで課せられるのに対し、第二科は英語または支那語が毎週三時数一年時のみ課せられている。専門部でも語学が同時数、第一科は三年間課せられ、第二科は一、二年時に課せられている。

なお学制改革とともに注目すべきことは、明治三十七年、顧問および評議員の制度を設けたことである。この制度は次節で述べる明治三十七年後半において起きた哲学館大学革新事件のなから生まれたものと考えられる。それは、哲学館大学が革新運動の中心だった四名を私文書偽造で訴え、検事の調停により和解した覚書のなかに「哲学館大学に評議員を置くこと」（「哲学館改革事件の落着」『日本』第五五八号 明治三十八年二月二四日）とあって、五つの和解内容のなかで最も改革の具体性のある了解事項となっているからである。哲学館が大学として発展して行くためには、大学内部の出身者だけで事柄を解決するだけではなく、衆知をあつめて対処して行く必要があった。

顧問は哲学館創立以来、「陰に陽に庇護し援助せる最も縁故深き知名の士」より選び、「本学が重大なる事項に逢着せる場合諮問すべき機関」であつた（『五十年史』九八頁）。この顧問には加藤弘之、石黒忠憲、重野安繹、井上哲次郎、島地黙雷の五名が選ばれた。

評議員は同様に「援助者とし又講師として多大の貢献を為せる人々」より選び、「学制の改革又は学生の進退等に関する事項に関し学長の諮問機関として設けた」ものであり（同）、松本文三郎、高瀬武次郎、有馬祐政、内田周平、齋藤唯信、中島徳蔵、尾上八郎の七名が選ばれた。

そしてこの顧問・評議員の制度は、学長交代の際、「規約」により学長前田慧雲に引き継がれた。

第二節 井上円了学長の退隠

一 大学運営をめぐる問題

明治三七（一九〇四）年四月一日、私立哲学館大学は、開校式を講堂において挙行した。しかし、大

学学財政
学運営の基盤となる財政は、かなり厳しい状況にあつた。財政の窮迫は、確固たる財政基盤をもたず、各個人の少額の寄附金にたよつて運営してきた哲学館大学にとっては、ただちには解決困難な問題であつた。

哲学館同窓会は開校式に先立つ同年三月一日付で、哲学館同窓会員に宛て、左のような檄文を発表して大学開設にあつたの寄附金募集の協力を呼びかけた。

同窓諸兄に檄す

風災回祿、加ふるに彼の天下を震撼したる所謂哲学館事件等を以て幾多の迫害を被りたる哲学館は夙に独立自由の主義を宣言し、来る四月を期し、大学を開設せんとす。雨降りて地固まるとは是れ吾人か母校たる哲学館の謂ひにあらざる乎。多事業を哲学館に受けたる吾人同窓、焉ぞ之を冷然視するを得んや。夫れ哲学館は吾人か活動の泉源にあらすや。然り吾人が母校発展の盛事を開きその雀躍の情禁すること能はざる也。是に於いて同志相譲りて広く同窓の士に概してその熱腸に懇へ、以て応分の寄附を求め、此の盛業の好記念となさんとす。冀くは同情同感の諸氏、吾人同志の微衷を察し、母校発展の首途を祝するに吝ならざらんことを望む。敢て檄す。

明治三十七年三月一日

哲学館同窓会

(資料編 I上) 九二九—九三〇頁)

寄附金は、授業料収入とともに大学運営を支えていくうえで、極めて重要な財源の一つであり、私立哲学館は大学設立認可申請をするとともに、積極的な大学資本金の募集運動を開始した。

学長井上円了も、各地方を巡回する際、寄附金の募集につとめた。例えば、明治三十七年一月、大学開設と修身教会設立の報告のために甲州地方を巡回した際、募集した寄附金の合計は四八八円五二銭であり、一日の平均にすると三三円七〇銭であった(『修身教会雑誌』第二号 明治三十七年三月一日)。

明治三十七年前後の物価は、消費者物価指数で換算すると、みそは一キログラム約一〇銭、うるち米は一〇キログラムで約一円一八銭程度であり、当時の物価を勘案するならば、この時甲州で募集された寄附金は、決して少額とはいえない。なお、資本金の寄附は、明治三十七年度には七九一円六〇銭五厘、明治三十八年度には八七七円二〇銭(『修身教会雑誌』第二六号 明治三十九年二月一日)であった。

井上円了の努力にもかかわらず、大学財政が当面している事態の深刻さには変わりはなかった。この時、すでに負

債は相当額にのぼっていた。明治三七年度の「哲学館大学総決算報告」によると、この年度において累積した負債の総計は、二万二、一四二円六二銭である。内訳は、大学運営全般の必要経費にあてられる資本部の収支が一万四、一五三円六三銭、三厘の不足金となり、また校舎等の施設建築の費用にあてられる新築部の収支には七、九八八円九八銭七厘の不足金が生じている。これら資本部と新築部の不足金に対しては、本来、年度内の運用が前提である月謝部から一万五、五八七円六四銭八厘を借入し、立替えて支出がなされている。いま、明治二三年の専門科開設準備のための資金募集から大学開設時までの収支状況を图示すると、次頁のとおりである。

学生数激減への対応策

大学運営を支える財政面において、寄附金の他に、もう一つ重要な財源の柱となるものが入学および在学する学生からの受験料、授業料（月謝）による収入である。この点に関しても、明治三七（一九〇四）年前後の私立哲学館は、学生数が激減し、新たに私立哲学館大学として出発した後も、この事情は通学生、通信生ともに変わることがなかった。このことは、高等専門教育機関としての教育活動の不振を意味するばかりではなく、当然大学運営における財政上の悪化をも意味するものであった。

なぜ、学生数激減という事態にいたったのか。その主な原因として、学長井上円了は、(一)一般時局の影響、(二)各種学林の整備、(三)教員無試験検定特典の取消の三点をあげている（『哲学館大学革新交渉顛末』明治三七年二月 二頁）。すなわち第一は、日露戦争という社会的情勢を背景にした国民生活全般にわたる経済的影響、特に家計収支への圧迫が、教育機会への接近を一時的に縮小させたことである。第二は、仏教・儒教を主な柱とした「教科大学」としての私立哲学館大学の特殊性に根差した要因である。各宗門の学林は、施設・組織を整備し、徴兵猶予の特典も獲得して、専門学校令による設立・認可をうけ、「大学」としての体裁を整えつつあった。したがって、僧籍の学生が選択すべき進路として、一般大学より宗門大学のほうが将来有利であるという状況にあったのである。第三は、大学開設直前に、

哲学館大学総決算報告

○資本部総決算

年 度	収 入 (備考)	支 出 (備考)
明治23～29年度	5,213円 2銭9厘 (寄附・雑入)	706円54銭9厘 (募集費)
明治30年前半期	50円60銭 (寄附)	9,908円 (地所購入)
明治30年後半期および31年度	217円95銭 (")	1,295円 (")
明治32年度	188円 (")	814円50銭 (家屋購入)
〃 33 〃	729円65銭 (寄附・雑入)	2,863円25銭 (地所・家屋・図書購入)
〃 34 〃	1,813円 7銭2厘 (")	498円20銭 (地所・家屋購入)
〃 35 〃	1,472円51銭 (寄附・新築部より)	8,910円95銭 (" ")
〃 36 〃	196円40銭 (寄附)	—
〃 37 〃	961円60銭5厘 (寄附・雑入)	—
計	10,842円81銭6厘	24,996円44銭9厘
		Ⓐ 差引 -14,153円63銭3厘

○新築部総決算

年 度	収 入 (備考)	支 出 (備考)
明治29年度前半期	1,058円60銭8厘 (寄附・利子)	101円20銭5厘
〃 後半期	323円15銭 (寄附)	44円 2銭6厘
明治30年度前半期	1,483円88銭3厘 (寄附・利子)	2,950円98銭5厘
明治30年度後半期および31年度	1,508円72銭 (")	3,621円31銭1厘
明治32年度	3,450円4銭1厘 (寄附)	342円54銭2厘
〃 33 〃	4,528円18銭9厘 (")	13,498円24銭7厘
〃 34 〃	5,375円81銭4厘 (")	8,458円 3銭5厘
〃 35 〃	6,882円64銭5厘 (")	2,597円40銭2厘
〃 36 〃	534円25銭 (")	832円70銭
〃 37 〃	791円60銭5厘 (")	1,471円43銭9厘
計	25,936円90銭5厘	33,925円89銭2厘
		Ⓑ 差引 -7,988円98銭7厘

※柔道道場建築費(別途支出)

寄附金収入	936円35銭
建築支出	948円29銭5厘
	<u> </u>
	-11円94銭5厘

以上、資本部・新築部負債総計 Ⓐ+Ⓑ=22,142円62銭

月謝部からの立替金額 15,587円64銭8厘

(『資料編 I上』832-853頁より作成)

いわゆる「哲学館事件」が発生したことである。もともと私立哲学館は教員となる人材の養成という機能を果たしてきたのであるが、哲学館事件により教員無試験検定の特典を取り消され、大学開設後も、その点に関しては何ら改善をみることがなかった。教員資格の取得を志す若者の入学を前提に学科課程を編成していた私立哲学館大学にとって、極めて不利な状況が続いていたといえる。

学長井上円了は、入学者数の増大をはかるため、さまざまな手段を講じ働きかけをおこなった。その典型例として、曹洞宗管長西有穆山宛に、明治三七（一九〇四）年八月二十九日付で送付した「懇願書」と、その後両者間で交された文書があげられる。この井上円了による「懇願書」では、「教科大学」としての私立哲学館大学の特色が、まず強調されている。すなわち、哲学館大学には、西洋の「神科大学」にあたる「教科大学」の学科を設置している。わが国の「教科大学」においては「仏教ヲ以テ中心ニ置カザルヲ得ズ」、その仏教の研究は「八宗ニ貫通セル根本的教理ヲ主トスルヲ要ス」るが、哲学館大学では、そのため「一宗一派ニ編セズ八宗兼学」の方針をとっている。

このように「各宗各派ヲ通シ且ツ僧俗ノ別ナク共ニ入学シ得ル」哲学館大学には「各宗各派間ノ連絡」と「僧俗間ノ交際」とを可能にし「仏教ヲシテ社会的方面ニ活動セシムル」利点があるというものである。

以上のように「宗派ヲ離レテ独立セル教科大学」としての哲学館大学設置の必然性、優位性を理由に、井上円了は曹洞宗僧侶徒弟の哲学館大学入学の件について、曹洞宗本山に直接協力の懇願をおこなった。その主旨は、曹洞宗僧籍にある哲学館大学卒業生を曹洞宗大学林卒業生と同等に処遇する規程を設けてもらえるならば、宗門の哲学館大学生に対して左記のような便宜をはかりたいというものであった。

貴宗ノ僧侶徒弟ニシテ本館大学ニ入り大学科若クハ専門科ヲ履修シテ学士若クハ得業トナリタルモノヘハ宗制規則ニ照シ貴宗内ノ最高学林ヲ卒業セルモノト同等ノ位置ヲ与へ及ヒ其学力ニ相当スル待遇ヲ定メラレンコト貴山ニ於テ右ノ規程ヲ

設ケラル、上ハ本館ハ之ニ対シテ貴山ノ為ニ左ノ便宜ヲ計ラントス

一、貴山ノ指名ニテ本大学へ留学セル学生ハ別ニ勤惰表ヲ造リ毎学期若クハ毎学年ノ終リニ於テ学力品行ニ関スル詳細ノ報告ヲ貴山へ送ルコト

一、貴山ノ指名ニカ、ル学生へハ入学ノ際束脩及ビ受験料ヲ全免スルコト

一、貴山ニテ本大学維持費ノ内へ毎月若クハ毎年一定ノ金額ヲ定メテ寄附アル場合ニハ其金額ニ応シテ貴山指名ノ学生ノ月謝ヲ減免スルコト

一、貴山指名ノ学生多数アリテ本大学所定ノ学科ノ外ニ特ニ貴宗ノ宗学ヲ授クル必要アル場合ニハ本大学ノ授業ト教場トニ差支ナキ限りハ貴山ヨリ特ニ宗学教師ヲ送りテ本大学内ニ於テ宗学ノ教授アルモ苦シカラズ但シ其場合ニハ予メ協議ノ上規程ヲ設クルコト

さらに曹洞宗本山の「所望ニ応シ本館近傍ニ監督寄宿舎ヲ設ケ特別ノ監督ヲナス等本館ノ事情ノ許ス限り便宜ヲ計ルコトトスヘシ」と付記されている（『私立哲学館大学長井上円了懇願書』『東洋大学史紀要』7 一九九〇年三月三十一日 八一―八二頁）。

この懇願書に対して、明治三十七年九月上旬「委細承了」する旨の回答が私立哲学館大学長井上円了宛に提出された。それによると、曹洞宗学林の組織・宗規に照らして、哲学館大学卒業生に対する「位置待遇」については、次の方法が取られることになった。

- 一 貴館大学部第二科本科卒業生ハ宗乗ヲ除ク外ノ諸学科ニ関シ本宗大学林卒業生ト同等以上ノ学力アル者ト認定スル事
- 一 貴館大学部第一科及専門部各科ノ本科卒業生ハ本宗大学林所設ノ学科ト同学科同程度以上ノ科目ニ限り本宗大学林ニ於テ履修シタル者ト同等以上ノ学力アリト認定スル事
- 一 前二項ノ認定ハ本宗教師検定条規ニ依リ学力ヲ検定スルニ際シ調査ノ上特ニ其科目ノ試験ヲ免除スル事

猶本宗学林所設ノ学科ト同一ノ学科ヲ履修シタル者ニ対シテハ其科目ニ限り本宗学林ニ於テ履修シタル者ト同等以上ノ学力アリト認定スル事例セハ公私立中学校卒業生ハ宗乗余乗ヲ除ク外本宗中学校卒業生ト同等以上ノ学力アル者ト認定シ又貴館ノ如キ本宗大学林ト同一ノ学科ヲ設クル高等ノ学校ニ於テ履修シタル者ハ其科目ニ限り本宗大学林ニ於テ履修シタル者ト同等以上ノ学力アリト認定スルカ如キハ本宗々規ニ既ニ明文有之從來既ニ其方針ヲ執リ来リ候ニ付此旨併セテ御承了有之度候

(同 八三一—八四頁)

これに対して、同年九月一二日付で、哲学館大学長井上円了より曹洞宗宗務局学務部長佐藤鎮額宛に鄭重な礼状が出されている(同 八四—八五頁)。

『駒沢大学八十年史』にはこのことが「曹洞宗大学林卒業生(後に曹洞宗大学、駒沢大学)に次いで数多くの曹洞宗在籍の哲学館大学(後に東洋大学)卒業生を輩出せしめるに至った端緒をひらいた」(二四二頁)と記されている。

教員無試験検定

在学学生の激減という事態は、哲学館大学における教育活動の不振を意味し、さらには、高等専門教育機関として本来果たすべき役割が充分に果たされていないという印象を哲学館出身者に強く与え、このような現状は、哲学館大学の将来に決して明るい展望をもたらさない深刻な事態と受け止められていた。

再認可への動き

そこで、右の井上円了の打開策のほかに在籍学生数の激減の解決策として、哲学館出身者の間に浮上してきたのが明治三六年四月二〇日に提出された歎願書以来、途切れてしまっていた教員免許無試験検定の再出願であった。

明治三七年一〇月中旬以降、講師・在京出身者有志により、教員免許無試験検定の再出願を主題として、数度の会合が開かれた。まず、同年一〇月一七日松本文三郎、有馬祐政、高瀬武次郎の三講師が発起人となり、講師および在京出身者を招集して無試験検定再認可の件につき、帝国大学の集会所において会合を開いた。そこで三講師を総代と

して学長井上円了に「勧告書」を提出することが決定した。翌一八日これを聞いた出身者有志は、このことは「母校の爲め焦眉の急務」(『哲学館大学革新交渉顛末』明治三十七年二月二頁)とみなし、講師を援助するため「哲学館大学が広く我国教育界ノ爲ニ此際無試験検定ノ特典ヲ得ムコトヲ希望ス」と決議し、同月二一日、三四名の連署をもってその決議書を学長に提出した。同年一〇月二二日には、本郷の麟祥院において、在京同窓会有志を中心にした「同窓会臨時大会」が開催された。そこで、無試験検定再出願について学長に建議することが可決され、その建議書が、同夜有志総代二名の手で、井上円了に提出された。さらに、同月二八日付で、講師総代として松本、有馬、高瀬の三講師連名による「勧告書」が提出され、続いて認可を取り消された卒業生からも同年一月一〇日の日付で建議書が提出された。

これら教員免許無試験検定再出願に関する一連の勧告書および建議書では、それぞれ哲学館出身者の立場からは、「再び夫の教員無試験検定を出願してその特権を得る事の如き少くとも生等の希望を満足せしむる所以の最良なる手段の一たるべきを信じて疑はず」(『資料編 Ⅰ下』一〇二頁)と述べられ、また哲学館大学講師の立場からは、「哲学館大学は我国に於ける唯一の哲学専門の学校にして哲学の研究と普及とを計り適当なる教育者を養成するを以て目的とするものなれば其の責任は実は大なりと謂ふべし而して吾儕は之が責任を全うするが爲には本学に教員無試験検定認可の資格を備ふるの緊要なるを認めずんばあらず若し之を備へずんば他に幾多の此の特権を享受せる学校あるが故に或は之に趨く者あるべく或は哲学攻究の志望を変じて他の学科に向ふ者もあるべし斯かれば哲学を学ばんと欲する学生の遺憾は勿論本学の主旨を遂行するに一大障碍を為すものなり」(同 一〇〇—一〇二頁)と述べられている。

さらに事件当時の卒業生の建議書では、「生等は所謂『哲学館事件』当時の在学生として認可取消のために多少の災害を被りたるもの自ら進て之れか恢復の出願を先生に迫る偶々以て自己の薄志弱行を暴露するの譏を免れざるべく殊

に先生生等を愛し生等を慈しむこと深く且つ厚く人の教員無試験検定再出願を説くものある毎に「常に厄に遇へるものゝために復た之をなすに忍びず」と答へられると生等感激実(マコト)に語の出すべきを知らざるなり然るに生等不敏と雖も今や自ら立ち自ら活く今にしてこれを先生に建議す敢て又世の議を買ふことなかるべし(同 一〇二頁)と訴えかけている。

この教員免許無試験検定が再認可されたのは、明治四〇(一九〇七)年五月一三日のことであり、すでに井上円了は学長を退隠し(三八年一月三十一日)、大学名は私立東洋大学と改称され(三九年六月二十八日)、前田慧雲が第二代学長の任を引き継いでいた。

哲学館大学革新事件

明治三十七年一〇月二二日、教員無試験検定の再出願を学長に建議するため麟祥院で同窓会臨時大会が開催されたことは前述したとおりであるが、この大会を直接の契機として「哲学館大学革新事件」が起こることになった。同窓会内部に蓄積されてきた不満・対立が一举に表面化することになったのである。この事件の概略を知りうる資料は「革新」を主唱した側が作成した『哲学館大学革新交渉顛末』のみであるので、資料の性格に配慮しつつ、これを主として事件の経過を追ってみると次のとおりである。

一〇月二二日の大会で教員無試験検定再出願の件が満場一致で可決されたが、解散の際、来年一月の同窓会の新年宴会開催の話題がきっかけとなり、出席者の竹内周治、佐村八郎らが、現在同窓会は同窓会役員を主とする一部の者によって勝手に運営され、腐敗・墮落していると非難し役員等の責任を問うとともに、同窓会の根本的な革新の必要性を訴えたのが、哲学館大学革新事件といわれるもののはじまりである。そして、一〇月二十九日には竹内らに賛同する五八名を代表して四名が連署で、同窓会会長である井上円了に宛て「建白書」を提出した。建白書は、同窓会の役員である会計部、雑誌部、庶務部の三部長と「一二専横者」が「引援朋党」して、いまや同窓出身者の会ではなくて

単に一、二出身者の会合の觀を呈していると現状を訴え、三部長の責任を問ひ、何らかの処分をおこなうことを建議する内容であった。

これに対して一月八日、井上円了は「建白書」の四名の署名者のうち西脇玉峰（京北中学教員）をのぞく鷲尾順敬、竹内周治、佐村八郎の三名を和田山の自宅に招いて会見した。井上円了は彼ら三名に、同窓会についての具体的な革新案を早急に提出するよう要請した。それに応えて三名は、一月一日、同窓会の「革新案及全規則案」を井上円了に提出した。

同窓会の革新を主唱するものが最も問題としたのは、同窓会内部にとどまらず、大学運営とも密接な関わりをもつ「出身者の教職員が一種の朋党をなし専横暴慢を極むる」状態にあつたことであつた。したがつて提出した改正案は、従来の規則と異なり、役員は、会長のほかに副会長一名をおき、これは「講師中の名望ある者」を会長が推し、部長三名は「出身者中より会長之を任命する」が、在職の教職員を除くものとした。また部長と「各級ノ級長副級長」があたる理事に一カ年の任期をもうけることにしたものであつた。

これをうけた井上円了は、一月二五日「出身者教職員」である田中治六、境野哲、三石賤夫ら十余名を招集して「吾哲学館は予が独力経営になれるものにして決して他の干渉を容るさず」と述べる一方、革新案については「決して外部の革新干渉を顧るの要なし若し内部に在りて強ひて干渉を試みる者あらば已むを得ず退職を要むることあるべし」と革新運動を「干渉」であるとして否定的な態度を示した。

二月一日、革新側の立場を改めるよう井上円了から説得されていた西脇玉峰と秋山悟庵（哲学館大学図書係）は、翻意はできないとして、井上円了に辞表を提出するにいたつた。西脇玉峰の辞職では京北中学の生徒間に動揺が起つた。

革新側は二月三日「綱領第一同窓会を根本的に革新し本大学の一大後援たることを期す第二同窓会に抛り本大学の廓清発展を期す」という内容を含む「革新の議」を発表し、在京ならびに地方の同窓に発送すると同時に「哲学館大学同志会」を結成した。この「革新の議」に応えるものとして井上円了は『東洋哲学』第一編第一号（明治三七年二月五日）に次のような通告を掲載した。

至急通告

革新綱領の主唱者諸君が本大学の為に一意隆盛を企図せられたりしは誠に感謝の至りに堪へず其第一条たる同窓会の革新に対しては本月四日の決議に本づき出身者同窓会を設立することになりたれば其方にて協議あること、信ず第二条の本大学廓清発展に関しては拙者別に考ふる所ありて急速過激の行動は害ありて益なく却て本大学の発展を妨ぐるものなれば其主唱者の好意を謝すると同時に同志会なるもの、解散あらんことを望む右拙者の所見及び所望を述べて出身者諸君に通告す

明治卅七年十二月

哲学館大学長 井上円了

右の通告の中にあるように、二月四日に同窓会総会が開かれたがその翌五日に哲学館大学同志会の総代三名が井上円了宅を訪問して会見をおこなった。しかし「革新」をめぐる両者間の話合いは結局相互理解をみることなく平行線のまま終わった。この間、一方で井上円了は「地方の哲学館諸君に告知す」（現在この資料は確認されていない）を地方出身者に頒布し「革新の議」に論駁を加えていた。

この「哲学館大学革新事件」が、どのような決着をみたのか。明治三七年二月一三日に改正決議された哲学館大学同窓会規則（『資料編 Ⅰ下』六九二―六九三頁）と従来（明治三五年四月）の同窓会規則（同 六九一―六九二頁）を比較してみると次のとおりである。まず、同窓会の構成については「本大学在學生ハ必ず會員タルノ義務アルモノ」

とし、これまで同じく会員であった「本大学出身者ハ総テ」「会友」となった。同窓会の構成主体は在学生になったのである。役員については、会長一名は従来どおり「本大学々長ヲ推戴ス」ることとし、理事は三名で一名は「本大学幹事」を推し、他の二名は会友中から会員の多数決をもって推挙することになった。理事は、会計、庶務、編輯、運動各部の事務を分担するものとし、従来の三部の他に学生主体となった同窓会に新たに運動部が設けられた。これは同窓会に「ロケットニス其他ノ運動器具ヲ備ヘ」会員に一定の条件で使用させるというものであった。また理事を補佐する委員は、各学級の正副級長があたり、さらに編輯部、運動部委員各若干名を会員中から互選するものとした。理事・委員は、ともにその任期が一カ年となった。

以上みたように、哲学館および哲学館大学が井上円了を中心に少数の「出身者教職員」の協力で運営されてきたこれまでの経緯から、同窓会および哲学館大学の革新を主唱した運動は、その意に反して不徹底なものとして終わらざるを得なかつたといえる。

二 学長退隠の理由

退隠の契機と経過

井上円了が、哲学館大学長および京北中学校長を辞任したのは、明治三八（一九〇五）年一月三十一日である。この辞任の表明は、本人自身が「昨年十二月限り両校全部を挙げて他人に譲り、自ら退隠することに決心し、突然今回の更迭を見る」（『資料編 I下』二〇九頁）と述べているように、かなり突然のものであった。同三十九年一月五日発行の『東洋哲学』第一三編第一号には、次のような告知記事が掲載されている。

井上先生の退隠 哲学館大学長兼京北中学校長井上円了先生は、かねてより神経衰弱に罹り居られしが、静養の爲め、旧臘三十一日限り、自ら其職を退き、改暦とともに、学長、校長を左の通り確定せられたり、

哲学館大学名誉学長

井上 円了

哲学館 大学長

前田 慧雲

京北中学校名誉校長

井上 円了

京北 中学校 校長

湯本武比古

独立独歩経営刻苦、育英に従事せらるゝこと茲に二十年、今や後継其人を得て愈退隱の身とならる、吾人は、恩師先生の一日も早く平癒全快せられんことを望むや至りて切也、
(同 六八頁)

しかしながら、あまりの突然の辞任であつたために、さまざま臆測が流れ、また直接大学へ問い合わせたものもあつた。明治三七年秋から三八年春にかけての、いわゆる哲学館革新事件を想起して、その事件と学長退隱とを関連づけて受け止めた者も多かつたのではないかと推察される。井上円了も『東洋哲学』第一三編第二号(明治三九年二月五日)の「退隱の理由」の冒頭で、「世間に種々の推想臆説をなすものあり、随て浮説流言を放つものもある趣なれば、此に腹藏なく其顛末を開陳して、両校関係の諸君に告げ併せて世人の疑を解きたいと思ひます」(「資料編 Ⅰ下」二〇八頁)と述べている。退隱の直接的な要因は明治三八年の「一二月に入り、庭前にて卒倒せんとしたること前後二回に及び、家族の者も大に掛念して万一の事あらんを恐れ、切に静養を勧むるなど」(同 二〇九頁)があつたことであつた。しかし、体調の変化はすでに同三七年の夏期頃から見られた。この時期は、学長井上円了にとつて、「独立自活の精神」をもつて大学運営にあたり、多忙な活動をしていた頃であつた。時々見られる神経衰弱の兆候も、単なるその時々体調変化といった程度に思つていたようである。その兆候とは、「半日仕事をすれば半日眠息を要し、昼間僅に業務に当れば夜間大に疲労を覚ゆる」(同 二〇九頁)程度のものであつた。ところが、同三八年の四月頃より、明らかに神経衰弱と解することのできる兆候が表れはじめた。

その症状とは「精神の疲労の甚しきを覚え、徒然として日を送ること多く、時としては悲観に流れ、何事も意に適せざる様に感じ」（同 二〇九頁）るといふものであった。そこで、医者イサナの診断を乞ひ「神経衰弱症」であることを知らされた。さらに一二月頃には「学校の俗務を厭うの念」（同 二〇九頁）が日毎に甚だしくなるというような精神状態に陥っていった。

このような身体的・精神的な状態の続くなかで、いつ、何が退隱を決意させたのか。井上円了自身それは、明治三八年一二月一三日の夜のこととして次のように述べている。

退隱の暗潮は、発病以来余が心海中に流れつゝありしも、断然昨年十二月限りと決心を定めたるは、正しく其月の十三日の夜であります、当日は例年の如く、哲学館大学紀念会を開き、上野静養軒ウツノシヤウケンに於て祝宴を挙げしに、来賓中、石黒男爵、大内居士の演説が大に余が心頭に感動を与へ、帰宅後百感一時に湧き出し、終夜眠ること出来ず、或は往事を追懐し、或は将来を予想し、人生の何たる、死後の如何までを、想し去り、想し来り、感慨極りなき有様でありました

（同 二一〇頁）

この時の哲学館大学紀念会における石黒忠恵、大内青巒の演説のどの部分が井上円了の内面に深い感動を呼び起こしたのかは、明らかではない。ただ、井上円了は「万劫にも得難き人身を受けて此に生れ出で、一去再来を期し難き一生なるを思ひ合せ、折角生れたる一大紀念を遺さざるべからざるを考へ来るに、二十年來の学校経営は、精神上の紀念といふよりも寧ろ物質上有形上の紀念に過ぎず、尚ほ此外に、精神上理想上の紀念を造るの義務ありと自覚し、其義務は今日の塵境を脱して閑地に就き、読書三昧ミツミの生涯を送るにあらざれば遂行すること能はずと決意するに至りました」と語り、さらに「此理想上の経営は、余が先天的の約束のある所にして、他人をして代らしむべきことにあらず、嗚呼畢生の大事、軽々に看過すべからず、大に決心すべきは此時にあり」（同 二一〇―二一一頁）と語ってい

る。

四つの理由

井上円了は明治三十九年二月五日発行の『東洋哲学』（第一三編第二号）および一日発行の『修身教会雑誌』（第二六号）に同文の「退隱の理由」を発表し、自らの退隱の理由を四つに分類し説明した。比較的長文である「退隱の理由」の末尾の部分で、この四つの理由について、「其第一は病氣の爲め、第二は事業の爲め、第三は社会の爲め、第四は家族の爲め」（『資料編 Ⅰ下』二二四頁）と、その内容を簡潔に要約している。

いま少し詳しく四つの理由をみると、退隱の第一の理由は、「余が脳病の爲に劇務に當ることの出来ぬ事である、其脳病は神経衰弱にして」（同 二〇九頁）とあり、劇務に耐えられぬ病状が退隱の直接の理由としてあげられている。しかしまた、病状がさほど悪化しない前には、哲学館創立の哲学普及という目的は達成したので「学校組織を解散して講習会組織に変成するに如かず」と考えたり、小学校を設立して校長となり、それとともに京北中学校・哲学館大学を他人に譲渡しようと考えていたことなどが語られている。

第二の理由を述べている部分は、四つの理由全体の中で井上円了の心情が最も簡明にかつ切々と吐露されているところである。井上円了自身、これまでの自らの人生を回顧して「俗事日を追うて繁劇を加へ、一卷の書も精読するの暇なき程なれば、自ら二十年来不讀書と唱へ、全力を学館の拡張に注ぎ、其業未だ大成を告げしにあらざる」（同 二一〇頁）と思いつつも、「国家社会より受けたる教育上の恩義の負債は、差引上償還し得たりと考へ、此上は境遇を転じて閑散の地に就き、二十年前の往時に立戻り、読書研学の生涯を迎へ、明窓浄几の間に残生を送るべき時節今や到来せりと確信」（同 二二〇頁）するにいたったことを述べ、「今より二十年前にありて、微力ながら東洋哲学の精華を發揮せんと欲し、著作に従事したりしが、学校経営に着手せし以来、年一年より塵務に忙殺せられ、著書の未だ完結せざるもの多きが爲に、世間より督促の声あるも其約を履行する能はず、是れもとより自ら快しとせざる所なるも、

当時の勢如何ともすること出来ざれば、深く遺憾に思ひ、早晚閑散の身となりて、此等の大成を図りたいと思ひ居たる宿念も、同時に湧き出で、一昨年来の病魔は、実に余をして境遇を一転するの好機を与へたるものと信じ、是れ即ち余の一大事因縁ならんかと考へ、一日も早く忙境を遁れて静養を試み、全快の上は此一大事に余生を送り、理想上の紀念物を造り、以て永眠に就かんとの大決心を起すに至りました」と語っている。

第三の理由は、井上円了の退隱にともなう大学譲渡に関する事柄である。すなわち、私学は、たとえ個人による創立、経営であつても、教育機関として公共的財産の性格をもつものである。したがつて、創立者の退隱にあつて、その公共性を証明する意味でも、そのすべての財産を譲渡すべきであるというのがその主旨であり、第三の理由は、次のように説明されている。

従来独力にて学校を経営したりしは、余が社会国家に対する一事業として、己れの力を試さんとする目的より出でたることにして、創業の当時にありては、二十年間に大成を見んとの予想なりしも、何事も意の如くならざるは人生の常態にして、種々の厄災の為に妨げられ、順境よりは逆境多く、得意の時よりは失意の場合多く、創業二十年の今日に至るも、一半成功して一半未成の有様である、退きて考ふるに、是れ余の微力の然らしむる所にして、決して人を恨むにも及ばず、天を咎むるにも及ばず、己れの運命の限りを尽したるものと思へば、何等の遺憾もなき筈なれば、今より之を他人に譲与して、其事業は、決して余が一身一家の為に起せしにあらざることを証明するの時來れりと考へました、是れまで余が独力にて経営せる為に、世間往々之を永く余の私有物として子孫に伝ふるものゝ如く想像する人もあり、或は一宗一派の学校〔校〕なるが如く臆測するものもありて、種々の非難を招きしも、是れ皆余の本意を誤解せるより起りたるものである、されば、此疑惑を解くには、自ら其位置を他人に譲り将来他人をして相続せしむる道を開くより他に良策なしと考へました、果して然るときは、学校は一身一家の私有物にあらずして、社会国家の共同物たることが分ると同時に、余が公共事業として経営したることの証明が出来る

(同 二二二頁)

ここで強調されていることは、井上円了家一族ではなく、全くの他人への全面譲渡という行為によって、井上自身の哲学館経営がもっている公共性と正当性が証明できるといふ点にある。このことは、また、哲学館経営に対するさまざまな批判への井上円了自身のひとつの回答でもあつたといえるだろう。

第四の理由については、「今日の有様にて若し余に生命に万一の事あらば、学校の経営を何人に托し、且つ如何様にしてすべきやとは、愚妻等が平素掛念する所にして、今より哲学館と井上家との別を判然たらしめ、以て他日の困難を避くる様にせよと余に迫り居る次第である、余が家系は代々卒倒して死する遺伝あれば、余が脳患の為に卒倒せんとせしを聞きて、家族等が一層此事を憂慮し、何時如何なる変事の起らんも計り難ければ、成るべく速に死後の方針を定むべしと余を促すこと一層切なるに至りたれば、余も大に決心し、今己れが死したるものとなりて、死後の経営をなすの必要を感じ、今回の病気を好機会とし、学校全体を挙げて他人に譲与し、自ら退隠して他人相続の道を開きたる訳である」(同 二二三―二四頁)と述べている。

学長退隠のこの「四つの理由」は「哲学館経営以来茲に二十年に達せんとし、其間数回の厄災にかゝり、全国を周遊すること前後二回に及び、終年校務の為に牛走馬奔し」てきた井上円了がその間に生じたさまざまな誤解や批判に對してひとつの結論を得たものといえよう。

そして、井上円了は一生涯の仕事として、これ以後は国民道德の普及と向上をめざして社会教育活動を展開し、全国各地を行動することになる。

第二章 東洋大学への改称

第一節 井上学長から前田学長へ

一 学長交代にともなう事務引継

新学長との契約

明治三八（一九〇五）年二月一三日、井上円了が退隱を決意して後、二週間たらずのうちに哲学館大学長も内定し、同年二月二十八日には両者の間で事務引継に関する契約が交わされた。その内容は、第一は、学長交代に関する日程、第二は、私学としての学風継承と運営の件、そして第三は井上円了が保有すべき財産の確定である。

「契約書」の具体的な中身をみると、第一については、明治三八年二月限りで、井上円了は哲学館大学長を辞し、前田慧雲が後継者となって翌三九年一月から学長の事務を取り扱うこと、その発表は一月八日とする。第二については、前田慧雲が学長となるにあたり、大学運営上取るべき方針として、創立の主旨である東洋哲学の振興普及をはかること、財団法人とすること、将来もし「本学出身者中ニ特ニ拔群ノモノ」がいたら、そのものに学長を受けつがせること、そうでない場合は出身者以外の教員（講師）をあてること、以上の三つを約定した。

第三については、退職にあたり井上円了の創立以来の功勞に対する「賞与」として、和田山哲学堂一棟、曙町の木造平屋二棟と株券額面二、三〇〇円を井上円了に「割与」とするといふものであった。

また、原町の井上円了の土蔵付私宅と旧宅は、元建築費四、二〇〇円をもって哲学館大学が井上円了から購入すること、和田山敷地一万四、四五五坪は、その元価九、九九三円六五錢で井上円了へ売り渡すこと、この差引代金五、七九三円六五錢は井上円了の哲学館大学に対する負債として、明治四〇年から毎年五〇〇円ずつ、一〇年間は無利息で一〇年以後は一割の利子をつけて一二年間で完済することとした。そしてこれら三項を差し引いたものを哲学館大学財産として、その項目を別紙に掲げ、この井上円了から前田慧雲への引渡しは、姓名書換えと同時にこなうといふものであった(『資料編 I下』二〇六―二〇七頁)。この契約書を作成するにあたって、井上円了は前田慧雲に対して「哲学館大学資産」の一覧とともに「要求」と「所望」を提示した。その「要求」は井上円了の私有財産を確定するものであり、「所望」は大学の学風継承と運営についてであったが、これらは全面的に「契約書」の文言の中に取り入れられた(同 八七五―八七六頁)。

以上、両者間で学長交代の手續きが終了し、明治三九年一月一日「私立哲学館大学代表員変更申請」が「私立哲学館大学設立者文学博士井上円了」より文部大臣に提出され、同年一月二三日認可された(同 二〇〇―二〇一頁)。

前田慧雲の経歴

新たに哲学館大学長となり、井上円了の後継者となった前田慧雲は、安政四(一八五七)年一月四日、伊勢国(現三重県)桑名市浄土宗本願寺派西福寺の覚了の長男として生まれた。一四、

五歳頃より、漢籍を学び大賀旭川の塾で詩文を修めた。明治八(一八七五)年、一八歳の時、浄土宗西本願寺西山教授校に入り、同一〇年の一時期、小学校の教員を務めた。翌一一年二二歳の時、本願寺留学生として三井寺で天台学を学んだ。この時期、後に天台学の泰斗と呼ばれる基礎が形成された。一七年松島善讓の信昌閣に入り、以後三年間

宗学を研究した。一九年二九歳になって、一時故郷の近くで任職となるが、二二年上京し、「尊皇奉仏大同団」を結成、その幹事となり『令知会雑誌』に「天台宗大意」の一文を発表した。この頃から、「仏学研究」の立場における論文や教学の立場での一般向け論文を積極的に執筆、発表するようになった。二四年から七年間、本山法主大谷光瑞の学問所主事を務め、三一年同派大学林副総理となった。三三年四三歳の時再び上京し、東京帝国大学文科大学講師をはじめ、諸専門学校の講師を務めたが、この時、哲学館の講師も務めることになった。三六年文学博士となり、また高輪仏教大学長となった。同年一〇月、「本願寺教学私見」を発表し、かつ『大乘仏教史論』を刊行して派内に騒擾が起き、翌三七年三月本願寺より除籍処分を受けたが、三八年一二月に復籍した。明治三九年哲学館大学長となり、大正三（一九一四）年六月まで約九年間学長を務めた。一一年九月竜谷大学長に就任、昭和四（一九二九）年四月病氣により竜谷大学長を辞任し療養につとめたが、五年四月二九日七三歳で逝去した。

前田慧雲について高嶋米峰は「学の人であると同時に、徳の人であり、又、信仰の人であると共に趣味の人であった」（高嶋米峰『本願寺物語』四二頁）と述べている。

京北中学校長の事務引継

哲学館大学長の交代とほぼ時を同じくして、京北中学校長の交代もおこなわれた。明治三八（一九〇五）年二月二九日に、旧校長井上円了と新校長湯本武比古および新選出の維持員六名の計七名との間で、事務引継に関する契約が交わされた。この契約書の内、資産に関する部分を除外すると、その主な内容は次のとおりである。

一 井上円了は脳患ニテ静養ヲ要スルニ付明治三十八年十二月限り京北中学校長ノ職ヲ辞シ湯本武比古後任者トナリ明治三十九年一月ヨリ校長ノ事務ヲ取扱フ事但其発表ハ一月八日トス

一 京北中学校経営ノ全権ハ井上円了ヨリ左ノ七名ノ維持員ヲ指定シテ之ニ一任ス

湯本武比古

杉谷佐五郎

田中 治六

三島定之助

安藤 弘

三石 賤夫

神崎 一作

一 維持員ノ定員ハ七名トシ内五名ハ哲学館大学出身者ヲ以テ之ニ充テ式名ハ出身ノ如何ヲ問ハズ京北中学校ニ功勞アルモ

ノヲ以テ之ニ充ツ若シ哲学館大学出身者中ニ適任者五名ナキ場合ハ他ノ出身者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

一 教職員ノ進退ハ総テ維持員会ノ議決ニヨル事

一 井上円了ハ退職後名譽校長トナリ重大事件ノ顧問ニ応ズル事

〔資料編 Ⅰ下〕八〇四頁

湯本武比古の経歴

新たに京北中学校長となつた湯本武比古は、父を湯本佳録、母をせい子として安政二（一八五

八（一八七五）年長野師範学校を卒業し、翌九年長野小学校で教鞭を執つたが、一一年東京師範学校に入った。一六

年東京師範学校を卒業、一七年三月文部省御用掛、一八年二月文部省編輯局詰、一九年四月から二二年七月まで三年

間明宮嘉仁親王（後の大正天皇）の教育掛となつた。二二年七月から二六年八月まで教育学研究のためドイツへ留学、

二七年一月から高等師範学校で教育学を講じた。また、二二年から開発社が刊行していた教育雑誌『教育時論』の編

集にたずさわり、二九年には開発社の社長に就任した。ヘルバルト派教授理論の紹介者・普及者として活躍し、『新編

教育学』（明治二七年）や『ラインの教育学原理』（訳、明治二九年）などの著書で知られる。三一年八月高等教育会議

議員、三二年国語調査委員を嘱託、三六年東京市学務委員に選任された。三九年一月私立京北中学校長に就任、四一

年私立京北実業学校初代校長に就任し、大正一〇年精華学校長、精華幼稚園長、九段精華高等女学校長となり、大正

一四年九月二七日、六九歳で逝去した。

二 新旧学長・校長送迎会

送迎会の様子

明治三九（一九〇六）年一月二八日の日曜日、東京帝国大学構内において、新旧学長および校長の送迎会が開催された。当日の出席者は三宅雄二郎（雪嶺）をはじめ講師、卒業生など六四名であった。午後五時から会食がはじまり、まず発起人総代として松本文三郎が挨拶を兼ねた演説をおこない、次に内田周平が講師総代として「送井上先生序」を朗読した。その内容は、哲学館創立以来の諸々の出来事を回顧しつつ、井上円了の業績、人柄を讃えたものであった。それをうけて、井上円了の謝辞と退隠に関する談話があった。次に学長前田慧雲、校長湯本武比古の謝辞があり、最後に日下寛（哲学館大学講師）が演説をして、三時間におよぶ送迎の宴は終了した。

同年三月二四日には、新旧学長の送迎を兼ねて哲学館大学春季同窓大会が哲学館大学講堂において開催された。哲学館大学幹事八木光貫の開会の辞があり、井上円了の答辞ののち、海老名弾正の「明治思潮の変遷」と題する演説があり、講談、落語の余興などもあつてのち閉会した。

退隠直後の井上円了の動静

退隠後、井上円了は本郷駒込曙町三番地の「茅屋へ退居」したが、二月初旬頃には「腸胃の病氣」を併発したため、葉山で静養することとなった。三月下旬には、病状もかなり快方に向かったので葉山から帰京し、四月に入ると、修身教会拡張を目的に、二日東京を発ち大和地方を巡回、五月二三日帰京した。六月一三日には再び東京を発ち、日光を経て足尾に向かい修身教会の旨趣を述べ、長岡をまわり二六日帰京した。その間「到る処歓迎を受け続々修身教会の設立を見」るにいたつた（『東洋哲学』第一三編第四号 明

治三十九年五月一日 三二八頁。

このように、病氣回復後井上円了は、国民道徳普及のため修身教会運動を積極的に展開していった。

三 東洋大学への名称変更

改称に至る経緯

東洋大学への名称変更について、新旧学長間でどのような話し合いが持たれ、どのような理由で変更されたのか。それを明らかにする直接的な資料はない。しかし、井上円了自身の校名に関する変化は、以下のようであることができる。すでに述べたように明治三十二年八月に発表された「哲学館将来ノ目的」のなかで、井上円了は「日本国ノ独立」と「日本固有ノ諸学ヲ愛護」するために「他日日本大学ノ組織ヲ開カン」の希望を述べ（『資料編 Ⅰ上』一〇三頁）、また「哲学館専門科二十四年度報告」において「日本大学創立ノ準備トシテ専門科ノ開設ニ着手セリ」（同 九一九頁）といい、さらに「本館目的并専門科寄附金報告」（明治二八年）のなかでは「国字漢学仏学三科ノ専門部ヲ置キ東洋大学科即チ日本大学科ノ組織ヲ開ク」（同 九二二頁）と述べている。そして、二九年一月の「謹て新年を祝し併せて期する所を述ぶ」において、井上円了は次のような新年の所感を述べている。

若し我々国民は今より益々国勢を進めて東洋の覇主若くは世界の大強国とならんと欲せば其最も余輩に適する方法を撰み且つ順序を誤らざることに意を注かなければなりません今其最も適する方法は我邦に東洋大学を設立して我々の手に東洋学の全権を握ることであり蓋し学問の全権を握るは即ち思想の全権を握ることなれば之より一步を進めて政治上の全権を握るを得ば輒ち東洋の覇主となる目的を達することが出来ます故に余輩の如き年来学問教育を以て自ら任ずるものは東洋大学の設立を計画し以て政治に先ちて学問の全権を握ることを力めなければなりません此事たるや実に余輩が国家に對して其本分を尽くすことと固く信じて居ります

（『資料編 Ⅰ下』二九二頁）

ここではじめて、「東洋大学」が大学の名称となつて登場する。それまでは専門学科の名称として「東洋大学科」の設立が語られ、むしろ、それよりも「日本大学科」あるいは「日本大学」の名称の方がより大きな比重で語られていた。すなわち、

今後は西洋にて東洋の学問に志すものは遠く我邦に來りて学を求むる様に致したいと思ひます而して其大学は古來既に東洋学の首府たる日本に於て設くる以上は余も先きに其名を日本大学と稱するを却て妥当の様に考へました。

(同 二九二—二九三頁)

と井上円了は述べている。

このような経緯により、「東洋大学」と「日本大学」との間で定まらなかつた東洋学の専門大学としての大学名称を、明治二九年前後に井上円了は「東洋大学」の名称に確定したと考えられる。そして、ゆくゆくは大学組織とし、東洋大学として設立したいと考え、表明していたものと推察される。明治三五年一月の館主の外遊の送別会において、学生は「東洋大学を樹立」したいとの希望を述べていた。

このようにして、学長交代、財団組織への改組などにあたり、新しい大学名が要請され、以上のような井上円了の考えにもとづいて明治三九年初頭までには「東洋大学」に決定したものと推測される。

なおすでに、日本法律学校は明治三六年八月大学組織となり、「日本大学」と改称していた。

申請・認可

私立哲学館大学を私立東洋大学へと改称する申請書は、明治三九年六月六日、「私立哲学館大学設立者文学博士井上円了」の名儀で文部大臣牧野伸顯宛に提出された。そして同年六月二八日文部省文書課午東專七五号をもってこれが認可された(資料編 I上 二〇九頁)。

なお、大正八年六月二一日、文部省令第二四号および同年七月五日の東京府令第六〇号によつて、それまで義務づ

けられていた「私立」の冠称が廃止され、大正九年三月三〇日より「私立東洋大学」は「東洋大学」となった。

第二節 財団法人東洋大学の設立

一 財団法人の設立

財団法人設立に至る経緯

大学組織の財団法人化については、明治三八（一九〇五）年一月中旬以降、次期学長をて確認されていた。財団法人設立の具体案は、三九年の年明け早々より井上円了と前田慧雲を中心として協議がはじめられた。そして、一月七日には財団法人が設立され寄附行為が確定されるまでの学校管理上の暫定的措置として「規約」が定められた。その「規約」は次のとおりである。

規 約

学長交代ニ付学校管理上左ノ条項ヲ規約ス

一本学ハ学長之ヲ総裁ス

一本学ニ関係アル名望家ヲ推シテ顧問トシ重大ノ事件起リタル場合ニハ臨時学長ヨリ諮問スルコトアルベシ、其人員ハ三名乃至五名ヲ限リトス

一本学ニ関スル重要ノ事件ハ十名ノ評議員ヲ置キテ之ニ協議スルコトトス、其任期ハ一ケ年トス

一評議員中五名ハ本学出身者ヲ以テ之に充ツ

- 一 顧問ノ推薦及評議員ノ^(名)指命ハ学長ノ見込ニヨルモノトス
 - 一 教務ニ関スル件ハ評議員中教授ヲ兼ヌル者ニ限り協議スル事
 - 一 称号授与ノ件ハ評議員中本学出身者ノ協賛ヲ経ルコト
 - 一 評議員ノ總會ハ一学年二回トス但シ重要ノ事件起リタル場合ニハ臨時開会スルコトヲ得
 - 一 評議員ノ指名ハ毎年一月始トス
 - 一 学長ノ見込ニヨリ前評議員ヲ再ビ指名スルモ妨ゲナシ
 - 一 前学長ハ名誉学長トナリ学長ノ顧問ニ応ズルコト
 - 一 財団法人ノ理事ハ凡ソ五名ヲ置キ内二名ハ本学出身者中ノ館賓以上ノ者ヲ以テ之ニ充ツ
 - 一 財団法人ノ組織法ニ就キテハ前学長ト新学長トノ協議ニヨリ之ヲ定ム
 - 一 他日学長ニ於テ此規約ヲ変更スル必要アリト認ムルトキハ評議員ノ協賛ヲ経ルコト 但シ財団ニ関シテハモトヨリ理事ノ決議ヲ要スルコト
- 以上ノ条項ハ学長事務引継ニ付前学長ト新学長トノ間ニ規定セルモノナリ

明治参拾九年正月七日

井上円了[㊦] 前田慧雲[㊦] 八木光實[㊦]

桜井義肇 安藤 弘[㊦]

〔資料編 I下〕 二〇七—二〇八頁

そこで、この規約にもとづいて具体的な顧問、評議員、財団理事等の人選がおこなわれた。顧問は、加藤弘之、石黒忠憲、重野安繹、井上哲次郎、大内青巒の五名、評議員は、五十嵐光竜、本多日生、高瀬武次郎、滝川浩、田中治六、山脇貞夫、松本文三郎、藤岡勝二、斎藤唯信、境野哲の二〇名にそれぞれ決定された〔資料編 I上〕六四六—六

四七頁)。

次に財団理事等の人選であるが、明治三十九年一月一日付の石川照勤宛井上円了書簡(同 五八頁)で、井上円了は「最高金額寄附ノ資格」で財団理事として参加してくれるよう、成田山新勝寺山主である石川照勤に懇請した。そして、一月一四日付の石川宛書簡(同 五九頁)では、井上円了は理事候補者として石川照勤の他に、前田慧雲、内田周平、安藤弘、八木光貫の五名をあげ、「監事」として伊藤長次郎、田中治六の二名を指名した。その他、「商議員」一五名を置き、理事がやめた場合にそのなかから選任する考えであることが示された。

なお、規約にもとづき設けられた評議員は、財団法人設立により實際上の役割を失い、評議員の大部分は財団の「商議員」になつた。

二月九日付石川照勤宛の井上円了書簡(同 六〇頁)に記された裁判所の意見は、「財団成立ノ上ニハ諸事ニ付理事全体ノ連署ヲ要シ候ニ付遠路ノ者ニテハ其都度手数ヲ要シ候ニ付可成毎日学校ニ出入スルモノヲ理事トシ其他ハ商議員ニ願ヒタル方以後ノ取扱上便利ナラン」ということで、理事は五名から三名に減らし、前田慧雲、安藤弘、八木光貫が理事となり、石川照勤他二名は商議員になる案が示された。その後、協議を重ねた結果、最終的に、理事二名、監事一名、商議員一七名と決定した。

明治三十九年六月六日、財団法人私立東洋大学の設立許可の申請書が「私立東洋大学設立者井上円了」の名儀で文部大臣牧野伸顯宛に提出され、同年七月四日、民法三四条により文部大臣より許可された。そして、ただちに七月六日付で、財団法人設立につき次のような形式の「稟告」が出された。

稟告

私立哲学館大学は其筋の認可を経て私立東洋大学と改称し且つ財団法人組織に変更せり此段稟告す

明治卅九年七月六日

私立東洋大学

今般私立哲学館大学を私立東洋大学と改称し同大学に充用せる現在の資産全部金十万五千二百四十四円八十銭五厘を寄附して之を財団法人組織とし左の者を役員に指名し

理事(学長) 前田 恵 雲

理事(主事) 安藤 弘

監事 湯本 武比古

商議員十七名(略之)

本月四日文部大臣の許可を得たり依て同学に關係ある諸君に稟告す

明治卅九年七月六日

設立者 井上円了

〔東京朝日新聞〕第七一四九号 明治三十九年七月一〇日、野線は原文のまま

なお財団設立時の商議員は理事前田慧雲・安藤弘の他、石川照勤、伊藤長次郎、滝川浩、田中治六、武信之、中島徳藏、村上専精、内田周平、山脇貞夫、八木光貫、松本文三郎、斎藤唯信、境野哲、桜井義肇、森田徳太郎の一七名である。

寄附行為の制定

財団法人私立東洋大学の寄附行為は、目的・名称・事務所・資産に関する規定、役員に関する規定、寄附行為の変更および附則の全二一条からなっている。

第一条の目的を「本財団法人ハ高等、普通ノ學術技芸ヲ教授シ併セテ之ニ関スル有益ノ図書講義録及雜誌ヲ発行ス」と定めた。資産は第四条で「文学博士井上円了ノ所有ニ属シ從來其設立ニ係ル私立東洋大学ニ充用セル現在ノ動産不動産全部並右井上円了ガ今回新ニ寄附シタル財産ヲ以テ本財団ノ資産トス」とした。また財団法人の経費は第六条で

財団法人私立東洋大学資産 (明治39年)

基本財産	土地	68,486円 7銭5厘	3,913坪4合9勺
	有価証券	3,895円	額面価額4,100円
基本財産 以外の財 産	建物	17,836円20銭	18棟ほかに表門および裏門廊下
	動産	7,400円52銭	現金および預け金
		7,627円 1銭	図書什器類8,171点
資産総額		105,244円80銭5厘	

(『資料編 I上』643-644頁により作成)

「基本財産ヨリ生ズル収入、生徒の授業料其他臨時ノ雑収入ヲ以テ之ヲ支弁ス」とした(『資料編 I上』六四七-六四八頁)。

井上円了より寄附された私立東洋大学の資産は上の表のとおりである。

私立東洋大学の運営は、理事二名、監事一名、商議員一七名により

組織・役員

組織され、審議機関として商議員会をおいた。理事は、財団法人を

代表し、一名は学長、一名は主事と称し、理事は商議員を兼ねるものとした。監事は、財産および業務執行の状況を監査し、商議員は、寄附行為所定の事務およびその他の重要事項を審議するものとした。そして任期は、理事および監事は五カ年、商議員は六カ年とし、再任を妨げないとした。商議員会は、理事、監事および商議員の選任、辞任、罷免を決議し、学長たる理事に欠員が生じた場合前任者の指名にもとづき、これを議決するものとした。また商議員に欠員が生じた場合私立東洋大学に「縁故アルモノ」および以前商議員であったものから商議員会の決議により理事が依嘱するものとした。また商議員会の議事は過半数をもって決定するものとした。なお、寄附行為許可の日より満三カ年を経過した後、理事をのぞく八名の商議員を改選することとした(『資料編 I上』六四八-六四九頁)。

この寄附行為の中で特徴的なことは、第一四条で、学長を前任者が指名することが前提とされていること、および第一六条で、商議員の人は私立東洋大学に縁故あるものの中から選択するものと定めていることである。

なお大学と縁故のあるものを中心にひろく一般から定期的に一定の金額を醸出してもらい、東洋大学発展のために、大学運営の経費を補助する機関として、明治四三（一九一〇）年、東洋大学維持会が設立された。「東洋大学維持会規則」（『東洋哲学』第一七編第三号）によれば、会員は一口五〇銭を、五年間醸出するものと定め、会員には雑誌「修身」を贈呈するものとした。

二 京北財団の設立

財団法人設立に至る経緯

井上円了退隠後、私立京北中学校を継承した湯本武比古ほか六名と交わした「契約書」においては、東洋大学継承時の「契約書」とは違って、「財団法人トナスコト」という契約条項はなかったが、湯本武比古ほか六名の維持員は京北中学校を引き継いだ時点ですでに「法人組織となし、以て博士の功勞を永遠に、且つ堅固に保持せんことを期し」（『校友会雑誌』第一六号 明治四〇年七月）ていた。しかし、すぐには財団法人設立の手續きに至らず、その間、京北幼稚園の経営をも引き継ぐことになったので、急遽京北中学校と京北幼稚園を合わせて財団法人京北財団とすることに決し、明治四〇（一九〇七）年にはいつてその準備をすすめた。そして同年三月三〇日、「京北財団設立者井上円了」の名儀で京北財団設立の申請書が文部大臣牧野伸顕宛に提出され、同年五月一〇日財団法人の設立を許可された（『資料編 Ⅰ下』七三二頁）。

それをうけて、同年五月二三日、財団法人京北財団の登記が申請された。申請書に記載された登記事項は、名称・事務所・目的・設立許可の年月日・資産の総額・理事の氏名・住所であった（同 七三一―七三三頁）。

寄附行為（組織・役員）

京北財団は、井上円了が所有する資産の内、京北中学校および京北幼稚園に充用される資産の全部が寄附されることによって、設立された。

財団法人京北財団資産（明治40年）

建 物	12,998円65銭 2,860円	私立京北中学校建物 7 棟 私立京北幼稚園建物 2 棟
動 産	7,927円59銭 1,124円46銭 5,780円11銭2厘	私立京北中学校器具器械標本図書類1万 4,112品 私立京北幼稚園器具器械類492品 預金および現金
資 産 総 額	30,690円81銭2厘	

（『資料編 I下』735-736頁により作成）

京北財団の寄附行為は、第一条で財団法人の目的を「私立京北中学校及私立京北幼稚園ヲ維持擴張シ且其ノ他ノ教育事業ヲ経営セントスルニアリ」と定め、第三条で財団法人の名称を「京北財団」とした。第四条で事務所を定め、第五条で京北財団の資産は、井上円了が寄附した「私立京北中学校及私立京北幼稚園ニ充用セル現在ノ動産不動産ノ全部」とした。また第七条で「経費ハ資産ヨリ生スル収入生徒ノ入学金授業料及其他ノ雑収入ヲ以テ之ヲ支弁ス」とした。そして第九条で「本財団法人ハ法定ノ解散事由ノ発生スルニ非レバ解散スルコトナシ」とし、第一〇条で解散した場合の財団法人の処理を定め、「本財団法人ノ目的ト同一ナルカ又ハ之ト類似セル他ノ学校団体若クハ学会ニ寄附シテ本法人設立者ノ目的ヲ永遠ニ^継経統セシムルコトヲ計ルベシ」とした（同 七三四―七三五頁）。

なお、井上円了より寄附された京北財団の資産は上の表のとおりである。

京北財団の役員については、寄附行為第一条から第一四条で規定した。第一条で「理事七名ヲ置ク」とし、第二条で「理事ハ私立京北中学校及私立京北幼稚園ノ職員中ヨリ之ヲ選任ス」とし、職員を辞めた時は理事の資格を失うものとした。第一三条で理事に欠員が生じた時は「理事全員及文学博士井上円了若クハ其相続人ノ決議ヲ以テ之ヲ選定ス」と定めた。この第一三条は、財団法人東洋大学の場合と違って湯本武比古ほか六名の維持員の「博士の功労を永遠に、且つ堅固に保持せん」とする意向のあらわれであろう。そして第一四条で寄附行為の変更につい

て定め、また附則の第一五条において財団設立の際の理事七名を、湯本武比古、杉谷佐五郎、田中治六、三島定之助、安藤弘、三石賤夫、神崎一作と定めた。この七名は「契約書」において、京北中学校維持員としてすでに名前があげられているものである。このうち湯本武比古と杉谷佐五郎以外はすべて哲学館の卒業生であつた（同 七三五頁）。

なお京北財団は明治四一年二月二六日、京北実業学校を設置した。

三 両財団の合併

合併に至る経緯と組織

明治三八（一九〇五）年一二月二九日、新たに東洋大学長に内定した前田慧雲と同じく京北中学校長に内定した湯本武比古との間で、井上円了を立会人として哲学館大学と京北中学校とにかかわる諸施設の運用について次のような契約が取り交わされた。

契約（下書）

- 一、両校ノ敷地ハ哲学館大学ノ所有ニシテ京北中学校ヨリ毎月地代及教場使用料トシテ六十円ツ、ヲ哲学館大学ヘ支払フコト
- 一、校舎ハ山上ヲ哲学館所有トシ山下ヲ京北所有トス 但山ノ中段ナル図画教室、表門番所、監督舎ハ哲学館ノ所有トス
- 一、新築費不足金七千九百八十八円九十八銭七厘ハ之ヲ折半シ三千九百九十四円四十九銭ヲ京北ノ負債トシ毎月其利子トシテ金二十円ヲ哲学館ヘ支払フコト
- 一、校舎ノ修繕費及教室用椅子「テーブル」ノ新調費ハ両校ニテ兼用スル教室ニ限り両校ノ負担トスルコト
- 一、監督舎ノ舎費ハ哲学館ノ収入トシ修繕ハ哲学館ノ負担トス
- 一、構内道路及庭園ノ手入、垣根ノ修繕ハ図画教室ノ下側ヨリ学長宅ノ松門ヲ貫キテ界線ヲ引き其上ノ方ヲ哲学館、其下方ヲ京北ノ負担トスルコト

- 一、電話料ハ両校ニテ折半スルコト
- 二、教室巡夜ノ手数料ハ両校ニテ負担スルコト
- 三、薪炭油費ハ凡ソ両校ノ生徒数ニ応シテ分担スルコト
- 四、大小便ハ哲学館ノ収入トシ町内ノ衛生費ハ哲学館ノ負担トス
- 五、両校ノ器具ハ帳簿ヲ作りテ之ヲ記入シ孰レノ所有ナルヲ明カニスルコト
- 六、京北ノ図書ハ哲学館ニ委託シ両校所有ノ図書ハ両校生徒ノ閲覧ニ備フルコト
- 七、其他ノ事項ハ両校幹事及会計主任ノ協議ニヨリテ決スルコト若シ協議纏サラル場合ニハ両校長ノ協議ニヨリテ決スルコト

一、生徒ノ取締ニ関スル方法ハ両校ノ協議ニヨリテ定ムルコト

年 月

明治三十八年十二月二十九日

哲学館大学代表者

前田 慧雲

京北中学校代表者

湯本武比古

立会人

井上 円了

〔資料編 I上〕七〇六―七〇七頁

この契約書にもとづいて、両校の共用する諸施設等の運用をおこなってきたのであるが、しかしその運用に関してはかなり複雑なものがあつた。この複雑さも合併の一つの要因であつたが、むしろ東洋大学側に「経営上多少困難を感ずる所あり」、また「両財団は元来親子の關係にあるを以て、此際合併経営を為すが財政の建直しともなり人心の一

致をも招来するものなりとの説あり」(『五十年史』二〇四頁)などにより、東洋大学側より両財団の合併案が提出されたものと推測される。私立京北財団理事兼私立東洋大学理事安藤弘の大正二年一月一三日の日記には「京北財団の臨時理事会あり、東洋財団の提出案に対して協議し其後数回協議を重ねたる上遂に両財団を解散して一財団とする事に決す両財団併合に決定せるは二十九日のことに属す」(『資料編 Ⅰ下』七三七頁)とあり、また同年三月二三日の日記には「洋大の委員中島、境野、京北側委員田中、安藤と会見し幾度か決裂せんとせし両財団合併問題愈々まとまる」(同七三七頁)という記述があり、一月二九日の合併決定後もその具体的な条件等をめぐって両財団間の協議にはかなり紆余曲折があったことがうかがわれる。このような経過を経て同年六月二三日には「私立東洋大学寄附行為の変更を決議」(『資料編 Ⅰ上』六四九―六五一頁)、両財団は合併して財団法人私立東洋大学となった。新しい財団法人としての私立東洋大学は文部省により同年八月一日許可された。

この許可に先立って、私立京北中学校と私立京北実業学校の「設立者変更ニ付申請」書が文部大臣奥田義人宛に提出され(同 六四五頁)、京北財団は解散した。

合併後の新たな「私立東洋大学寄附行為」(同 六四九―六五一頁)と財団法人私立東洋大学設立時の寄附行為との相違は、新たに京北財団の資産が加わり、商議員一七名を一四名としたこと、そして理事の任期を五年から六年としたことである。

なお、商議員は一四名を置くこととしたが、実際には『東洋大学同窓一覧』の各年度および『東洋大学一覧 大正七年度』をみると、一二名ないし一三名の商議員が置かれている。大正三年度の商議員は、大学関係では前田慧雲、石川義昌、鼎義暁、安藤正純、境野哲、中島徳蔵、京北関係では神崎一作、田中治六、三石賤夫、三島定之助、安藤弘、湯本武比古、杉谷佐五郎の一三名であった。

旧寄附行為に比べて役員等の条文が明確でないのは、両財団合併の際の複雑な事情によるものであろう。

なお、この両財団が合併し同一財団の下に私立東洋大学・京北中学校・京北実業学校・京北幼稚園を経営することになったことと、新校舎の落成、それに例年の東洋大学記念式を兼ねて、同年一〇月三十一日の天長節祝日に、盛大な祝賀会が挙行された（『東洋哲学』第二〇編第一号 大正二年一月一〇日 五〇―五一頁）。

私立京北商業夜学校の附設

大正七（一九一八）年二月二二日、私立京北実業学校に私立学校令による私立京北商業夜学校を附設する認可申請書が財団法人私立東洋大学理事湯本武比古より東京府知事井上友一宛に提出され、同年三月認可された（資料編 Ⅰ下）九一九―九二五頁）。同校は「昼間修学シ得ザル者ノ為ニ実務ニ適切ナル商業教育ヲ施ス」ことを目的とし、修業年限は二カ年、授業時間は毎日午後六時から同九時までとし、入学資格は尋常小学校卒業者とするものであった。そして、生徒総定員を三〇〇名とし四月に開講したが、これは京北実業学校夜間部の開設にともない大正一四年五月をもって廃止された。

京北実業学校夜間部の増設

大正一三（一九二四）年二月五日、京北実業学校に商業学校規程による夜間部を増設する認可申請書が東洋大学財団理事湯本武比古より文部大臣江木千之宛に提出され（資料編 Ⅰ下）九二五頁）、これが認可されて同年四月、第一学年を開講することになった。同夜間部は修業年限を四カ年とし、授業時間を毎日午後五時三〇分から同九時までとした。入学資格は高等小学校卒業者とし、生徒総定員は六〇〇名とした。昭和六（一九三一）年四月に「夜間部」を「第二本科」と改称し（同 九三二頁）、昭和二〇（一九四五）年八月まで存続した。

京北中等学校の附設

大正一三年二月六日、京北中学校に私立学校令による「京北中等学校」を附設する認可申請書が東洋大学財団理事湯本武比古より東京府知事宇佐美勝夫宛に提出され（同 七七三―七八

七頁)、認可を得て四月に開講することになった。同校は「昼間中学校二通学スルコト能ハザル男子ニ中等教育ヲ施ス」ことを目的とし、修業年限を五カ年、授業時間を午後四時五〇分から同九時までとし、入学資格を尋常小学校卒業者とした。生徒総定員を六五〇名とし初年度は第一学年から第三学年まで、そして二年後の大正一五年度に全五学年を開講することとした。しかし、昭和四(一九二九)年二月四日「廃校ニ付申請」書が東洋大学財団理事笹川種郎より東京府知事平塚広義宛に提出され、昭和三年度限りで廃校することとなった。その申請書によると、廃校の事由は「現在生徒ナシ」ということであり、知事より文部大臣宛「私立学校廃校ノ件報告」案には「生徒数非常ニ少ク特ニ二年二千数百円ノ欠損ヲ続クルヲ以テ止ムヲ得ス廃校セントスルモノナリ 生徒ナシ」と報告されている(同 七八八―七八九頁)。

第三節 創立三〇周年と校友会の創設

一 東洋大学記念会

記念会の発端

明治三六(一九〇三)年一月二三日、「哲学館記念会」なるものが開催された。これは、いわゆる哲学館事件(第一編第七章参照)を記念するものであり、この日は同窓会主催によるものと館主井上円了の主催によるものと二つの記念会が開かれた。

同窓会主催の記念会の発端は、同三六年一二月の同窓会例会講演の開催にあたって、哲学館事件からちようど一年にあたることからこの例会を特に「哲学館記念会」としたことによる。すなわち、明治三五年の教員免許無試験検

定の許可取消命令書が出された日と同じ一二月一三日に、同窓会が事件に関わりの深い中島徳蔵と桑木巖翼を講師として講演会を開いたものである。この講演終了後には、学生有志の剣舞・詩吟等の余興がおこなわれた（『東洋哲学』第一編第一号 明治三十七年一月一日 一二頁）。

館主井上円了の主催にかかる記念会は、同日の午後五時から上野の精養軒で開かれた。来会者は、哲学館および京北中学校関係者のみとし、その総数は八〇名であった。席上、井上円了は挨拶で「厄日にして記念日なる所以を説いたが、その後、種々懇談するなかで、出席者はそれぞれ一年前の事件についての記憶を新たにした（同 一二―一三頁）。

記念会の推移

その後、哲学館では毎年一二月一三日を哲学館記念日と定め、同窓会大会を記念会として開催するようになった。なお、この一二月一三日が明治三五年の教員免許無試験検定取消日のみならず、明治二九年に蓬萊町校舎を焼失した日でもあることから、これも合わせて記念する日とした。

明治三九（一九〇六）年六月に東洋大学と改称後は、その名称も「東洋大学記念会」となり、会の内容は講演および余興で、会終了後夕方から講師等学校関係者の晩餐会を開くのが恒例となった。

明治四一年は、哲学館の創立二〇周年にあたることから、例年以上に盛大に記念会（同窓会大会）が開催された。当日一二月一三日は、午前一〇時から学長前田慧雲の挨拶および名譽学長井上円了の演説があり、その後、落語・講談・少年剣舞・箏曲合奏等がおこなわれた。この年は学生が各級でそれぞれ余興を受け持つことにしたため、各クラスで飾りつけや展示等が催され、また四年生による記念そばの模擬店も出るなど、いわゆる今日の学園祭（文化祭）の様相を呈した（『東洋哲学』第一編第一号 六四―六六・六九―七〇頁）。そして会終了後には、従来どおり来賓に対する晩餐会が催された。この年以後の記念会は学生によるさまざまな余興を含む内容となった。

明治四四年からは、一月二三日の記念会（式）の開催日が一月二三日に変更された。その理由は『東洋哲学』第一九編第一号（明治四五年一月一日）の「東洋大学記念式」に「同記念式は毎年十二月十三日東洋大学記念日に挙行し来りたるも其頃は氣候余りに寒く来賓の会せらるゝに都合よろしからざる為め這回より毎年十一月二十三日即ち新嘗祭当日に引上げ挙行することとなりたるなり」（附録 一頁）と記されている。

さきに創立二〇周年を記念して、明治四一年にこれまで以上に盛大に記念会が開催されたことを述べたが、この影響によるものか、翌四二年の記念会について、『東洋哲学』第一七編第一号（明治四三年一月一日 九四—九五頁）は、これを創立年から数えた「第二十二回の東洋大学記念会」（傍点引用者）として報じている。

ところで、創立三〇周年にあたる大正六（一九一七）年には、一月一日の日曜日にこれを記念する式典が大々的に開催された。この三〇周年記念式典は、一月二三日に開催されたものではなかったが、この前年の大正五年には、創立二九年に相当するということで、恒例の一月二三日の記念式は、あたかも創立記念と関係あるもののように、「東洋大学記念日祝賀式」または「東洋大学創立記念式」（傍点引用者）として『東洋哲学』（第二三編第一一〇号・第二四編第一号）で紹介されている。以上述べたような経緯から、しだいに当初のいわゆる厄日を記念するものと創立を記念して祝う式とが区別されなくなつていつたと考えられる。あるいは意識的にこれらの式を一緒にまとめておこなうことにしたのかもしれないが、ともかく、以後一月二三日に開催される式（会）は、「第何回創立記念式」あるいは「創立何周年記念式」と名称されることになった。

現在も一月二三日は、東洋大学の創立記念日となっている。創立記念日とは言いながら、少なくとも創立記念日として納得できる日付、すなわち実際に哲学館が開館届を提出して開館式を挙行した九月一六日となっていないのは、以上のような事情によるものであろう。

創立三〇周年にあたる大正六年には、明確に卒業生および出身者のみを構成員とする組織として、校友会が創設されたため、これによって、同窓会は純粹に学生組織となった。したがって、この記念式当日は前半の記念講演を終えたあと、後半は学生等による余興が同窓大会として催されたが、この余興は、さまざまな催物や各種の模擬店が年を追って出されるようになり、年々盛大となっていた。

なお、大正一五（一九二六）年には同窓会の組織が学友会とかわり、これら余興も学友会主催のものとなった。

二 大内学長の就任と創立三〇周年記念

大内青巒の学長就任

大正三（一九一四）年六月、第二代学長前田慧雲が、一身上の都合により東洋大学教授および東洋大学財団商議員は在職のまま、学長職を辞することになり（『東洋哲学』第二編第六号）大正三年六月一〇日、前田慧雲のあとを受けて、東洋大学第三代学長に大内青巒が就任することになった。

大内青巒は、弘化二（一八四五）年四月一七日仙台城下東五番町（現宮城県仙台市）に生まれた。本名は退、字は卷之、号は藹々居士・露堂・青巒で、のち青巒を通称とした。

幼時、藩の碩儒舟山江陽に句読を受け、のち水戸の曹洞宗の僧照庵のもとで得度した。万延元（一八六〇）年、師照庵に随伴して江戸に赴き、のち師を求めて各地を漂泊したが、再び江戸にもどって仏教研究に志し、特に原坦山について禅を究め、また漢学を大槻磐溪に学んだ。明治の初年、推挙されて真宗本願寺派法主大谷光尊の侍講となり、またこの前後還俗して在家居士の生活にはいった。

大内青巒は、その生涯中、多方面にわたる幅広い活動をおこなった。著述方面では、共存同衆という会を組織して『共存雑誌』の編集にあたり、また尚学会を起こして、人心の啓発につとめた。このほか『あけぼの』『江湖新聞』『明

教新誌』等を創刊してその主筆となつた。弁論の方では、尚和会・和敬会などを組織して仏教演説をおこない、教育方面では、明治一二（一八七九）年、楽善会を組織、盲啞聾の教育を称えて学校（のち官立の東京盲学校および東京聾啞学校）を建て、その初代校長となつた。

また当時の日本の印刷業の遅れを歎き、秀英舎を創業、その社長となつた。政治面では、第一回衆議院議員選挙に際し、明治二二（一八八九）年一月前田慧雲、辰巳小次郎らと尊皇奉仏大同団を結成した。特に仏教面では、曹洞扶宗会を組織し『扶宗雜誌』（のち『護法』）を刊行し、また曹洞宗布教の根本聖典とされている『洞上在家修証義』を編集した。さらに仏教書出版の鴻盟社を設立して社員中から土宜法竜、佐治実然、平松理英、森本文静など著名な僧侶・学者を輩出した。なお、火葬廃止の解禁および死刑廃止運動にも努力した。

井上円了とは、明治一七年の東京大学在学中、哲学会創設の相談会で知り合い、以後、仏教公認教運動を通じて親交を深めるようになった（『護法』第三二編第二号 大内青巒先生追悼号 大正八年三月一五日 三一―三七頁）。哲学館との関係では、大内青巒は哲学館創設の際の賛助者の一人であり、また仏教専修科開設にあたっては、その講師として招聘された。そして、大正三年に大学側からの学長就任の請願を受諾して学長職に就いたが、就任後一年たらずで重病に罹り、以後病床につくこととなり、大正七（一九一八）年五月にはついに学長職を辞することになった。したがって、この間の学長職務は、境野哲が代理として執り、大内青巒は病床でこれを指揮するかたちとなった。そして辞任後まもなくの同年一月一六日、七三歳で逝去した。

加藤弘之祝賀会

大正四（一九一五）年六月二〇日、東洋大学は加藤弘之が八〇歳に達したのを祝し、かつ加藤弘之の哲学館創設以来の多大な助力に感謝するため、祝賀会を催した。

当日は、午前一〇時、主賓である加藤弘之をはじめ、教授・校友五十余名および学生一同が講堂に会し、まず司会

者として境野哲が挨拶をおこなった。ついで、名誉学長井上円了が祝辞として、東洋大学に対する援助、加藤弘之の明治仏教に果たした功績および同じく加藤の主張する唯物論等について述べ、これに対して加藤弘之から謝辞があった。

式終了後、余興として講談一席があり、このあと炎天のもと一同で記念撮影をおこなった。続いて会食に移り、加藤弘之を囲んでその健康に祝杯をあげ、午後二時に散会した〔『東洋哲学』第二二編第七号 大正四年七月一〇日 五四頁、および同第二二編第八号 大正四年九月一〇日 六八一六九頁〕。

なお、この祝賀会寄附として二七名から合計二九三円三〇銭が寄せられた。そして、さらに『東洋哲学』第二二編第八号は、「加藤博士八十寿記念号」と題して記念特集を組み、その巻頭に加藤弘之の肖像および祝賀会で撮影した記念写真を掲げた。また、加藤弘之に記念品として、胸像を贈呈することとなったが、その新海竹太郎作鑄の胸像は、同年一二月二三日に完成して加藤弘之に捧呈された（同 第二三編第一号 大正五年一月一〇日 五一頁）。

創立三〇周年記念式典

大正六（一九一七）年一月一日（日曜日）、東洋大学の創立三〇周年を記念する祝賀式が開催された。京北中学校運動場に大天幕を張り、保証人席・学生席・来賓席それに壇場をそれぞれしつらえて式会場としたが、この式典の模様を『東洋哲学』第二四編第一号（大正六年二月一〇日 五一―五八頁）によってみると次のとおりである。

当日は天候にも恵まれ、午前一〇時に開会した。来賓として、松浦鎮次郎（専門学務局長・文部大臣代理）、東園基光（東京府内務部長）、石黒忠憲、石橋甫（商船学校校長）、権田雷斧、高津伯樹（大僧正）、日置黙仙（禪師）、片山国嘉、佐佐木信綱、高木壬太郎（青山学院院长）、井上友一（東京府知事）、肝付兼行（中将）、桑木敬翼、日下寛、斯波六郎、田中智学、棚橋一郎、塚本靖、常盤大定、堀内文治郎（中将）、北条時敬（学習院長）、松本愛重、牧瀬五一郎（文

部参事官)、宮田脩、村上專精、守屋恒三郎(東京市教育課長)、望月信享、元田作之進(立教大学長)、安井小太郎、山田孝道、結城素明、新海竹太郎、内ヶ崎作三郎、福岡秀猪ら数百名が来会し、このほかに多数の出身者・保証人・学生が参列した。

そしてこの日の出席者には、いずれも記念絵葉書、名譽学長井上円了・前学長前田慧雲・現学長大内青巒合作の記念扇および東洋大学創立三〇年記念号と題した『東洋哲学』第二四編第一〇号(大正六年一月一日)が記念品として配布された。

式は最初に名譽学長井上円了の勅語奉読があり、これに続いて学長大内青巒が東洋古来の三〇年を以て一世紀とする見方からすれば、東洋大学は第一世紀を経過したことになり、これを賀するとともに、迎える第二世紀を祝するとして式辞を述べた。このあと、来賓として文部大臣岡田良平(代読松浦)、東洋大学顧問石黒忠恵、東京市長代理高橋要次郎、禪師日置黙仙の祝辞演説がおこなわれた。これら来賓の祝詞は、いずれも東洋大学が創立以来三〇年間に、多くの教育家・宗教家を養成、これを輩出して社会に貢献したとして、さらに今後の一層の発展を期するというものであった。来賓の祝辞のあと、名譽学長井上円了の東洋大学創立の回顧談があり、ついで職員総代土屋弘、卒業生総代石川照勤、在学生総代正影光竜がそれぞれ祝辞を述べた。なお、同年一月五日、三〇周年を記念して宮内省から東洋大学に対して五〇〇円の下賜金があったことから、これらの祝辞演説には皆、これを光栄とする一言が加えられている。

そして最後に、東洋大学教授内田周平の勤続二五年に対する表彰式がおこなわれた。学長代理境野哲が頌徳辞を読みあげ、記念品として三〇〇円が贈呈された。終わって内田周平の懐旧談があり、式は一二時三〇分に閉会した。

この後、出席者に対してそれぞれ昼食の饗応があり、午後からは大神楽・手品・少年剣舞・能狂言の余興がおこな

われた。このほかに学生による模擬店も出てかなりの盛会となった。

記念行事

この創立三〇周年の記念式典開催後、記念行事として大正六年十一月一三日から一七日までの五日間にわたって講演会が催された。その講演会の内容は、次に示すとおりである。

記念講演会講演内容

開催月日	会場	講師	講演題目
11月13日	伝通院	権田 雷斧 五十嵐光竜 高嶋 米峰 鼎 義暁 井上 円了 木村 泰賢 曾我 量深 安藤 鉄腸 山田 一英 宇野 哲人 得能 文 湯本武比古 広井辰太郎 田辺 善知 加藤 咄堂 滝村 斐男	最も畏怖すべき者は何ぞや 迷信と妖怪 女 東洋大学の使命 三〇年前の日本の哲学 仏教の解 ^{不明} □主義 浄土莊嚴教の意義 東洋大学三〇周年 母校の特色 体験 哲学と人生 現代の青年に告ぐ 彼我同体説 日蓮主義とは何ぞや 東洋人の覚醒 腹力
11月14日	上宮教会	統一閣	

11月15日	青年伝道会館	大住 嘯風 井上 円了 高田 慎吾 河口 慧海 野口 日主 中島 徳蔵 藤岡 勝二 渡辺 海旭 渡辺 洞水 遠藤 隆吉	(講師不詳) 独立と孤立 問題は我を俟つ 明治年間の我哲学界 救済事業の本義 西藏語研究の必要 日蓮主義 徳教論 自己の言語 三田と原町 民族的宗教 哲学の価値 東洋大学と妖怪 興国民の資格 永久の今 東洋学の研究 無学者の見たる有学者観 日本神話の特色について 英仏独教育の差異と戦話 <small>アタマ</small> の教育 今昔の感
11月16日	築地本願寺	五十嵐光竜 高嶋平三郎 垣内 松三 境野 哲 高嶋 米峰 井上哲次郎 稲垣 末松 村上 専精	
11月17日	東洋大学		

また、十一月二二日には、前述した宮内省からの下賜金に敬意を表する意味で、京北中学校・京北実業学校・東洋大学学生および教授・出身者ら「総員実に一千三百名」による提灯行列がおこなわれた。点火した提灯をそれぞれ手に持ち、午後五時すぎに行進を開始し、同七時すぎ二重橋にいたるほぼ二時間にわたるものであった。なお、この行

〔『東洋哲学』第二四編第一〇号 一七九頁・同第二四編第一号 六一―六二頁による〕

進のため林竹次郎（古溪）の歌詞による「提灯行列の歌」が作られ、行進中は学生・生徒らによって歌われた（『東洋哲学』第二四編第一号 大正六年二月一〇日 六〇一六一・六四頁）。

記念式典への出身者側の対応

大学側が創立三〇周年を記念した式典開催を予定すると、出身者側も、これに対応しようとして活動をはじめた。

大正六年二月二七日、東洋大学講堂において、創立三〇周年にあたり出身者側は大学側と協力して「一大祝賀会」を開催しようということで、会合がもたれた。この会合の主唱者は、五十嵐光竜以下五二名の在京出身者であった。会合では、出身者側で東洋大学創立三〇年記念祝賀会協賛会を設けることと、この祝賀会協賛会の有力な委員を全国の出身者中から推薦し、これに諸事務を一任することが決議され、この協賛会委員を推薦する委員として参加者中から五十嵐光竜、渡辺洞水、鼎義暁、吉井五、高嶋米峰、田辺善知、都河竜、小林力弥、安藤弘、境野哲、佐竹大雄、祥雲晩成の一二名が依頼された。そして同年三月付で、さきの一二名の推薦委員が協賛会委員として推薦した二九六名の全国にわたる出身者に、協賛会委員の受諾および今後の協力を求める書面が発送された。

四月二九日には、約四十名の参加をもって第一回委員会が同じく東洋大学講堂で開催され、五十嵐光竜、渡辺洞水、富田敦純、吉井五、高嶋米峰、田辺善知、都河竜、野口日主、山田一英、小林力弥、佐竹大雄、祥雲晩成の一二名が常務委員として推薦された。

この第一回の常務委員会は、五月一八日に開催された。この委員会における協議で、出身者側は記念祝賀会の開催日を十一月一日（日曜日）とすることにした。そして、東洋大学創立三〇年記念祝賀協賛会常務委員名により六月六日付で全国の出身者に向けて、十一月に開催される記念祝賀会への賛同を求める依頼状を発送した。

この依頼状には次のような諸事項が記載されていた。

一大正六年十一月十一日（日曜）挙式の事（祝賀会の次第時刻等は追て発表の事）

一此機会を以て記念事業として大講堂図書館新築の基を開きたき事

一費用はすべて出身者及有志の寄附に俟つ事

一寄附の金額は随意とし祝賀会費及記念事業費として之を領納する事

一寄附金の集まる高に應じ祝賀会及記念事業の実行方法を講ずる必要有之候につき御寄附は出来得るだけ早きを希望致候
（乍御手数封入の私製はかきを以て御寄附の金高早速御知らせ蒙り度奉願上候）

一寄附現金の締切は遅くも九月中の事

一御寄附の金円は成るべく振替貯金東京三六六七東洋大学創立三十年記念祝賀協賛会宛を以て御送付下れたき事

一集金郵便にて御送金下され候方は予め其旨御知らせを蒙り度候事

一寄附金の多少に不拘一般に記念品として井上名誉学長前田前学長大内学長合作の扇子を贈呈し東洋大学よりは特に祝賀
当日の案内状を呈する事

一五円以上二十円以上三十円以上五十円以上百円以上の御寄附に対しては其額に應じ記念として左記諸先生の揮毫を贈呈する事

大内先生 井上先生 前田先生 権田大僧正 土屋先生 内田先生 村上先生 其他 目下依頼中

一御寄附金は「東洋哲学」の誌上を以て報告し一一領収物を出さゞること

一東洋大学創立三十年記念祝賀協賛会事務所を東京市小石川区原町東洋大学内に開設致候に付協賛会に関する用向はすべて同事務所へ宛御願申度候

（『東洋哲学』第二四編第七号 大正六年七月一〇日 七七頁）

これは、創立三〇年を機会に記念事業として、大講堂・図書館新築の基をひらくこととし、このための記念事業費と祝賀会費を募つたものである。この寄附金の募集結果については、『東洋哲学』第二四編第八号・九号（大正六年九

月一〇日・同一〇月一〇日)の附録で報告されたが、これによると大正六年九月三〇日までで、四一九名の寄附者から合計で四、七〇七円五〇銭が寄せられた。

なお、大正六年に創立三〇周年記念の一環として、東洋大学はこれまでの出身者三、四二四名について、その職業を調査した。そしてその結果を「私立東洋大学出身者調」として、次のように発表した。

教育ニ従事スルモノ	専門	一五
	中学校師範学校高等女学校校長及教員	一九八
実業	学校教員	二八
	其他ノ学校教員	三九九
宗教ニ従事スルモノ	教師及布教員	二三八
	管長及宗務職員	二三五
官公吏及衆議院議員	議員	一、〇七七
	議員	四五
実業ニ従事スル者	議員	四六
	議員	一九四
監獄教諭師及感化救済事業ニ従事スル者	議員	一五八
	議員	一一〇
新聞雑誌記者	議員	一二五
	議員	五五六
死者	議員	五五六
	議員	五五六
合計	議員	三、四二四
	議員	三、四二四

(『資料編 Ⅰ下』四〇頁による)

三 校友会の創設と経営参加

校友会設立に至る経緯

前述したように（本編第一章第二節参照）、明治三七（一九〇四）年一月二日の同窓会臨時大会で哲学館大学同窓会内部、特に出身者間の対立を直接の原因として哲学館大学革新とし、出身者を「会友」とする学生主体の組織となった。これに対して出身者を主体とする同窓会設立の動きが出身者側に起こった。

出身者側は、出身者の同窓会を設立するための委員の指名を同窓会会長井上円了に依頼した。この出身者同窓会設立委員として、井上円了から指名された委員は、五十嵐光竜、伊藤弥天、丹羽屋隆道、鷺尾順敬、渡辺宗全、滝川浩、竹内周治、高嶋米峰、都河竜、梅原喜太郎、黒瀬吉之進、安藤正純、佐村八郎、祥雲晚成、湯田周平の一五名で、この委員のうち五十嵐光竜を委員長とした（『東洋哲学』第一編第一号 明治三十七年一月五日 一一八頁）。

そして、これらの委員による会合が同年一月一八日、神田の学士会事務所において開催されたが、当日は委員数名の欠席もあり、この件については、翌明治三八年一月四日に新年宴会を兼ねた会合を設けて、そこでさらに相談することになった。なお、この一月四日の会合開催のための委員として五十嵐光竜、湯田周平の二名が選ばれ、両委員の周旋で、新年宴会開催の通知が在京および東京近傍の出身者に発送された。

一月四日の新年宴会には次の二九名の参加があった（同 第一二編第一号 明治三十八年一月五日 四一五頁）。

五十嵐光竜、林竹次郎、西脇玉峰、北条祐賢、所金蔵、外山英曾、鷺尾順敬、渡辺宗全、金田仁作、神崎一作、滝川浩、田中治六、高嶋米峰、竹内周治、長崎利八、長根禅提、山田英源、小林辰蔵、安藤弘、秋山悟庵、境野哲、佐

村八郎、祥雲晚成、湯田周平、箕谷庄太郎、三石賤夫、三島定之助、白井増吉、菅原得水

この日は、さきの一月一八日の会合の決議をはかるため、草案が提出され、これについての討議がなされた。この結果、出身者の同窓会の会名は「哲学館大学出身者会」とすることに決し、次のような規約が議決された(同五頁)。

哲学館大学出身者会規約

- 一 哲学館大学出身者は相互の懇親を厚うする為左の規約を設く
- 一 毎年一月四日新年宴会を開くこと
- 一 必要の場合ある時は臨時会合をなすこと
- 一 会務を処理する為委員二名を設くこと
- 一 委員は毎年一月の会に於て之を選ぶこと

この規約中の委員二名には、再び五十嵐光竜、湯田周平が選ばれ、一年間その任にあたることになった。

規約にみられるように、出身者会の主な活動とは、毎年一月四日に新年宴会を開催することであり、これ以後毎年一月四日には新年宴会が開催されることになった。

明治三九(一九〇六)年六月、哲学館大学が東洋大学と改称されたのにもない、明治四〇年以降は会の名称も「東洋大学出身者会」とすることになり、翌四一年からは、新旧の講師にもその出席を請い、東洋大学を会場として開催することになった(同 第一四編第二号 二頁・同 第一五編第一号 七五頁)。これら新年宴会の出席者は、毎年ほぼ四十名近くで、在京出身者が中心であった。しかし、夏期には休暇を利用して文部省夏期講習会に出席するなど地方から上京する者が多いことから、明治四一年以降は七月あるいは八月に在京出身者と上京した地方在住出身者とで懇

親会が開催されることになった。

なお、明治四五（一九一二）年の新年宴会は、井上円了の欧米からの帰国歓迎会を兼ねるものとし、井上円了の帰国までこれが延期された（同 第一九編第一号 一頁）。また大正二（一九一三）年は、前年七月の明治天皇の死去により、新年宴会は遠慮された。そして大正三年および四年の両年は、理由は不明であるが、新年宴会の開催はなかった。しかし大正五年には、従来どおり一月四日、東洋大学を会場とし四一名の参加者をもって新年宴会が開催され、翌大正六年にも同様に一月四日に会が開催された。

また、地方における出身者同士の活動をみると、明治三八年八月、下関市に哲学館大学山口県同窓会が（同 第二編第八号 五六一―五六七頁）、三九年一月には古志郡長岡町に中越哲学館大学同窓会が（同 第三編第二号 一四八頁）。さらに明治四一年六月には神戸市に東洋大学阪神同窓会がつくられている（同 第一五編第七号 五九一―六一頁）。

これら地方の同窓会は、会則を持ち地方に事務所を置くものもあったが、井上円了が地方に講演に訪れたのを機会に、発起人がその時だけ地方の哲学館関係者に参加を呼びかけ、井上円了を囲んで同窓の懇親会を開催するというものが多かった。このような例としては、明治三八年七月開催の哲学館大学遠州出身者同窓会（同 第二編第八号 五六六頁）、四〇年五月開催の大分県同窓会（同 第一四編第七号 五九一―六〇頁）、四一年八月開催の東洋大学九州同窓会大会（同 第一五編第九号 六〇頁）などがあげられる。

以上が、明治三八年の出身者会設立後の出身者らによる主な活動とその内容である。

大正六年一月一日の創立三〇周年記念式典に際して、地方からの来会者が数多くあることを予想して、出身者会は同式典の翌日一月一二日に出身者大会を開催することにした。そして、この出身者大会において東洋大学校友

会設立の件が可決されることになった。

校友会の成立

出身者大会は、大正六年一月二日午後五時から東洋大学講堂で開催された。この出身者大会および校友会設立後の動きを『東洋哲学』第二四編第一号「出身者大会（校友会設立）」（大正六年一月二日一〇頁 五八一六〇頁）によってみると次のとおりである。

出身者大会の参加者は、約九十名で、名誉学長井上円了も来会した。夕食後、高嶋米峰の発議により、田中善立が議長となり東洋大学校友会設立について協議し、万場一致でその設立が決議された。この会議では、出身者による会がこれまでの有名無実なものから脱し、実力ある団体となるために、校友会役員一名は校友会を代表して東洋大学商議員会に発言権を得るものとしたとの希望も出された。そして出席者のうち主として在京者から四五名の評議員が選出された。

同年一月二日の午後六時から、さきに出された評議員による東洋大学校友会評議員会が開かれたが、委員四五名中、出席者三二名、欠席者一三名であった。この日は会の規則を協定したのみで閉会し、一月三日さらに評議員会を二四名の出席をもって開催した。そして前回協定した会規則の不備の修正をおこなった。

なお、一月二日の評議員会で、常務委員選挙がおこなわれたが、会規則が不備であったということで、この一月三日の会議において一同辞任を申し出たため、会規則修正後、新たに役員を協定した。その結果、校友会委員長には五十嵐光竜、常務委員には田中治六、渡辺洞水、下沢瑞世、田中靈牛、三輪政一が就任することになった。

校友会規則の制定

前述のように、大正六年一月三日の評議員会でその不備が修正され、全一三条からなる校友会規則が制定されたが、その内容は次に示すとおりである（『資料編 I 下』七〇八―七〇九頁）。

まず、第一条で会の名称を東洋大学校友会とし、旧哲学館、哲学館大学および東洋大学出身者をもって組織するものとした。これにより明確に出身者のみを構成員とする団体「校友会」が誕生することになった。

会の目的は「会員相互ノ連絡親密ヲ図リ併セテ母校ヲ後援スル」ことであり(第二条)、会員相互の親睦のほかに母校の後援も加えられた。そして本部は東洋大学に置き、支部を地方便宜の地に置くとした(第三条)。

会の役員は委員長一名、常務委員五名、評議員若干名とし(第四条)、委員長および常務委員は、評議員中から互選し、評議員は総会において選挙するとし、その任期は各一カ年で再選を妨げないとした(第五条)。役員の任務としては、委員長は会務を統轄し、常務委員は庶務会計等の事務を分掌するものとし、評議員は委員長の招集により評議員会を開いて会務を審議するものとした(第六条)。

また毎年一回総会を開くものとし(第七条)、校友会がおこなう事業として次の三項をあげた(第八条)。

- 一 毎年出身者大会ヲ開クコト
- 一 臨時講演会ヲ開クコト
- 一 機関雑誌ヲ発行スルコト(当分東洋哲学ヲ以チ之ニ充ツ。雑誌ハ任意購読トス)

会費は年額一円とし(第九条)、会員には同窓名簿および報告書を配布するものとした(第一〇条)。そして会員で転居その他異動があつた場合は、本部に通知すべきものとし、入会または退会する場合もその旨本部に申し込むものとした(第一一条)。会則改正の必要がある場合は、評議員会でこれを決し(第一二条)、このほか校友会の目的達成に必要な事項は、別に細則をもつてこれを定めるとした(第一三条)。

校友会設立後の翌七年二月一〇日の『東洋哲学』第二五編第二号「校友彙報(二月)」(一一二頁)には、校友会役員および入会者名が記載されているが、会員は同年二月四日までで三三〇名に達し、また雑誌(『東洋哲学』)購読の新

申込み者も二四九名あり、なお続々申込み者があるとして「真に未曾有の盛況なり」と報じている。なお、これまでの「東洋大学出身者会」がおこなっていた恒例の新年宴会は、校友会設立後もそのまま継続され、出身者および教職員をあわせて、毎年一月四日東洋大学において開催された。

この校友会規則第八条であげた校友会の事業のひとつである臨時講演会の開催は、大正七年二月から翌八年一月までの五回にわたっておこなわれた。第四回の講演会の内容については不明であるが、東洋大学講堂において「東洋大学学芸講演会」と題しておこなわれた公開の講演会の講師および講演題目は次のとおりである。

東洋大学学芸講演会

開 催 年 月 日	講 師 お よ び 演 題
大正七年二月一七日(第一回)	田 辺 重治 富土川 游 蘭省の上に立つ文芸
大正七年四月二〇日(第二回)	垣内 松三 風も幡も動かぬ 日本神話の研究
	境野 哲 (不 詳)
	遠藤 隆吉 (不 詳)
	中島 徳蔵 (不 詳)
	宇野 哲人 洪範に就て
	高嶋 米峰 「僧侶家族論」を読む
	藤岡 勝二 (不 詳)
	田部 重治 民衆芸術と人道主義
大正八年一月一八日(第五回)	滝 精一 鳳凰堂の美術

(「東洋哲学」第二五編・第二六編各号による)

大正八年二月の会則改正

大正八（一九一九）年二月二日、東洋大学教授室において校友会評議員会が開催され、会則の改正が協議された（同 第二六編第一〇号 大正八年二月一〇日 七八頁）。

この評議員会における改正点は次のとおりである（『資料編 Ⅰ下』七〇九―七一一頁）。

まず、第二条が「本会ハ会員相互ノ連絡親密ヲ図リ併セテ母校ヲ後援スルヲ目的トス」から「本会ハ会員相互ノ連絡親密ヲ図リ母校ヲ後援スルヲ以テ目的トス」とかわり、母校の後援が会の主目的となった。

役員については、委員長のほかに副委員長一名を設け、常務委員を五名から七名に増やし、このうちの一名を会計とした。また、評議員若干名としていたものを、四五名とその員数を明記し、書記若干名を置くものとなった（第四条）。正副委員長および常務委員は、評議員中より互選し、評議員は従来どおり総会において選挙し、書記は委員長が任免するとした（第五条）。また、正副委員長および常務委員に欠員が生じた場合は、新たにその都度補欠選挙をおこなうものとし、評議員の場合はその年度の総会で補欠選挙をおこなうとした。ただし、緊急必要を生じた場合は、常務委員会の決議を経て、委員長がこれを指名、補欠できるとした（第六条）。

さらに、役員は正当の事由なくして辞任できないものとし、やむを得ない事情の時は評議員の場合は、常務委員会の決議を経て委員長がこれを承認し、正副委員長および常務委員の場合は、評議員会の決議によってこれを決定するとした（第七条）。新たに設けられた副委員長の任務は、委員長の補佐で、委員長に事故があつた場合これを代理するものとした。なお書記は、校友会の事務に従事するとした（第八条）。そして、校友会のおこなう事業は次に示す三項となった（第一〇条）。

- 一、評議員会ニ於テ本学出身者中ヨリ東洋大学財団法人ノ維持員ヲ選挙スルコト
- 一、機関雑誌ヲ発行スルコト

但当分『東洋哲学』ヲ以テ之ニ充テ會員ニハ無料配布ス

一、其ノ他第貳条ノ目的ニ從ヒ臨時緊急ナル事業ヲ経営劃策スルコト

會員は、四月中に一カ年分の会費四円を校友会会計に納めるものとし、二回分納も可能とした(第一条)。最後に附則として第一六条で、この改正規則による会費の徴収および雑誌の無料配布は大正九年四月から実施するとした。

これらの改正点で特に注目されるのは、校友会の事業に関してであり、その最初に掲げられた事項、すなわち評議員会において出身者から東洋大学財団法人維持員を選挙するとした点である。

この維持員について若干ふれると、大正七年一二月に大学令が公布されたのにもない、東洋大学も大学令による大学昇格に向けてその準備にとりかかることになり、大正八年五月二〇日、財団寄附行為変更の申請をおこない、同年六月三〇日その認可を受けた。この変更により、これまでの経営主体である商議員会を構成する商議員の名称が、維持員と改められ、かつ東洋大学側・京北側各七名ずつの員数であったのが各一〇名ずつの合計二〇名となった。また、従来商議員は、直接大学に関係するもので組織されていたのに対し、維持員はこれがさらに拡大して、一般出身者からも選出されることになった。したがって、校友会の評議員から選出された出身者が維持員となって、大学経営に参加することができるようになった。

大正八年一月二日の校友会規則の改正は、このような財団寄附行為の変更にもなったものであった(詳細は本編第二章第四節三参照)。

第四節 大学令の公布と第一次昇格運動

一 大学令の公布

大学令公布の背景

大正七年二月六日、大学令は勅令第三八八号をもって公布され、翌八年四月一日から施行された。これが制定されたのは、日本のこれまでの高等教育政策、特に明治一九（一八八六）年三月制定の帝国大学令にのみとづく大学制度では、実情に対処できなくなつたためであつた。

この当時の状況として、教育面では中等教育機関の卒業者が増加し、高等教育機関への進学要求が増大したのに対し、これを受けいれる高等教育機関が不足する事態となつたこと、また経済面では、第一次世界大戦の過程で、欧米諸国からの重化学工業品の輸入が途絶したため、国内において従来の軽工業のほかに、重化学工業が飛躍的な発展をみることになり、これに対応できる人材の需要が産業界から高まつたことがあげられ、このような状況から政府は高等教育機関の拡張、特にこれまで問題となつていた大学制度の改革について、これを解決する必要に迫られることになつた。

大正六年九月、寺内正毅内閣により、内閣直属の諮問機関として各界の有力者を委員とする臨時教育会議が設置され、翌七年六月同会議の答申にもとづき、日本の大学制度一般を規定する法令、すなわち大学令が制定されることになつた。

大学令の特色・意義

大正七年一二月に公布された大学令は、全文二一条と附則からなるものであり、特色として次の点があげられる。

ひとつは、大学の目的を帝國大学令の文言をほぼ踏襲した「大学ハ国家ニ須要ナル學術ノ理論及應用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ攻究スル」と規定した上で、「人格ノ陶冶及國家思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス」を加えたことである(第一条)。また、数個の学部からなる総合大学のほかに、一学部のみからなる単科大学を認め(第二条)、さらにこれらで大学は官立の帝國大学に限られていたのに対し、これ以外に公立および私立の大学も認めた(第四条)。これにより官立総合大学の帝國大学以外に官立単科大学・公立大学・私立大学等数多くの大学が設立され、大学の拡張がおこなわれることになった。

明治三六(一九〇三)年三月制定の専門学校令のもとで「大学」を自称し、大学への昇格を要求していた私立の高等教育機関である専門学校も、これにより法制上大学として認められることになったが、これとともに、研究科の設置(第三条)、入学資格(第九条)、在学年限(第一〇条)、大学予科(第二一―第一六条)、専任教員数およびその採用(第一七・一八条)等について種々規定されたほか、公私立大学は文部大臣の監督に属し(第一九条)、報告・検閲その他の統制を受けることになった(第二〇条)。また、公私立大学の設置・廃止は、文部大臣の認可によることとなり、同大臣はその認可について「勅裁」を請うべきことも定められた(第八条)。

特に私立大学の場合は、財団法人とすることが義務づけられ(第六条)、大学を維持するに足るだけの収入を生ずる基本財産を有するものとし、「現金又ハ国債証券其ノ他文部大臣ノ定ムル有価証券」の国庫への供託が課されることになった(第七条)。ところで右の供託金は、一大学につき五十万円以上、一学部増すごとに十万円以上を要するものとされ、大学昇格をめざす私立専門学校にとっては、苛酷な条件となった。

各私立専門学校の対応

大正八年四月施行の大学令にもとづいて、以後私立大学が次々と設立されていった。昭和七年までに誕生した私立大学二五校をあげると次のとおりである。

私立大学の設立状況（大正九年—昭和七年）

設 立 年	大 学 名 称
大正九（一九二〇）年	慶応義塾大学・早稲田大学・明治大学・法政大学・中央大学・日本大学・国学院大学・同志社大学
大正一〇（一九二一）年	東京慈恵会医科大学
大正一一（一九二二）年	竜谷大学・大谷大学・専修大学・立教大学・立命館大学・関西大学・東洋協会大学（大正一五年拓殖大学と改称）
大正一二（一九二四）年	立正大学
大正一四（一九二五）年	駒沢大学・東京農業大学
大正一五（一九二六）年	日本医科大学・高野山大学・大正大学
昭和三（一九二八）年	東洋大学・上智大学
昭和七（一九三二）年	関西学院大学

さきに述べたように私立の場合、大学として認可されるためには、財団法人組織とし財団は大学を維持できる基本財産を国庫に供託しなければならず、この供託金の調達が大学昇格をのぞむ各私立専門学校にとって最大の困難であった。そしてこのほかにも、一定数の専任教員の確保、図書の充実をふくむ教授および研究上必要な諸設備の整備など大学昇格には多額の資金が必要とされた。

このような条件のもとに置かれたのであるが、法制上大学として認められることは社会的評価につながり、学校経

営にも大きな影響を持つことから、ほとんどの私立専門学校は大学昇格に向けて特に資金面での準備にとりかかり、これに対処していった。前表にみるように、大正九年の最初に大学として認可された八校は、これらの条件を比較的容易に実現できたといえる。慶応義塾大学は、すでに大学としての実質をそなえていたし、早稲田大学は大口寄附者により短期間のうちに百万円以上の多額の基金を募集することができた（『早稲田大学百年史』第三卷 一四一―一四五頁）。また神道系の国学院の場合は、宮内省からの下賜金と認可した大学に出される文部省の補助金、岩崎・三井両家からの寄附金、院友その他財界篤志家等の寄附金を合わせて五〇万円の供託金の見通しをつけることができた（『国学院大学百年小史』一一一頁）。

東洋大学が大学昇格を実現したのは、昭和三（一九二八）年であり、大学令の施行から九年を経過していたが、この昇格が遅れた最大の理由は、供託金を調達することができなかったためであった。

仏教連合大学について

大正七年一二月公布の大学令は、それぞれ宗門の高等教育機関を持っていた仏教各派にも大きな影響を与えた。各宗内ではこの大学令に対処すべく学校組織の改善等に関する論議がなされることになったが、これに対して各宗派が協力して仏教連合（総合）大学を創設しようとする動きが起こった。

『高嶋米峰回顧談』（学風書院 昭和二六年六月五日 二四―三三頁）によると、この発願者は高嶋米峰で、これに共鳴・賛同して発起人として名を連ねたのは、常盤大定、岡田良平、片山国嘉、高楠順次郎、村上專精、前田慧雲、富士川游、藤岡勝二、沢柳政太郎であった。そして大正八年五月付で「教界の長老諸師に呈す」という一文を、高嶋米峰を含むこれら一〇名は連名で仏教各宗管長宛に発送した。

これは従来の各宗の教育機関（大学）は、財政的、教育的にも不完全でその効果をあげておらず、また各宗派単独

では大学令にもとづく大学昇格が困難であるという状況から「特に此際に於いて、各宗聯合教育機関の急要を認め、完全高級なる仏教研究の一大道場の設立を希望」するというものであった。

この仏教連合大学設立の構想は、高嶋米峰が明治四二（一九〇九）年六月の『新仏教』第一〇巻第六号で「宗教学校の将来」と題して論じており、各宗合同の宗教大学を建設するか、さもなければ「その各宗の大学を廃して、その生徒を、宗派に関係のない大学で、自由に仏教の研究の出来るやうな学校へ託して仕舞ふのを以て、最も適當の措置だと考へる」と述べ、その大学として東洋大学をあげている（『新仏教』論説集」中巻 永田文昌堂 昭和五四年 七六一―七六六頁）。そしてまた、大正三（一九一四）年八月の『新仏教』第一五巻第八号では、大学令、ここでは単科大学制が公布された場合、各宗立の教育機関はどうなるかという問いに対して、川村五峰が「行詰りの宗教教育」として、やはり同じく各宗協同の一大仏教大学を建設するか、「さも無くば各宗派が、東洋大学の如き、何れの宗派にも特別の關係を持つてゐない既成学校を擁護して、出来得る限り拡張を行はしめたる上、各派から学生を委託する」という案を出しており、柘植秋畝も「単科学制発布後の各宗大学」と題して同様の意見を述べている（前掲『新仏教』論説集」下巻 昭和五五年 八三四―八三五・八四五―八四六頁）。実際に大学令が公布されたあと、さきの高嶋米峰らの提唱がきっかけとなり、仏教連合大学創設の動きが起ることとなったが、結果的にはこうした動きが、東洋大学の運営に直接的な影響を与えることはなかったとみられる。

なお、仏教連合大学創設の運動は、大正一一（一九二二）年から具体的に各宗幹部の協議会がもたれたが、宗派それぞれの事情により結局、天台宗大学（天台宗）、豊山大学（新義真言宗豊山派）、宗教大学（浄土宗）の三校が合併したかたちで新大学を設立することになり、これが大正大学として大正一五年五月設立の認可を受けた。

二 境野学長の就任

境野哲の経歴

大正七（一九一八）年六月、境野哲が第四代東洋大学学長に就任した。前学長大内青巒は大正三年七月学長職に就いたが、就任後一年程で病床につくことになった。そのため以後境野哲がその代理として学長事務をとってきたのであるが、大正七年になって大内青巒が「病氣ノ為メ其任ニ堪兼候ニ付」（『資料編 Ⅰ下』二〇一頁）正式に学長職を辞することになり、同年五月二一日後任学長を境野哲とする学長変更認可申請書を文部大臣岡田良平宛に提出（同）、六月から境野哲が大内青巒に代わって学長に就任した。

境野哲は、明治四（一八七二）年八月二二日仙台県（現宮城県）名取郡境野村に士族境野功敏の長男として生まれ、のち黄洋と号した。いわゆる「貧乏士族」の家に生まれたため幼少の頃は貧窮生活を強いられ、また実母と早くから生別することになったという。小学校卒業後、仙台の宮城中学校に入学した。境野家は一族みなキリスト教を信奉し、境野哲もカトリック系の小学校に通うというキリスト教の環境のなかにあつたが、この頃同じ仙台にある曹洞宗専門支校という曹洞宗の学校に遊びに行くようになり、仏教を知る機会を得た。そして、ちょうどこの頃は井上円了が哲学館を創立し、また『真理金針』や『仏教活論序論』等を著して仏教復興の気運を盛り上げていた時で、境野哲もこれらの書を読み非常に感激して単身上京、哲学館に入学した。

明治二五（一八九二）年七月哲学館を修了、明治三二（一八九九）年七月に哲学館講師に就任し、明治四五（一九一二）年には東洋大学教授となった。またこの間豊山大学、上宮教会、日蓮宗大学等の講師としても教鞭をとり仏教史を講じた。明治四五年『東京朝日新聞』記者を兼任し、教育・宗教・社会問題に関する論説を担当した。哲学館修了後の明治二七、八年頃から経緯会の一員として古河勇（老川）らの新仏教運動に加わり、その機関誌『仏教』にも

筆を執るようになった。この後明治三二年二月新たに仏教清徒同志会を結成、また明治三三年七月には機関雑誌『新仏教』を発行（大正四年八月廃刊）し、高嶋米峰らとともにこの会の中心となつて新仏教運動を展開していった。

また、境野哲は明治二三年に帝国大学講師となつた村上專精のもとで仏教史の研究に携わることとなり、鷲尾順敬らと共に『仏教史林』誌（明治二七年四月八日第一号発行）の編纂・発行に協力し、大いに仏教史学の振興につとめた。そしてその後、境野哲は仏教史の専門家として、『日本仏教史講話』『支那仏教史講話』『仏教研究法』『四分律』『支那仏教精史』『日本仏教発達概説』等の各種の仏教史関係の著書を著した。仏教に関して非常にひろい知識を持ち、特に仏教史学についての造詣が深かつた。

前述のように大正七年六月東洋大学学長に就任し、昇格運動を展開するとともに新学科の設置など学科の革新等にも尽力したが、大正一二年の東洋大学紛擾事件（本編第五章参照）により同年六月これを辞した。その後、大正一五（一九二六）年五月駒沢大学教授に就任、昭和五（一九三〇）年一月には学位論文『隋唐以前の支那仏教』により、文学博士の学位を得た。また昭和六年五月立正大学教授を兼任した。

昭和八（一九三三）年一月一日、脳溢血のため六二歳でその生涯を閉じることになったが、その墓は境野哲が仙台から上京して哲学館修了後も数年間にわたり寄寓していた駒込蓬萊町真浄寺の境内につくられた。

学長境野哲の大学構想

第四代学長に就任した境野哲は、大正七年一二月に発布された大学令を受けて昇格運動にとりかかった。まず、翌八（一九一九）年一月付で、東洋大学の具体的な大学構想とそれ

実現に要する費用を示した「東洋大学基本金募集趣意書」を発表し、これに対する援助をひろく呼びかけた。この趣意書では、東洋大学が創立以来めざし、かつ今後達成しようとする大学としてのあり方、理想について次のように述べられている。

蓋し近時世界学界の状況を見るに欧米諸大学に於ける東洋学研究の盛なる其の成績発表の事実に徴するに東洋の学は終に将来西洋学となり了するの時たらんとするの觀あり本邦の学者にして欧米に遊学し支那印度の学を伝へ来る現況に見るも其の事今や殆んど疑なき事実なりと断言するも不当にあらずと信ず東洋の広き終に東洋学研究の一大学をも有せざるは豈世界に於ける日本の位置として能く堪へ得る所ならんや東洋学の研究は日本に於ける古典によりて其の本旨を發明し永く之を保存し以て東洋独得の思想の精髓を失はざらしめんと努むると共になほ欧米の思想學問に斟酌し進んで新東洋学建設に資するあらんを期するものにして我が東洋大学の理想とする所は実に此にあり

〔資料編 Ⅰ上〕 九三〇頁

そしてこの「新東洋学建設」に資するものとして、学長境野哲は次のような大学の将来構想、すなわち東洋大学大
学部
の擴張計画を提示した。まず学科組織としては、国学科、漢学科、仏学科の三科を置くものとした。これら三学
科の研究目的および具体的な学科目等は次頁の表のとおりである。

この事業は、各学科の講座制の完成、図書館の充実および教場の新築等の設備面をふくむものであるが、とくにこ
のうちの予科の新設と講座制の完成に第一に着手するとした。そしてこれら事業の目的を達するため、ひろく基本金
を募集することとし、その募集金額は向こう五カ年で二五〇万円とした。

この趣意書によれば（同 九三二頁）、基本金二五〇万円の内訳は次のようになっている。

五〇万円——新大学令による予科新設供託金

一二五万円——講座基本金——一講座につき五万円（漢学科・仏学科各一〇講座、感化救済科五講座、合計二五講座）

※国学科は資金充実の後をまって逐次開講

七五万円——講座給以外の教授給・雑給及び事務員給料その他の雑費等の基金、このうち一〇万円は講座開設まで昇格

供託金として政府に供託

国学科、漢学科、仏学科の研究目的および学科目構想（大正八年）

学 科	目 的	学 科 目
国 学 科	国史、国語、国文の研究	神道学および神道史・国史学・有職故実・国文学および歌学・国文学史・国語学および国語学史・国民倫理学・言語学・西洋哲学概論・心理学・倫理学・教育学・美学および美術総論
漢 学 科	支那哲学（日本儒学を含む）支那文学、東洋史の研究、特に経学の研鑽	経学・文学および詩文学・諸子学・東洋史および東洋地理学・支那哲学史・支那文学史・支那語・西洋哲学史および西洋哲学概論・心理学・倫理学・教育学・美学および美術総論
仏 学 科 (感化救済科)	仏教各宗の教義およびその歴史の研究 感化救済に関する理論の攻究を目的とし、また實際活動の新方面を開拓することを期す	性相学（俱舎、唯識）および三論成実論・天台学・華嚴学・禅学・密教学・浄土宗学・真宗学・日蓮宗学・仏教史・印度哲学（婆羅門教）・印度史および印度地理学・梵語・巴利語・西蔵語・宗教学・西洋哲学史および西洋哲学概論・心理学・倫理学・教育学・美学および美術総論 感化教育・救済事業および制度・衛生学・社会衛生学・教育病理学・治療学・児童保護および母親保護・犯罪学・刑事人類学・社会学 ※感化救済科は仏学科に附随し希望者をして兼修せしめる。ただし感化救済科兼修者は仏学科（本科）の必修科目（性相学・天台学・華嚴学・仏教史・印度哲学・宗教学・西洋哲学史および西洋哲学概論・心理学・倫理学・教育学・美学および美術総論）以外の本科科目を選択することができる

〔資料編 I上〕九三一頁による）

なお大学令およびその施行規則にもとづいて文部省で設けた大学設立認可内規では、昇格のための基本財産の供託

額を一個の学部について五十万円以上、これに一学部を加えるごとに十万円以上ずつ増加するものとしているが、境野哲は学部ではなく予科の新設に基本財産五十万円を要するものとして募金を募っている。

そしてこの東洋大学拡張に関して学長の計画を賛襄・助成するため教授および出身者から相談役を嘱託し、また別に東洋大学の事業の経営計画についての顧問を置くこととした。これらの相談役および顧問として囑託された者は次のとおりである。

相談役——得能文、富田敷純、渡辺洞水、高島平三郎、田中善立、田辺善知、土屋弘、藤岡勝二、富士川游、安藤正純、島地大等

顧問——井上哲次郎、石川照勤、石黒忠恵、犬養毅、本多日生、小川滋次郎、岡田良平、河野広中、高楠順次郎、南条文雄、村上專精、内田周平、松本文三郎、前田慧雲、権田雷斧、斎藤唯信、沢柳政太郎、三宅雄二郎

(同 九三二—九三三頁)

以上が学長境野哲によつて発表された東洋大学学部拡張に関する趣意書の主な内容であるが、このほか専門学部についても同じ趣意書の末尾で附言として「従来如く之を存置するのみならず益学科の整備と内容の充実とを計らんとす」(同 九三二頁)と述べている。その理由は「蓋し専門学校は将来の日本に取りて最も重要な位置を占むべきものにして實際社会に於ける活動的人物の養成は之を専門学校に俟つもの多きを信ずればなり」(同)とあり、学長が専門学校すなわち専門部の意義を認め、これを重視していることがうかがえる。そして実際に大正一〇(一九二一)年四月には専門学部(文化学科と社会事業科(夜間))の二学科を新設してその充実をはかった(本編第四章第四節参照)。

二 維持委員会の設置

財団寄附行為の変更

前述したように学長境野哲は大正八年一月東洋大学の具体的な大学構想を示し、これに対する賛助を呼びかけたが、これを実現させる第一歩として同年五月二〇日には財団寄附行為変更の申請をおこない、同年六月三〇日その認可を受けた(『資料編 Ⅰ上』六五一―六五三頁)。この変更の直接のきっかけは前年の大正七年一月二八日付で井上円了が境野哲に宛てた書簡であつたとみられる。これは「拙者カ先年独力経営セシ学校全部ヲ挙ゲテ後継者ニ一任シテ以来隠居ノ小言ハ禁物ト存ジ何事ニモ一切干涉セザル主義ヲ執リ無視無言ヲ守リシモ近時校外ノ出身者中ヨリ我母校ハ極々少数者ノ専有物ノ如クトナリ往々不平ヲ鳴ラスモノアレバ拙者ヨリ忠告セヨトノ注意ヲ受ケタルニ付」(同 六三頁)、境野哲宛にしたためたもので、その後一二月にかけて井上円了と境野哲との間で数度、書簡がとりかわされた。

井上円了の書簡の主旨は、現今の財団評議員(商議員)が、その名簿によればあたかも教授会でもあるかのように、校内の教職員のみで構成されているので、これを井上円了の退隠当時の内則に照らして校外の出身者をも加えるように、その選定法の改正をしてもらいたいというものであつた。すなわち「学校内計リノ評議員ハ世間ノ疑心ヲ噪起ス恐レアレバ校外人出身者ヲ相当ニ加フ様ニ」(同 六五頁)してもらいたいという内容であつた。

なお、これ以前大正六年一月の出身者による大会で東洋大学校友会の設立が可決されたが、この時は会の参加者が校友会を「有名無実の力なき団体たらしめず大いに実力あらしめんを期するために役員的一名は校友会を代表し東洋大学商議員会に発言権を得んとする希望を大多数の望みによりて威勢よく可決」(『東洋哲学』第二四編第一一号 大正六年二月一〇日 五八頁)したように、出身者側には大学経営への参加を望む声が非常に強かつた。

これにもとづいて大正八年五月二〇日財団寄附行為の変更がおこなわれたが、その主な変更の要点は以下のとおりである。

これまで財団法人に関する重要事項の審議決定は商議員会でおこなわれていたが、新たに維持委員会を設置してここでおこなうものとした。またこれまで商議員会を構成していた商議員の数は、一四名で「本財団法人関係アル者ヨリ商議員会ニ於テ選定ス」（大正二年四月認可寄附行為第一条）ることになっていたが、変更寄附行為ではこの維持員の数を二〇名とし、維持員の種類が次のように明記された（第一四条）。

甲種 東洋大学長 壹人

京北中学校長 壹人

乙種 東洋大学職員中ヨリ選出ノモノ 五人

東洋大学出身者中ヨリ選出ノモノ 四人

丙種 京北中学校京北実業学校職員中ヨリ選出ノモノ 五人

京北中学校京北実業学校卒業者中ヨリ選出ノモノ 四人

〔資料編 I上〕六五二頁

これはさきの井上円了の書簡にあつたように大学運営にあたる財団役員が、校内の教職員のみ「極々少数者」か
らなつていたものを、校外の出身者をもふくめた各方面から均等に選出することに改めたものであつた。この財団寄
附行為変更の要点について『東洋哲学』第二六編第一〇号（大正八年二月一〇日 七二頁）は、「此の規定により大学
側及び京北側共に一般出身者も学校経営に関係することとなりしものにして校友諸君の権利の拡張と同時に其の義務
責任も亦一層重大を加ふるに至りしものなり」と説明している。

維持員会規則・同選挙規則の制定

大正八年六月三〇日付で変更認可された財団寄附行為にもとづいて同年一〇月一四日に維持員会規則が、同一五日には東洋大学財団維持員選挙規則がそれぞれ制定された。

維持員会規則（『資料編 I 上』七〇八頁）は全一条からなり、その第一条で「維持員会ハ主トシテ東洋大学財団全体ニ関スル予算其他重要ナル事項ヲ審議決定スルモノトス 但人事ニ関シテハ財団経営ノ諸学校各別ニ之ヲ処理スヘク一々此会ニ諮ルコトナシ」と規定した。そして定期維持員会は、毎事業年度の終始に開催するものとし（第二条）、臨時緊急事項が生じた場合は臨時維持員会を開くとした（第三条）。この臨時維持員会は、理事が必要と認めた場合と、維持員五人以上から会議の目的事項を明示して開催の請求があつた場合に召集するとした。なお理事は、この請求後一〇日以内に臨時維持員会を召集すべきものとした（第四条および第五条）。

定期維持員会は少なくとも七日以前に、臨時維持員会は同じく三日以前に会議の目的事項もしくは議案を維持員に通知すべきものとした（第六条）。維持員会の議長は維持員中から互選するとし（第七条）、議長も決議の数に加わることができるとした（第八条）。また、財団経営の諸学校（大学側・京北側）の幹事・会計は、維持員会の決議の数に加わることができないが員外としてこれに列席できるとした（第九条）。なお維持員会の会場は理事が定めることとした（第一〇条）。そして第一条で「維持員ニシテ其ノ選挙団体ニ於ケル位置ヲ失ヒタルトキハ同時ニ其資格ヲモ失フモノトス」と規定した。

以上が維持員会規則の内容であるが、さきの財団寄附行為の変更によつて三種類の維持員が明示されたため、これらを選出するための東洋大学財団維持員選挙規則が制定されることになった。

この維持員選挙規則（全一九条）のうち主に第一条から第五条までの「第一章 選挙団体」および「第三章 選挙

権及被選挙権」についてみると以下のとおりである。

財団寄附行為第一四条で甲種・乙種・丙種とされた維持員は次の甲・乙・丙・丁の四種を各選挙団体としてそれぞれ選挙するものとした(第一条)。

甲、東洋大学職員(学長、教授、幹事、会計)

乙、京北中学校京北実業学校職員(校長、満参年以上引続き在職ノ教員、幹事、会計)

丙、東洋大学出身者(東洋大学校友会評議員)

丁、京北中学校京北実業学校卒業生(鶏声会、評議員、京実会評議員)

〔資料編 I上〕七〇九頁)

各団体の選挙長は右の甲・丙については東洋大学長、乙・丁については京北中学校長がこれに任じ投票に関する事務を統轄するものとした。ただし選挙長に事故ある時は上席幹事が代理するものとした(第二条)。そして選挙権は、第一条の甲・乙・丙・丁四種の団体の各員各自がこれを有するものとした(第三条)。これに対し被選挙権は左に掲げられるものがそれぞれ有するものとした(第四条)。

甲、東洋大学長、教授、幹事、会計ノ各員

乙、京北中学校長京北実業学校長、専任教員、幹事、会計ノ各員

丙、東洋大学出身者全員

丁、京北中学校京北実業学校卒業生全員(推選卒業生ヲ含ム)

(同)

このうち丁種団体から選出されるものは、京北中学校または京北実業学校の一校卒業者のみに限らないとした。

また東洋大学職員でありかつ出身者であるもの、京北中学校・京北実業学校職員でありかつ卒業者であるものは、「各其資格及ヒ身分ニ応シテ第壹条四種ノ孰レニ於テモ選挙及被選挙ノ権利ヲ有スルモノ」とした(第五条)。

以上みるように維持員会の設置にともない、その選出に関する具体的な選挙規則も制定されることになったのである。

校友会会則の改正

さきの財団寄附行為の変更により、東洋大学財団全体の財政面を中心とした重要事項を審議・決定する二〇名の維持員のうち、その四名を東洋大学出身者中から選出することになり、また維持員選挙規則ではこれを東洋大学校友会の評議員会において選挙した。したがってこれにもとづいて校友会は、大正八年一月二日評議員会を開催して校友会会則の改正を決議、これをただちに実施することにした。

この主な改正は第三節三でみたように、会則第一〇条の校友会のおこなう事業に関してであり、その第一に「評議員会ニ於テ本学出身者中ヨリ東洋大学財団法人ノ維持員ヲ選挙スルコト」〔資料編 一下〕七一〇頁が掲げられることになった。右の改正が決議されると同日午後から東洋大学講堂において校友会大会が開催され、これまでの校友会役員は総辞職して新評議員を選出した。この結果、四五名の新評議員が選出され、同年一月五日には就任第一回の校友会評議員会が開催された。この評議員会では校友会正副委員長および常務委員の選挙がおこなわれ、それぞれ次のものが当選した。

委員長——五十嵐光竜

副委員長——田辺善知

常務委員——神崎一作・都河竜・梅原喜太郎・小谷馨太郎・斎藤孝一郎・三輪政一・下沢瑞世

〔東洋哲学〕第二六編第一〇号 大正八年二月一日 七九―八〇頁

以上のように、校友会は組織を新たにしその代表者が東洋大学財団経営に参画できる体制を整えることになった。

四 昇格基金募集運動の展開と挫折

昇格基金募集計画

学長境野哲により、大正八年一月付で東洋大学の拡張計画が発表され、またその後財団寄附行為の変更（維持員会の設置）もおこなわれ、いよいよ東洋大学の拡張および昇格のための基金募集に実際にとりかかることになった。

大正八年一〇月付で学長境野哲から全国の、特に地方在住の出身者にむけて文書が発せられた。その内容は、遠隔地方在住の出身者は校友会の評議員選挙や総会等に直接参加あるいは出席できないこともあるが、学校経営に関する意見は出身者中の維持員を通して自由に提出してもらいたい、中央と地方との間の連絡を緊密にするため出身者が相談して地方に校友会を組織するよう尽力してもらいたい、また中央と地方との校友間の連絡については今後『東洋哲学』を機関として使用し雑誌の内容をその目的に沿うように、漸次改善していくつもりであることなどを伝えたものであった。

そして特に大正七年一二月公布の大学令への対応に関しては、さきに発表した「東洋大学基本金募集趣意書」を同封して、次のような援助の呼びかけをおこなった。

一、 這般文部省に於て新大学令を發布せられ候については本大学も是非共之に基いて昇格運動の端を開き度同時に単に昇格と云に満足せず予て故井上名譽学長の理想により東洋学の大学としての基礎を確立致したくと決心仕候条切に校友諸君の御援助を仰ぎ度候

一、 以上の目的を達するため別紙主意書(まうじ)を発表致し候条御一読を煩はし度候特に募集基金二百五十万円の中に於て昇格に關する金員は最早焦眉の急に屬し居候事に有之即ち高等予科新設及び大学供托金としての金六十万円は是非共校友諸君

の御後援により其の目的を達し得る様御尽力の程希望の至りに御座候

〔東洋哲学〕第二六編第一〇号 大正八年一月一〇日 七四頁

右にあるように、学長は大学昇格の資金六〇万円の調達が全国校友の後援によつて達成されるよう希望したのである。境野哲は出身者中から出たはじめての学長であつたため、その就任については校友出身者側から「今や東洋大学は新学長を出身者の中より敢て推し校友相扶けて学校の発展に努力せんとするは洵に東洋大学の『成長』を告ぐるものにして当に本学発展の第一着歩なりと謂ふべし」(同 第二五編第八号 大正七年八月一〇日 四四頁)、あるいは「教授は曩に母校出身の秀才として大内老学長の後を襲つて其の位置を占めたる人であるから、必ずや全校を率ゐて起ち先づ『内容充実』進んでは『大学資格』を実現し洋々たる将来を開展して其の技倆の偉大を示さるゝであらう」(同 第二六編第一号 大正八年一月一〇日 七九頁)と大きな期待が寄せられていた。

東洋大学昇格基金募集規則

則・同施行細則の制定

このような事情から東洋大学の大学昇格資金の募集は校友会にとつての重要な事業として認識されることになり、大正八年一月一八日には校友会評議員会が開催され、東洋大学昇格基金募集規則およびその施行細則が制定された。

東洋大学昇格基金募集規則(『資料編 I 上』三五七頁)は全六条からなり、その内容は以下に示すとおりである。

東洋大学昇格基金募集規則

第一条 東洋大学昇格基金ハ大正七年十二月公布セラレタル大学令ニ依ル大学令ト為スノ目的ヲ以テ募集スルモノトス

第二条 本規則ニ依リ募集スヘキ金額ハ曩ニ学校当局ノ発表シタル募集金額式百五十万円ノ内昇格ニ要スル金六十万円トシ校友ハ勿論広ク江湖ノ同情ニ俟ツモノトス

第三条 昇格基金払込ノ方法ハ一時払月賦払年賦払ノ三種トシ月賦払及ヒ年賦払ノ払込期間ハ大正八年十二月以降十ヶ年

トス

第四条 昇格基金ハ特別会計トシ別に定ムル施行細則ニ依リ之ヲ経理ス

第五条 昇格基金募集ノ成績及其決算ハ適當ノ時機ニ於テ之ヲ報告ス

第六条 寄附者ノ芳名及基金額ハ本大学ノ記録ニ存シ永久ニ之ヲ記念ス

この募金は前述したように、大学側が昇格をふくむ東洋大学拡張計画に要する費用として発表した二五〇万円のうち、特に昇格のための基金六〇万円の募集をその目的としており、この具体的な募金活動実施のため大正八年一月一八日から施行するとして施行細則（全二〇条）も定められた。

東洋大学昇格基金募集規則の施行細則（同 三五七―三五八頁）の主な内容は以下のとおりである。まず、本則第一

委員	選任方法	担当業務
昇格基金管理長 一名 専任委員 三名 常務委員 九名 実行委員 四五名 各地方実行委員 若干名 書記 若干名	実行委員会の決議により依嘱する 常務委員会において互選する 校友会常務委員をもって充てる 校友会評議員をもって充てる 昇格基金管理長に選出を一任する 昇格基金管理長が任免する	実行委員会を召集し昇格基金募集に関する一切の事務を統轄する 昇格基金募集に関する実務を分掌する 昇格基金募集に関する実務に従事する 昇格基金募集の事務に従事しあわせて管理長の召集により昇格基金募集に関する重要事項を審議決定する 中央本部と連絡をとり該地方における昇格基金募集事務に従事する 昇格基金管理長および専任委員の指揮により庶務会計の実務に従事する

条の目的を達するため各委員が設けられることになった。これら委員とその委員の選任方法および各担当業務を一覧すると前頁の表のとおりであり、これは校友会の組織をそのまま利用したかたちでおこなわれるものであった。

募集事務についてみると、その昇格基金は別に定める申込書によって申込を受けるものとした。本則第五条にもとづく基金募集の成績およびその決算報告は便宜に『東洋哲学』誌上においておこなうこととし、また各地方との連絡の方法は通信・出張または講演等によるものとした。そして昇格基金の保管銀行は第一銀行とし昇格基金管理長の名前をもって預入れ、その昇格基金の処分は実行委員会の決議を経て東洋大学財団に提供し、東洋大学を大学令による大学となす目的に使用せしむるものとした。

以上の昇格基金募集規則および同施行細則にもとづいて昇格基金募集委員となつたものは以下のとおりである。

昇格基金管理長 五十嵐光竜

専任委員 田辺善知、齋藤孝一郎、三輪政一

常務委員 五十嵐光竜、神崎一作、田辺善知、都河竜、梅原喜太郎、小谷馨太郎、齋藤孝一郎、三輪政一、下沢瑞世

実行委員 五十嵐光竜、市沢彌一、今井鉄城、石上昭然、本多広善、富田敦純、太菴豊春、渡辺洞水、上山任介、

神崎一作、加藤精神、川井精春、金子日聡、吉村幸夫、田中善立、田中治五平、田辺善知、伊達清徹、高井運吉、高山徳貞、都河竜、成田賢洲、内丸輝義、梅原喜太郎、栗塚慶俊、山上智海、山田一英、正富由太郎、小谷馨太郎、小牧喬定、郷白巖、安藤正純、安藤弘、朝原梅一、祥雲晩成、佐竹大雄、佐崎重暉、齋藤孝一郎、境野哲、木村日保、三輪政一、三島定之助、柴田甚五郎、下沢瑞世、関寛之

(資料「昇格基金募集委員」)

そして大正八年一二月付で次のような昇格基金募集への協力を懇請する書簡がその募集規則等とともに、東洋大学

校友会昇格基金管理長五十嵐光竜により全国の校友出身者に発送された。

謹啓貴下益々御清福之段大慶至極に奉存候就ては予て御承知の如く母校をして真に理想的の東洋学府たらしむべき学校当局の拡張計画に対し満腔の誠意を以て賛同の実を挙げ度特に其中最も急を要する昇格基金六拾万円を校友会に於て引受け尽力致すべき事に常務委員会評議員会并に出身者總會に於て決定仕候に付ては別紙規則書御一覽の上貴台に於かせられども何卒此際母校の爲め奮つて御醸金被成下候は勿論精々他をも御勧誘被成下候様特に懇願仕候

敬具

追て学校にては来春四月の新学年より昇格の実施を期すべく頻りに準備を取急ぎ居候次第に御座候

大正八年十二月

殿

東洋大学校友会

昇格基金管理長 五十嵐光竜

(資料「挨拶状」)

東洋大学拡張基金募集規則

則・同施行細則の制定

なお、こうした校友会による昇格基金六〇万円(予科新設・講座開設の文部省供託金)の基金を募集するための規則を制定している。大学側が制定した東洋大学拡張基金募集規則は次のとおりである。

第一条 東洋大学拡張基金ハ予科ノ新設大学ノ昇格講座制ノ完備図書館ノ充実其他ノ設備ヲ完成スルノ目的ヲ以テ募集スルモノトス

第二条 本規則ニ依リ募集スヘキ金額ハ金貳百五拾万円トシ本大学出身者関係者ハ勿論広ク江湖ノ同情ニ俟ツモノトス

第三条 拡張基金払込ノ方法ハ一時払月賦払年賦払ノ三種トシ月賦払及ヒ年賦払ノ払込期間ハ大正八年十二月以降十ヶ年トス

第四条 拡張基金ハ特別会計トシ別ニ定ムル施行細則ニ依リ之ヲ經理ス

第五条 拡張基金募集ノ成績及其ノ決算ハ適當ノ時機ニ於テ之ヲ報告ス

第六条 寄附者ノ芳名及其ノ金額ハ本大学ノ記録ニ存シ永久ニ之ヲ記念ス

第七条 一講座基金ノ全額寄附者ハ該講座ニ対シ講座名ヲ附スルコトヲ得 (資料「東洋大学拡張基金募集規則」)

以上の拡張基金募集規則にもとづき全二四条からなる施行細則がつくられた。この施行細則ではその第一条から第五条で東洋大学の拡張計画の実施について次のように述べられている。

第一条 東洋大学ハ大正九年四月ヨリ昇格スヘキ準備ヲ為ス

第二条 予科ノ新設ハ大正九年四月ヨリ之ヲ実施ス

第三条 講座制ハ総テ二十五講座ヲ設ケ一講座毎ニ平均五万円ノ基金ヲ要スルモノトシ基金募集ノ状況ニ随ヒ維持員会ノ決議ヲ經テ漸次ニ之ヲ実施スルモノトス

第四条 図書館ノ充実教場ノ新築其他緊要ナル設備ハ基金募集ノ状況ニ依リ逐次完成スルモノトス

第五条 前四ヶ条ニ要スル金額ハ貳百五拾万円トシ内昇格ニ要スヘキ金六拾万円ノ募集ハ主トシテ校友会員の努力ニ俟ツ (資料「東洋大学拡張基金募集規則施行細則」)

また施行細則では拡張基金についても昇格基金の場合と同様、次頁のような役員をそれぞれ置いて募金活動をおこなうものとした。

募集事務ならびに基金の保管については前述の昇格基金募集規則の施行細則と同一である。以上みてきたように拡張基金は、昇格基金をはじめ講座の開設や図書館の充実、校舎の新築等に要する費用をすべてふくんだ総額二五〇万円にものぼるものであった。したがってこれらの拡張計画も緊急を要する昇格基金六〇万円の達成をのぞいては、基金の募集状況をみながら徐々に実現していくべきものとされたのである。

役員	選任方法	担当業務
大学基金部長 一名 専務委員 一名 常置委員 五名 委員 二〇名 書記 若干名	委員会の決議により依頼する 常置委員会において互選する 委員会において互選する 学校当局・教授出身者ならびに関係者中より選定する 大学基金部長が任免する	委員会を召集し拡張基金募集ならびにその管理に関する一切の事務を統轄する 大学基金部長を補佐し一切の事務を処理し部長に事故のある時はこれを代理する 庶務・会計その他の事務を分掌する 大学基金部長の召集により委員会を開き重要事項を審議・決定しあわせて拡張基金募集の事務に従事する 大学基金部長および専務委員・常置委員の指揮により庶務・会計の実務に従事する

地方の校友および出身者の活動

前述したように、校友会が主体となって昇格基金六〇万円の募集事業をおこなうことになったが、これを受けて地方の校友出身者間にはこの募金活動推進のためのさまざまな動きがみられた。こうした動きは学長境野哲および校友会本部側の昇格基金募集ならびに講演のための全国各地への出張に呼応しながらおこなわれたものであった。『東洋哲学』に掲載・報告された記事からこれら地方の校友出身者の動向をみてみると以下のとおりである。

まず大正八年一〇月二四日の夜、全国高等女学校長会議への出席のために上京した出身者の高等女学校長である伊賀駒吉郎（大阪樟蔭高等女学校校長）、広瀬太平（宮崎高等女学校校長）、田島教恵（京都淑女高等女学校校長、伊藤裕（山梨高等女学校校長）、橋本倉之助（長岡高等女学校校長）、吉岡佑（大津実科高等女学校校長）、井部長吉（桐生高等女学校長）、水谷捨次郎（日野実科高等女学校長）等を大学に招待して晩餐会が開催された。同晩餐会には学長境野哲、中島

徳蔵、幹事郷白巖等が列席し、昇格拡張問題とともに地方校友会の設立に関して種々懇談がなされた〔『東洋哲学』第二編第一号 大正八年二月一〇日 五六頁〕。

同年一月一六日には、福岡県下在住の出身者により校友会福岡県支部の発会式が挙行され「新大学令に依る母校昇格の件に就き極力声援を与ふる事」を決議し、福岡市内に事務所を置くことになった〔同 第二七編第一号 大正九年一月一〇日 八七頁〕。また二月一〇日、京都・滋賀地方に住む出身者中現住所の判明する約七十名をもって、京都滋賀同窓会を創立する計画が起こり、その下相談が京都市内の超脈寺でおこなわれた。この席上とりあえず「本学が新大学令に準拠し発展拡張せむとするに對し十分の後援をなすこと」を決定し、同夜学長境野哲に宛て「母校昇格運動を議決し一層の奮励を望む」旨の電報をおくった〔同〕。なお、この京都滋賀同窓会は翌九年二月二四日、学長境野哲および校友会副委員長田辺善知等の京都地方旅行に際し、歓迎会を催して大学昇格について懇談したが、この日は同窓会規約についても協議がなされ、その決定をみることとなった〔同 第二七編第四号 大正九年四月一〇日 五一頁〕。

大正九年七月には六日に福井市内において、同地方巡講中の学長ならびに顧問村上專精の列席を得て、東洋大学校友会福井支部の発会式が挙行され、当日は「東洋大学校友会福井支部設立の件並に母校の昇格基金募集に對し応援の件等を決議し盛會裡に十一時散會」した〔同 第二七編第八号 大正九年九月一〇日 五二頁〕。また八日には東洋大学校友会富山支部が、同支部の要請を受けて同地の東本願寺別院および県會議事堂での七日・八日の二日間にあたる講演をおこなった学長および顧問村上專精を迎えて、「校友の小集を行ひ富山校友会支部の発展策並に母校昇格促進に關し重要打合せ」をおこなった〔同〕。さらに同二〇日には、広島在住の校友等がやはり学長の出張を求めて会合を開き、広島県校友会の創立を議定し、事務所を広島市内に設置することを決した〔同〕。

同年九月には岡山県校友会が四日から七日まで校友会副委員長であり昇格基金募集の専任委員のひとりである田辺善知を講師として招いて岡山市および郡部の各地で講演会を開催した。そして六日には別に岡山市内の本行寺内において、三七名の出席をもって校友会を開催し「昇格問題に関する協議をなし県下出身者より約五万円を醸出することを協定」した(同 第二七編第九号 大正九年一〇月一〇日 五三頁)。

このほかには大正九年二月二日に曹洞宗関係の東洋大学出身者によって、東洋大学の教授室において在京出身者が開催され、大学拡張の問題について種々協議がなされており(同 第二八編第三号 大正一〇年三月一〇日 五二頁)、七月二十七日にはやはり教授室において浄土宗関係の出身者の会合が催され、昇格基金募集についての協議がおこなわれた(同 第二七編第八号 大正九年九月一〇日 五二頁)。また校友会副委員長田辺善知は同年八月一六日東京を出発して朝鮮にわたり、一八日から二〇日まで釜山・大邱において講演するとともに、当地の校友出身者らと校友会の打合せをおこなったり寄附の承諾等を得たりしている(同 四八頁)。

なお、大正九年一月二三日に開催された出身者大会で評議員選挙がおこなわれ、新たに四五名の評議員が選出され、さらに一二月六日には校友会の正副委員長ならびに常務委員の選挙がおこなわれた。その当選者は以下のとおりであり、この新体制により大正一〇年の昇格基金募集活動がおこなわれることになった。

委員 長——五十嵐光竜

副委員長——田辺善知

常務委員——渡辺洞水、田中善立、都河竜、梅原喜太郎、安藤正純、里見義隆、三輪政一

(同 第二八編第一号 大正一〇年一月一〇日 五〇頁)

大正一〇年の校友出身者の動きをみると二月二十七日、函館在住の出身者らが同地に会して「母校の昇格基金募集事

業に対し一致共力これが援助に努むることを申合せ更に三月下旬を以て東洋大学北海道校友会支部の発会式を挙行することを協議決定して散会」している（同 第二八編第三号 大正一〇年三月一〇日 五二頁）。

以上述べてきたように大正八年以降校友会ならびに校友出身者による昇格基金の募集活動が展開されていったが、この寄附の申込状況は『東洋哲学』誌上に、第二八編第一号（大正一〇年一月一〇日）から第二九編第一二号（大正一一年一月一〇日）までの一七回にわたって報告された。また大正一二年一月一〇日の『東洋哲学』第三〇編第一号には、大正一一年六月三〇日付の昇格基金部委員長五十嵐光竜、同副委員長田辺善知、昇格基金部常務委員の名前による大正九・一〇両年度の昇格基金募集成績概報と昇格基金部経費決算報告が発表された。その報告内容は次頁の表のとおりである。

昇格基金部は大正九・一〇両年度で一四万六、九七三円四〇銭にのぼる寄附の申込を受けたが、このうち実際に払込まれた金額は一万九、六九七円六五銭のみであった。

昇格委員会の設置と活動

こうした昇格基金の寄附金募集状況に対し、大正一一（一九二二）年一月以降これを促進するための協議が校友会および教授会でおこなわれることになった。一一年一月二五日午後四時から東洋大学教授室において教授総会が開催されたが、この席上昇格問題について種々協議がおこなわれ、教授側からも新たに昇格問題についての委員九名を出すことが決定した。またこの後晚餐会に移ったが、校友会側から委員長および常務委員五名もこれに出席して昇格問題に関しての協議がおこなわれた（同 第三〇編第一号 大正一二年一月一〇日 五四頁）。

そして同年一月一三日午後一時から丸の内の東京会館において開催された教授総会で教授側委員として、藤岡勝二、稲垣末松、古城貞吉、島地大等、杉敏介、富士川游、広井辰太郎、高桑駒吉、渡辺海旭の九名が選出された（同

大正9・10両年度昇格基金募集成績概報

寄附金申込総額	14万6973円40銭 (申込人員513人)
寄附金払込総額	1万9697円65銭
積立保管金	1万5758円12銭 (払込金の8割)
経費繰入金	3939円53銭 (// の2割)

大正9・10両年度昇格基金部経費決算報告

収入の部		支出の部	
寄附金払込金経費繰入		俸給および手当	3121円
	3939円53銭	旅費	2263円56銭
30年記念祭残金繰入		印刷費	387円20銭
	919円93銭	通信費	229円17銭
当座預金利子	94円49銭	集会饗応費	506円65銭
臨時借入金	2520円45銭	備品費	111円73銭
		消耗品	51円29銭
		集会費	35円59銭
		準備金借入利子	679円97銭
		雑費	88円24銭
総額	7474円40銭		7474円40銭

(『東洋哲学』第30編第1号 大正12年1月10日による)

第三〇編第二号 大正一二年二月一〇日 六五頁。ついで二九日には午後一時から東京会館において教授側および校友会側から選出された昇格委員の打合せが開かれ、教授側委員長には富士川游が、校友会側委員長には五十嵐光竜がそれぞれ就任した。当日は教授側と校友会側とが一致協力して昇格の促進を期する旨を決議し、また募集方法その他については改めて協定することとなった(同 六六頁)。このように、これまで校友会の事業として、昇格基金部が中心となっておこなってきた基金募集運動は、今後は教授側と合同・協力した体制をとって、おこなわれることになった。

こうして設置された第一回昇格委員会は、大正一二年一月四日東洋大学の教授室において開催され、昇格基金募集規則の改正等が協議された。そして同月一日には第二回昇格委員会が開かれ募集規則改正案が議定された。また同一

五日には昇格事務所を図書館楼上に移設して、事務員一名・勸募員二名を増補し、ここに校友会側および教授側の昇格委員一名がそれぞれ常駐することになった(同)。一方、校友会側の昇格基金部でも同二九日実行委員会を開催して、さきの「募集規則改正案を満場一致で決議し、毎会の専任委員会に於て促進方法を講じ、本年度一ヶ年を期し六十万円募集完成の見込を立つ、新に会報を発行して従来経過及成績決算を報告すると同時に陣容を一新して促進運動に猪進する模様を知らしむること」(同 第三〇編第三号 大正一二年三月一〇日 五八頁)にし、二月中旬以降新たな体制のもと昇格促進運動を開始することになった。三月一三日帝国ホテルで開催された教授総会では、教授側が教授団として五万円を昇格基金中へ寄附することが決議され、また同日、同ホテルで開催された卒業生主催の謝恩会では一人割当五〇〇円ずつの寄附の申込書が卒業生から集められた(同 第三〇編第四号 大正一二年四月一〇日 五八頁)。そして夏期休業までに東京にいる校友全部の寄附の申込をすませ、また特に実業家および宗教関係の校友に対しても交渉を開始することにした(同 第三〇編第五号 大正一二年五月一〇日 五六頁)。

昇格運動の中止

こうして新たに教授陣も加わって昇格運動は積極的な展開をみせるはずであったが、大正一二年七月以降しばらくこれを中断せざるを得ない事態におちいることとなった。すでに大正一〇年末頃から昇格基金の募集運動については問題が出ており、これが表面化するにいたつたのである。すなわち大正一〇年一二月二日、大学内に募集した昇格基金をめぐる疑惑および紛擾のあることが新聞紙上で報じられたため、翌一日に開催された教授総会において学長境野哲がこの記事については事実無根である旨弁明するとともに、大正一一年一月一〇日の『東洋哲学』(第二九編第一号)誌上に次のような稟告を発表した。

稟告

本大学昇格に関し種々の流言を以て妨害を試むるもの往々有之就中募集金員の保管につき頗る疑惑あるが如き言辞を出身

者間に流布するもの有之よしなるも該金員は校友会の発意による昇格基金の意味にて第一銀行預金として校友会委員確実に之を保管致し居れり、なほ該昇格につき学校に何等か紛擾あるもの、如く一二新聞紙の上に伝へられたるもこれ全く虚構のことなれば併せて広く校友諸君に稟告す

東洋大学長 境野 哲

東洋大学校友会委員長 五十嵐光竜

東洋大学校友会々計主任 田辺 善知

〔資料編 Ⅰ下〕五六〇頁

しかし、右のような弁明および稟告にもかかわらず昇格基金をめぐる問題は解決をみないまま、その後も尾をひき昇格運動に関して学内に種々の対立を生じさせることになった。そして大正一二年四月二三日の幹事郷白巖の辞表提出を直接の契機として、いわゆる大正一二年の紛擾事件（境野事件）が起こった。この事件については第二編第五章で詳述するが、事件勃発後は校友内も二派に分かれて対立し、また教授側と協力して募金活動をおこなってきた昇格基金部も教授委員の脱退によりほとんど解体状態となった。

そこで、ついに昇格基金部は大正一二年七月付で次のような声明を発表し、昇格基金の寄附金募集を中止することにした。

昇格基金部の声明

我東洋大学の昇格運動は第一回の会報に其概況を報道した通り、旭日の勢ひを以て最も順潮に促進の気運に向ひ、正味二ヶ月間に拾万円を突破する好成绩をあげ、七月までには優に東京だけでも三十万円以上の申込を受くる見込も立ち、更に夏期休業を利用し全国各府県に遊説して、一挙に所期の目的を貫徹する予定であつたが、あはれ好事魔多矣、何んたる不

幸ぞ、我母校は空前の紛議に血塗れて了つた。一部学生の動搖に連れ教授有志の乗ずる所となり校友の一部また之れに呼応するものありて、新聞政策盛んに行はれ、遂には学生の暴行事件を惹起し、学長の認可取消の厄に遭遇した。それが為めさしも東洋学の權威たる我母校も其信用や天下に失ひ、曩に全国各府県庁に申請した寄附募集願書も其儘中止の止むなきに至り、又校友諸君からも寄附金の取消を申越されたるものも尠くないので、遺憾ながら一先づ積極的運動を中止し、静に母校の信用恢復を待ち、三たび改めて陣容を立直す外なきことに決しました。就ては第二回会報を発行して這次の成績と決算とを報告することに致しましたから御一覽下さい。事茲に至つた詳細の事情は校友会本部の報告書で御諒解を願ひます。

大正十二年七月

東洋大学昇格基金部

(資料編 I上』九三三―九三四頁)

こうして大正八年以来おこなわれてきた東洋大学の昇格運動は一頓挫するにいたつた。また同年九月の関東大震災による経済的混乱も加わり、再びこの昇格運動が再開されたのは岡田良平をへて中島徳蔵が第六代学長に就任した大正一五年以降であつた。

第三章 井上円了の晩年の活動

第一節 哲学堂の建設と修身教会運動

一 哲学堂の建設

江古田和田山の取得

哲学堂の地（現、中野区松が丘一丁目）は、はじめ哲学館の新築予定地として取得されたものであった。館主井上円了は明治三一（一八九八）年に哲学館敷地内に京北尋常中学校を設立することを発表し、三二年二月にその校舎が完成、四月から授業が開始されたが、井上円了は『哲学堂案内』（財団法人哲学堂事務所 大正一五年 初版大正四年）の「はしがき」のなかで、「京北中学校を併設せし以来、両校を別置するの急要を感じ、将来哲学館を郡部に移すの意見を起した」と述べている。おそらく、校地の狹隘の問題や教育上の配慮などがあつたものと推察される。いずれにせよ、早速、土地捜しがはじまったものと考えられる。丹生屋隆道（東嶽）の証言（『東洋大学新聞』第九七号 昭和七年一月三日）によると、丹生屋隆道はある日、音羽の護国寺で蔵書を調べている時、井上円了から土地を捜しているので、護国寺住職高城義海に相談してみてほしいと依頼を受けたという。丹生屋隆道は護国寺住職と親しい間柄であった。住職高城義海は高田村の砂利場の根生院・那須宥高という高田

馬場付近の土地に詳しい人を見つけ、この人の世話で和田山の土地を入手したという。そして護国寺住職の口聞きだったので、ブローカーが仲に入ったりせず、直接取引ですらすらと事が運んだという。この話がすすめられたのは土地代金の支払い日からみて、明治三四年と考えられる。

哲学館は東京府下豊多摩郡野方村大字江古田字東和田、通称和田山の田畑および山林一万四、四四五坪を購入した。明治三五年一月に第一回の支払い金一、一二〇円が支払われているので、同年一月には売買契約が結ばれたのである。この土地の購入方式は哲学館寄宿舎建設予定地であった本郷区駒込富士前町畑地二反一畝五歩（六三五坪）の土地に、現金八、二九七円九五銭を加えて交換するというものであった。井上円了退隱の時の引継によると、和田山の土地の元価は九、九九三円六五銭であったことからすると、富士前町の畑地は一、六九五円七〇銭ということになり、前記丹生屋のこの土地は坪一円であったという証言にもかかわらず、坪単価は安いものであったことになる。現金は、二月に二、六四〇円〇五銭、六月に六七四円四〇銭、九月に三、八六三円五〇銭が支払われた（『哲学館明治卅五年度報告甲号』一〇一―一頁）。

和田山の名は和田義盛（鎌倉幕府侍所別当）の城跡であったことによるという。明治維新の前には毛利家の山荘にもなっていたといわれ、東京府下の名所の一つであった。当時は畑地と松林などの茂る丘陵の地で、妙正寺川の清流に臨み、周囲の鼓ヶ丘一帯は雑木が生い茂り、疎林の上には富士の頂が眺められ、低地は水田であったという。関東大震災以後、周囲の都市化がすすんだといわれる。

哲学堂（四聖堂）の建立

井上円了は前記『哲学館案内』で「哲学館が文部大臣より大学公称を許可せられたるに付、其紀念として明治三十七年に三間四面の一小堂を此に建築したのが、今日の所謂四聖堂にして、実に哲学堂の起元である」（二頁）と述べているように、哲学堂（四聖堂）は、大学公称の記念として、

釈迦・孔子・ソクラテス・カントの「四聖」を祀るために建立されたものであった。なぜ四聖を祀ったかについては、第一編第三章第四節四で詳説したように、井上円了自らこれら先聖の「撫育」によって、哲学界の一人となったことに報謝する念と同時に、さらに後進の者を「啓導」して哲学界のなかに誘い入れ、哲学をますます将来にわたり盛んに発達させようと祈念する気持からであった。この哲学祭の目的を四聖堂という形で具象化したのが哲学堂である。哲学の四聖人（東西の諸哲学者諸道德家の代表）を祀ることは、哲学そのものを祀ることであった（資料編 I上 一八頁）からである。

哲学堂の開堂式（落成式）は明治三十七年四月一日、卒業証書授与式・哲学館大学開校式の終わった午後におこなわれた（資料編 I上 三〇頁。なお『五十年史』は四月八日開堂式挙行としている、一〇五頁）。建築費は哲学堂一、〇〇〇円、地ならしおよび装飾費二五〇円の合計一、二五〇円の予定であった（『東洋哲学』第一〇編第一〇号 明治三六年一〇月五日 口絵）。他に堂主止宿所一棟の建築が予定された（この費用は井上円了自費払い）。哲学堂造営は大沢三之助・武田五一を顧問とし、山尾新三郎を設計技師とし、古宇田実を内部装飾の担当顧問として着工された。起工は明治三六年一〇月前後であったと考えられる（同 口絵参照）。井上円了が第二回の欧米視察から帰国したのが同年七月二七日であり、八月二八日哲学館大学開設の願書を提出、九月に修身教会設立を発表しているので、七月末から一〇月の間に準備されたものであろう。哲学堂の完成は翌三十七年の三月とみてよいだろう。なぜなら、同年三月二五日の同窓大会において井上円了は、四月一日に卒業証書授与式・大学開校式とともに哲学堂開堂式をおこなう予定であると述べているからである（『東洋哲学』第一編第四号 明治三十七年四月五日 四七―四八頁）。ただし内部装飾は四月一日の落成式には完成していなかった。八月にもまだ中途であったという。

井上円了は哲学堂の建設を、すでに触れたように大学開設の記念としているが、同時に「哲学館事件の記念、修身

教会発表の紀念、日露戦役の紀念となるものなり」(『資料編 Ⅰ上』三一頁)と述べ、なかでも哲学館事件を記念する意味を大きく取り上げ、事件の経緯を述べ、この事件の影響を「哲学館創立以来の大打撃にして、大に館運の興廃に關係したること」であるとし、それ故に、「永く紀念せざるべからず」と述べ「事の顛末を記して、四聖に告げんとするなり」(同)と、哲学館事件に対する秘めた強い決意を語っている。哲学堂建立の表の意味が大学開設記念だとすれば、裏の真の意味は哲学館事件を忘れるなということであつたらう。そしてそれはまた、井上円了の今後のすすむべき道が修身教会を通じた社会教育の場にあることを意志したものであろう。

「哲学堂の建築費は、その寄附金を大学資本金のなかへ組み入れ、そこから支払われた。哲学堂(四聖堂)および諸施設等にかかった実際の費用の総計は一、六三九円八二銭九厘であつた。そのほかに居宅建築費七〇〇円が井上円了自費で支払われた」(『修身教会雑誌』第一四号 明治三八年二月一日 三四頁)。

この時点ではまだ、和田山の地は哲学館大学新築予定地であつたが、三九年一月井上円了が退隱するに際して、「種々の都合上、学校移転を見合すことになり」(前掲『哲学堂案内』一頁)、後継学長の前田慧雲と相談の結果、この地を井上円了退隱所とすることに決し、哲学堂は譲与し、和田山の地は井上円了に売り渡すこととした(第二編第二章第一節一参照)。井上円了は大学経営から完全に離れ、哲学堂の堂主としてその経営を引き継ぐことになった。したがつて、哲学堂(四聖堂を含めた全体の総称)の持つ意味も、四聖堂建設時点とは大きく変更されていったといえる。

哲学堂の経営と拡張

哲学堂の経営を引き継ぐことになって、井上円了はこの哲学堂を含めた和田山の地を、「将来永く世道人心を裨補するものになさん」として計画を立て、「精神修養的公園」とすることに定めた。そして、新たな建築費と維持費を合わせた額を七万五、〇〇〇円と見積り、その積立てのため日本全国の各郡各町村の周遊を企画し、明治三九年より全国行脚を開始した。そこには二つの目的があつたという。ひとつは「国

民道徳の大本たる教育勅語の御聖旨を普及徹底せしむるには、学校教育以外に社会教育、民間教育を各町村に起さざるべからず」（前掲『哲学堂案内』二頁）という持論の実行であり、もうひとつは学校退隱の理由のひとつであった経衰弱を癒やす良い方法は「田舎の旅行」であると聞きおよんだからであるという。各開催会場の費用を捻出するため、「生来悪筆なる廉を以て、数十年間全く禁筆」（同）していた揮毫を、有志の求めに応じておこなうことに決心し、その謝礼の半額を開会費用とし、あるいは町村の公共事業・慈善事業に寄附することにし、残りの半額を哲学堂の建築費および維持費に充用することとした。

このような目的と方法によつて、井上円了は哲学堂の拡張と完成をめざし、全国行脚の旅を死に至るまで、休むことなく続けたのである。

明治四十二年一月、六賢台、三学亭、哲理門が建築された。六賢台は聖徳太子・菅原道真（日本）、荘子・朱子（中国）、龍樹・迦毘羅仙（印度）の六人を六賢として祀った六角形の周囲六間の建物である。建物は山尾新三郎が設計した。このなかに、六賢の肖像を六角形の吊木用木座の六面に扁額として掛け、その六面に六賢の名称を鑄刻した。その肖像は中沢弘光が描き、名称の鑄刻は津田信夫が鑄造した。（ただし、中野区教育委員会の『哲学堂公園内古建築物調査報告書』によれば、現在それらを見ることはできないという）。

三学亭は四聖堂が世界的、六賢台が東洋的であるのに対して、日本的なものとして建築されたあずまやである。神・儒・仏三道のなから碩学という点を重視して選択されたのが、平田篤胤（神道）、林羅山（儒道）、釈凝然（仏道）である。三学亭は三角と音が通ずるところから、三角づくしの意匠とし、その天井に田中良雄の手になる石額の彫刻を掛けた。

哲理門は四聖堂の正門にあたり、門両側に仁王のかわりに天狗と幽霊の彫刻像（田中良雄作）を置いた。それは物

質界、精神界ともその根底に理外の理、つまり不可思議が存在しており、「若し人が物質界に於て不可思議の一端に接触したるときに想出せるものが天狗となり、精神界に於て同様の感を浮べたるものが幽霊となつたのと思ふ」(『前掲』哲学堂案内「三頁」という井上円了の妖怪観にもとづいていた。

大正二年一〇月、宇宙館が建築された。宇宙館は哲学が宇宙の真理を研究する学であることから設けられ、その内部にさらに皇国殿という八畳敷の一室を作った。それは哲学はまた社会国家の原理をも講究するものであり、皇国は世界万国中の最美なるものであるからと井上円了は述べている。建築内部の考案は井上円了自身で、設計は山尾新三郎であつた。この宇宙館はそうした意味を含めて、哲学の講習の講義室として設けられた。

大正四年一〇月、絶対城すなわち、哲学堂図書館(二〇坪の敷地内に木造瓦葺二階建、建坪二二・二五坪の建物)が建築された。落成式は同月二四日におこなわれた。絶対城は、物と心という対立した世界も、その本体を究めれば物でも心でもない絶対の世界にいきつくので、その絶対を具象するため設けられたものであつた。宇宙の森羅万象の対立世界も、その万象を推究すれば宇宙の本体である絶対に戻すように、万巻の書を哲学界の万象とみたと、それを読み尽くせば「絶対の妙境」に到達するという寓意を表現し、図書館を絶対城と名づけた。

図書館には井上円了が明治二〇年より購入した明治維新前の書籍、和漢古書六、七九二種、四万一、五八五巻、二万一、一九三冊が備付けられた。大正五年六月四日の一般公開にあたり『哲学堂図書館図書目録』(『哲学堂』大正五年七月、東洋大学附属図書館が昭和六〇年に復刻版を作製)が発行された。そして図書館内奥に聖哲碑を安置した。これは四聖堂内に四聖の肖像を置かないかわりとして(四聖堂には釈聖・孔聖・瑣聖・韓聖の文字が揮毫された四つの額が掲げられている)、橋本雅邦の四聖像をもとに田中百嶺がそれを描き線刻したものである。その四聖像の台石には井上円了の四聖を鎮仰する文が刻まれた。

その他、無尽蔵（陳列所）、鬻體庵（休憩所・事務所）、二階建の鬼神窟（迎賓室）、讚仰軒（居宅、大正六年に折口信夫が間借していた）が建築され、庭園の開設、敷地の整備など、教育的・倫理的・哲学的な精神修養的公園としての体裁が整えられていった。

なお、大正七年に四聖堂内に「南無絶対無限尊」と刻した石柱（唱念塔）が置かれた。これは四聖堂内の宇宙と物・心を具象化した本尊は理想的・哲学的（向上的）本尊であるので、実際の（向下的）本尊の必要から設けられたものである。絶対無限尊とは「空間を究めて涯なきを絶対とし、時間を尽くして際なきを無限とし、高く時空を超越して而も威徳広大無量なるを尊とす」（前掲『哲学堂案内』一一頁）ということであり、「宇宙真源」の本体であり、その本体に「我心を結托して、人生に樂天の一道を開かしむる」のが「哲学の極意」であるといわれる（同）。我心を結托する（絶対と自己とが一つになる）方法はそれを反復唱念（誦唱・黙唱・默念の三法により）することであり、そうすれば鬱憂・苦惱・不平・病患・百邪はおのずから散じ・滅じ・鎮まり去り「真善美の妙光を感得」し、宇宙の本源から発する不可思議なる功德を得るといふ。井上円了は南無絶対無限尊の唱念によって、我心を安樂にし、国家社会のために実際のな方面で、「猷身的に奮闘活躍する」ことを「教外別伝の哲学」と呼び（同 一二頁）、「哲学の実行化」と呼んで、その哲学を伝道する道場として哲学堂（道徳山哲学寺と自称）の拡張を考えていた。そこで哲学堂内に「不読学舎」を建設し、そこを知識の修養ではなく「意思の修養」の道場とし、書を読み空理空論にふけるのではなく、既に習得した知識を「社会に運転活用することを教」える、開かれた学舎とし、哲学堂の精神的後継者を養成しようと考えた。この教外別伝の哲学（哲学の実行化）こそ、井上円了が哲学堂で実現し完成させようとしたものであった（『東洋哲学』第二四編第七号 大正六年七月一〇日 二二―三二頁）。

哲学堂夏期講習会

大正五年七月一六日から二二日までの一週間、哲学堂宇宙館において夏期講習会が開催された。毎日、午前八時半より一時半までの三時間の予定で、活仏教についての講義がおこなわれた。

その目的は「我邦各宗各派の仏教育家をして世界人文の大勢に伴ひ明治大正の隆運を扶くるやう活動せしめん」(『南船北馬集』第二二編)ということであった。講師は井上円了で、時間を初・中・終と分け、活仏教の理論・応用・實際を講義した。聴講者は四、五十名であったという。講義の細目は次のとおりであった。なお、当初の予定は一六日より二五日までの十日間であった。

一六日	(理論) 教史論	(応用) 人心観	(實際) 教会法
一七日	(同) 教理論	(同) 社会観	(同) 布教法
一八日	(同) 万法論	(同) 国家観	(同) 行事故
一九日	(同) 真如論	(同) 文明観	(同) 葬祭法
二〇日	(同) 因果論	(同) 戦争観	(同) 慈善法慰問法
二一日	(同) 小乗論大乘論	(同) 教育観迷信観	(同) 教養法
二二日	(同) 諸宗論世間論	(同) 衛生観実業観	(同) 自活法教財法

(井上円了『南船北馬集』第一三編 国民道德普及会 大正五年 一九頁)

哲学堂における講習会はこの一回のみであった。この講習会を継続するためにも、哲学堂の基本金を拡大し、充実する必要があった。なお、この年五月一四日よりはじめられた日曜講話とこの夏期講習会の講述をもとにして、大正六年東亜堂書房より『奮闘哲学』が刊行された。

財団法人哲学堂

井上円了逝去後、哲学堂は井上円了の遺言により財団法人の管理・運営するところとなった。井上円了は遺言状の「哲学堂ニ関スル件」において（資料編 I上 七一―七二頁）、「哲学堂ハ国家社会ノ恩ニ報スル為ニ経営セルモノナレバ井上家ノ私有トセザル事」と定め、哲学堂の維持について二案を提出し、第一案は政府へ寄附すること、第二案は財団法人に組織することとし、政府へ寄附する場合は「永久ニ本堂創立以來ノ精神ト主義トヲ維持スルコトト管理者又ハ監督者ノ中へ井上家相続人ヲ加フルコトヲ約定スベシ」との条件を付け、哲学堂建立の精神の継続を求めた。

大正八年一〇月一三日、財団法人哲学堂寄附行為認可申請が文部大臣に出され、同年一二月九日許可された。許可された寄附行為第一条において、「本財団ハ文学博士井上円了カ国家社会ノ恩ニ報セムカ為メ精神修養的公園、社会教育ノ道場、哲学実行化ノ趣旨ヲ以テ建立シタル哲学堂ノ維持経営ニヨリ哲学ヲ基礎トセル社会教育ノ普及ヲ図ルヲ以テ目的トス」と定めた。財団の名称を財団法人哲学堂とし、その事務所を東京府豊多摩郡野方村大字江古田字東和田三二番地に置いた。遺言状により理事三名を置き、それには指定どおり井上玄一（嗣子）、金子恭輔（親類）がなり、あと一名の理事には岡田良平が就任した。

昭和一五年の紀元二六〇〇年記念事業として、戦没将兵の冥福を祈るため、釈迦涅槃像と聖徳太子像の製作が企画された。釈迦涅槃像は長さ六尺八寸、幅三尺で昭和一四年八月二日に着手し、九月に原型が出来、年末に完成し翌一五年三月二三日に入仏式がおこなわれ、四聖堂に安置された。聖徳太子像は昭和一四年一〇月に起工し、一五年三月に原型が出来、一五年一月完成、同月一七日除幕式がおこなわれ、宇宙館内皇国殿に奉安された。両像ともに、日本産漆による純乾漆像で、彫塑家和田嘉平治、漆工河面冬山、体漆工房の大槻式雄等の協力のもとに作製された。乾漆は天平以来中絶していたものを復活成功させたものであるという。

哲学堂は昭和一九年三月、そのすべてを東京都に寄附し、その後中野区に移管され、昭和五〇（一九七五）年四月一日中野区立の哲学堂公園となり、公園整備がすすめられ全国に類をみない特異な公園として現在にいたっている。

二 修身教会の設立

修身教会設立の旨趣

明治三六（一九〇三）年九月一四日、井上円了は『修身教会設立旨趣』という本文二〇頁の小冊子を哲学館から発行し、修身教会を全国各町村に設立することの必要性を訴えた。その旨趣によれば（『資料編 I上』二〇—二四頁）修身教会設立の動機と目的は次のようなものであった。

明治維新以来三十余年の間に日本は欧米諸国と遜色がないほどに、一般の学術は進歩し発達したが、「国勢民力」は欧米諸国と大きな差がある。それは欧米諸国に比較して、日本国民の道義・徳行がそれらの国に遠くおよばないからである。忠孝を知ってはいても、それは非常時のそれで、通常のこととしておこなわれていない。それでは民力を養い国勢を盛んにすることはできない。「儉約、勉強、忍耐、誠実、信義、博愛、自重等の諸徳」は忠孝の具体的・日常的な内容であり、この諸徳の実行という点で、欧米諸国民に日本国民は遠くおよばないのである。したがって、これら諸徳（井上円了は立志・克己・節制・正義・摂生・独立・自営・立身出世なども忠孝に含める）を養成する方法を講じなければならぬ。日本の一般国民にとって道義・徳行の教育は小学校の四年、ないしは六年までの修身教育がすべてであり、それ以降は学校を出てしまうと、どこにおいても徳行を維持し高める教育はおこなわれていない。家庭でも社会でも道徳教育は放棄されており、家庭・社会のなかに子どもたちを放置すれば、かえって学校で身につけたものさえ失ってしまう。そのため、学校以外で修身を継続的に教える道を考えなければならぬ。欧米では宗教教会があり、その日曜教会において道徳の維持がなされている。欧米諸国民の道徳は学校よりむしろ、この教会で維持さ

れているといつてよい。しかし、日本では宗教の勢力が脆弱で、しかも宗教（とくに僧侶）は国民に信頼されておらず、むしろその弊害が多くそのままでは道徳教育をまかせざるわけにはいかない。しかし、欧米諸国のキリスト教にみられるように、国民一般の道徳が宗教の力によって維持されているのは明白である。したがって、日本における宗教である仏教を、出世間教から世間教に改良し、世間の道徳教育を自ら任ずるようにしむけ、学校教育（教員）と宗教教会（僧侶）とが互いに一致協力して、国民の道徳をすすめるようにすべきである。学校教育と宗教教会が相扶け合つて、学校教育以後の修身教育を、修身教会という場において、地域の隅々から普及させていく必要がある。町村に修身教会を設けようとするのはそのためである。そして、井上円了は、「教育勅語に基づき、忠孝を本とし、国体を先とし、忍耐勉強儉約誠実等百般の職業に必需の道徳を諭示し、進んでは家庭の風儀、社会の習慣を一新するに至らんことを期する」（二四頁）のが修身教会の旨趣・目的であると述べている。井上円了は欧米教育視察の経験を踏まえて、日本の「国勢民力」を高めるには底辺からの知育・徳育並進の教育が必要であると考えた。特に徳育の現状を家庭・社会にみると、まずそこからはじめなければならないと考えた。

井上円了は道義・徳行についての現状認識について、「今日の時弊」は「義を忘れ恩に背き、約を破り人を欺き、自ら一時の利を貪るを以て足れりとし、商売には、政略を要するも道徳は無用なり、人は法律の罪人とならざる以上は、如何なることをなすも勝手なり、人間万事金の世の中、金さへあれば、放蕩もなすべし、酒も呑むべし、酒色に耽るは男子の真面目なり、神仏は古代の妄想にして、地獄もなければ冥罰もなし、天罰天誅などは、仮設の方便なり、我豈釈迦や孔子に誑たぶらかさるゝか如き愚物ならんやなど、凡そ此の如き考を以て世に処するもの、現今の社会に決して尠すくかざるべし」（『修身教会雑誌』第一号 明治三十七年二月一日 二頁）と述べ、その頹廢の原因は西洋文明の精神（哲学・宗教）ではなく、表面上の物質文明を崇拜して、日本の国民道徳を維持してきた儒教・仏教を旧弊として排斥した結果

から必然的に生まれたものであるとし、さらに次のように述べている（同第一号、および同第二号 明治三十七年三月一日七七―八一頁）。すなわち西欧において、人の精神を支配し道徳を維持してきた哲学と宗教は、明治以後の日本人が儒・仏の旧衣を脱ぎ捨て道徳上の「裸体的国民」になったからとはいえず、日本の一般国民の精神道徳に対しては、何の影響も与えてはいない。したがって、まだ「従来」の習慣の余勢」で幾分かの道義心のあるうちに、道徳挽回の策を講じなければ手遅れになる。小学校教育後の徳育教育の継続がなければ、国民一般の道徳の維持は困難である。国民道徳の教本である教育勅語も儀式化され、実行上にその感化を国民におよぼしてはいない。しかも小学校段階で修身教育が終わるならば、修身の徳目さえも十分に会得させることはできない。日本国民に最も必要とされる実業道徳・社会公德も、またこれからの国民が心得なければならぬ国家の觀念・海外事情・国際関係、さらにまた家庭家族の心得・風俗の矯正・社会の改良も、多くの国民が小学校で終わってしまう現状からみて、そのまま打ち捨て置くならば、それらのことを理解することができず、社会の改良など望むことができない。良心や青年に必要な克己の精神も、継続修養することによって発達するものである。ここに、学校以外に修身教育を授ける修身教会が必要とされる理由がある、というものである。

この修身教会を全国に普及するため、明治三六年一〇月「内務大臣及文部大臣両閣下ニ上ル書」が提出された。また「各府県知事ニ呈スル書」と三七一年一月付の「此ニ各府県町村長及小学校長ニ一書ヲ呈シテ懇請スル所ヲ開陳ス」〔資料編 Ⅰ上〕二七―三〇頁〕が「旨趣」とともに送付され、井上円了は各府県市町村の協力を求めるとともに、自らもその旨趣を伝え賛成を得るため、明治三九年より一五年計画（当初は一〇年）で全国周遊の途についた。

修身教会の組織方法

修身教会を設立する場所は、西欧各国の教会にならい、各町村の寺院とした。それは全国に修身教会を普及させるためには、全国各町村にくまなくある寺院を利用する方法によらざる

を得ないからであつた。はじめは心学になぞらえ、明治の心学を起こし「和漢洋の折衷」の方針によつて、修身教会を設立しようという考えも井上円了にはあつた〔修身教会雑誌〕第三号 明治三十七年四月一日 一五〇頁。しかし、全国的に普及させることの困難から断念したという。

井上円了が提案した修身教会の組織は次のようなものであつた。

- 一、修身教会の目的は国民に吾人の平常守るべき諸般の道徳を知らしめ、且つ行はしむるにあり、
 - 一、此教会は各町村人民の協議によりて設立し、其団体の自治によりて管理し、其地方の情況に應じて組織すべし、
 - 一、此教会は毎日曜若くは隔週に開くべし、但し地方の情況によりて冬期は毎週、夏期は一月一回とするもの可なり、
 - 一、此教会は寺院に於て之を開き、僧侶教員各出席して講話を為すべし、而して会長には町村長若くは町村中の最も名望あるものを推選し、町村内の僧侶及教員を皆講師として待遇すべし、
- 〔資料編 I上〕二四—二五頁

教会の時間は日曜午前九時より一一時までがよいとし、最初に勅語捧読、次に教員の講話、僧侶の教誨とすべしとし、僧侶は世間道の教誨（勅語にもとづいたもの）のあとに、有志の請に應じて出世間道の講話をなすことも自由であるとした。いずれにせよ、教会は地方の情況に應じて、その仕方を定むべしとし、まず各町村に学校教育の外に修身教会を設置することが重要であるとした。

しかし、音楽と唱歌は必ず加えるべきであるとし、その音楽は西洋音楽がよいとし、唱歌は勅語の徳目にもとづいたものを作り誦すべしとした。音楽唱歌と勅語捧読と講話の順序については、第一次・音楽唱歌、第二次・勅語捧読、第三次・音楽唱歌、第四次・講話一席（教員）、第五次・音楽唱歌、第六次・講話一席（僧侶）、第七次・音楽唱歌というやり方を示した。

また、修身教会を結婚式などの会場として用いるなら、列席者には茶菓などを配るだけでよく、時間と費用の節減

になり、町村一般の風俗習慣の改新となとした。

教会の設置は教員と僧侶とが協力し合うのであるから、その融和がはかられ、道徳教育に大きな力となるとし、また町村内の交際を円滑にし、青年の性質気風を矯正するとした。さらに工場・病院にも教会を設立すればその益するところはなほ大きいと職場での設立を奨励した。そして、世間の非難が僧侶に対してあるとしても僧侶が講師となるのであるから、毎日曜の教誨を実行すれば自然に僧侶の改良となり、ひいては宗教の改良となり、また町村の自然制裁により、僧侶の淘汰がおのずからおこなわれるだろうとした。むしろ、この機会を積極的に利用して、僧侶は自ら反省し奮起して、仏教の活用を現世のうえに示し、仏教が現世に益するものであることを知らしめなければならぬとした(『修身教会雑誌』 第六号 明治三十七年七月一日 三五三―三五四頁)。修身教会は仏教の活性化のためにも必要とされるものであった。

以上のように修身教会は教育と宗教(仏教)を繋ぎ合わせ、その連繋のうえに立って、国民道徳の育成・涵養をめざそうとするものであった。井上円了は「修身教会の本尊は四聖にして、本山は哲学堂なり」と述べて、哲学堂の理想(宇宙の絶対的自体)を修身教会の理想とした(同 第七号 明治三十七年八月一日 四一五―四一八頁)。

『修身教会雑誌』の発行

修身教会は各町村の自治によって営まれ、それぞれ独立したものとして設立された。そこで、各教会の仲立ちをする機関として、哲学館大学内に『修身教会雑誌』発行所を設け、教会の講話材料、各教会の報告を掲載することとした。『修身教会雑誌』の第一号は明治三十七年二月一日に発行され、毎月一回決まった日に発行された。『修身教会雑誌』は第三六号(明治三十九年二月一日)まで発行され、第一号から第三六号までは、雑誌の形態ではなく新聞の形態とした。それは経費を節減し雑誌の普及をはかるためであった。その後、明治四〇年一月一日より『修身』(第四巻第一号)と誌名変更して継続し、第八巻第五号(明治四四年五

月一日)まで発行して、明治四四年六月一日発行の『東洋哲学』(第一八編第六号)から、そのなかの一部分という形で『東洋哲学』に合併され「修身欄」となった。しかし、「修身欄」が先ほどの形ででも設けられていたのは『東洋哲学』第一九編第一〇号(大正元年一月二〇日)までで、それ以後修身教会の機関雑誌は発行されていない。なお、大正元年八月、修身教会は国民道徳普及会と改称された(「井上円了先生」一一頁)。

『修身教会雑誌』第一号より第一〇号までの総目次を掲げると以下のとおりである。

第一号(明治三七・二・一一)	円了談叢	井上雨水
国体精華之図	逆上せ易き国民	高島米峰
修身教会設立に就きて(第一)	格言集(一一)	小林逸耕
祝辞	修身講話資料(一一)	哲学館学生
修身教会雑誌の発行を祝す	雑報	
祝詞	第二号(明治三七・三・一一)	
祝詞	旭日と朝露	柴崎恒信
祝詞	日露開戦に際して各地方に修身教会を設立するの急要を述べ	井上円了
修身教会の趣旨を賛す	修身教会設立に就きて(第二)	井上円了
講話	祝詞	谷本富
勅語の話	義勇の話	井上円了
修身教会雑誌の発行について	修身講話	湯本武比古
虚往実帰	修身教会の拡張を望む	中島徳藏
修身教会設立に就いて余の所感を陳ぶ	個人性の愛護	
雑録		
	修身教会の設立を慶ぶ	建部遯吾
	戦時に際して家庭に望む	松本孝次郎
	雑報	
	円了談叢(二)	井上円了
	衛生上の講話を盛にすること	石原喜久太郎
	戦はなければならぬわけ	高島米峰
	格言集(一二)	小林逸耕
	修身講話資料	編集員
	義勇奉公美譚	編集員
	雑報	
	第三号(明治三七・四・一一)	
	武装の兵士	柴崎恒信
	出征軍人諸士を送るの辞	井上円了

修身教会設立に就きて (第三)	講 話	井上円了
修身教会雑誌発刊祝詞		島地黙雷
軍人勅諭の話		井上円了
人と交はるに就いて		斎藤唯信
個人性の愛護(下)		中島徳蔵
米国実業界の道德	雑 録	秦 敏之
円了談叢(三)		井上円了
法律百話		山脇貞夫
露西亞征伐のわけ		高島米峰
格言集(三)		小林逸耕
義勇奉公美譚(二)	雑 報	編集員
第四号(明治三七・五・一一)		
忠節の図		石本秋園
修身教会設立に就きて (第四)	講 話	井上円了
忠節の話		井上円了
忠節の話		石黒忠恵
敬神の説		伊沢修二
修身の話		星野 恒
独尊説		井上円了

共同の話	雑 録	佃 十知
法律百話		山脇貞夫
懸賞募集当選唱歌披露 (二)		森田徳太郎
守田宝丹翁		井上甫水
円了談叢(四)		小林逸耕
格言集(四)		編集員
修身講話資料(三)	雑 報	
第五号(明治三七・六・一一)		
哲学堂の図		井上円了
哲学堂由来記		井上円了
修身歌(教育勅語義解)	講 話	井上円了
礼儀の話		有馬祐政
仁義の覚		関根正直
国民の覚悟		坪井正五郎
戦争の人類学的觀察 (上)		井上円了
修養術	雑 録	山脇貞夫
法律百話		
懸賞募集当選唱歌披露 (二)		

円了談叢(五)		井上甫水
格言集(五)		小林逸耕
和英対訳格言集(二)		桜郷学人
義勇奉公美譚(三)	雑 報	編集員
第六号(明治三七・七・一一)		
武士燈の図		柴崎恒信
修身教会設立に就きて (五)		井上円了
修身歌(教育勅語義解)	講 話	井上円了
呈(二) 日本国民(一)		フランク・サーستن
武勇の話		井上円了
戦争の人類学的觀察 (下)		坪井正五郎
良心の話		高瀬武次郎
立志の話		井上円了
夏期の衛生	雑 録	石原喜久太郎
懸賞募集当選唱歌披露 (三)		
法律百話		山脇貞夫
格言集(六)		小林逸耕
円了談叢(六)		井上甫水

修身講話資料(四)

雜報

編集員

第七号(明治三七・八・一一)

哲学堂八景之図

石本秋園

修身教会の本尊と本山

井上円了

修身歌(教育勸語義解)

井上円了

講話

信義の話

井上円了

道徳談

松本文三郎

露国の家庭

八杉貞利

日露戦争と国民の覚悟

高島米峰

早起の利益

尾戸長熊

釈迦の偉人談

井上円了

雜報

法律百話(人の能力)

山脇貞夫

懸賞募集当選唱歌披露

(四)

円了談叢(七)

井上甫水

格言集(七)

小林逸耕

夏時の衛生

石原喜久次郎

義勇奉公美譚(四)

編集員

雜報

第八号(明治三七・九・一一)

修身教会を拡張して清

井上円了

韓兩國に及さんとす

修身教会支部の名称を設くる理由を述べ

井上円了

修身歌(教育勸語義解)

井上円了

遺訓

伊藤圭介

講話

井上円了

質素の話

中村久四郎

日本人対西洋人

高島米峰

勤儉貯蓄

井上円了

日露戦争と仏教との関係

土屋弘

甲辰七月初三日游子哲學堂并序

南条文雄

甲辰七月三日与斎藤有馬二友同訪哲學堂賦呈

野口弼

雨水博士

野口弼

哲學堂八勝詩

野口弼

雜報

貧生学資支弁法

井上円了

和英対訳格言集(二)

桜郷学人

法律百話(意思表示・軍使)

山脇貞夫

懸賞募集当選唱歌披露

(五)

円了談叢(八)

井上甫水

格言集(八)

小林逸耕

哲學堂八景

南条文雄

雜報

第九号(明治三七・一〇・一一)

誠心砲の図

柴崎恒信

工場内に修身教会を設

井上円了

くべし

井上円了

修身歌(信義、恭儉、博愛)

井上円了

講話

誠心の話

井上円了

露国の家庭

八杉貞利

倫理と宗教

近角常観

神童と成功

高島米峰

偶成

荒浪岳川

雜報

滿洲八景

安藤鉄腸

懸賞募集当選唱歌披露

(六)

法律百話(代理、復代理)

山脇貞夫

格言集(九)

小林逸耕

円了談叢(九)

井上甫水

哲學堂の記

下田義照

哲學堂八景

下田義照

雜報

第一〇号(明治三七・一一・一一)

朱子真蹟「忠孝」

井上円了

修身教会雜誌体裁変更

理由

本会設立の旨趣を支那
 朝鮮に伝へて彼国の人
 士に入会を勧むる文
 修身歌(修学・習業・
 智能・徳器)
 講 話
 忠孝の話
 井上円了
 戦時国民の六大覚悟
 加藤咄堂

宗教と運命
 戦争と商業
 雑 録
 法律百話(物、不動産
 と動産、等)
 懸賞募集当選唱歌披露(七)
 円了談叢(十)
 井上甫水
 境野黄洋
 高島米峰

島津日新公教訓伊呂波
 歌
 格言集(十)
 哲学堂即事・哲学堂八
 景口占
 十月卅日哲学堂に於け
 る孔夫子降誕会礼拜式
 に侍りてよめる
 龍華行満
 小林逸耕
 島地黙雷
 小林逸耕
 雑 報

地方修身教会の設立

井上円了の修身教会設立の呼びかけに応じて各地方において、個人または町村が主唱者となり、あるいはすでにある徳育会のようなものを改組して、修身教会がぞくぞく設立された。いま、その一例として甲州北都留郡の修身教会の発会式とその会則の一部を紹介すると次のとおりである。北都留郡は一郡全部が修身教会に組織化されたところである。

北都留郡修身教会は郡長丹羽孚が発起人となり、奈良覚誓の尽力により設立され、明治三十七年五月八日発会式を挙行した。式には県視学、郡長、警察署長、各宗寺院僧侶、各学校教員、町村長、区長など百五十余名が参列した。正午開会、第一に奏楽、第二に勅語捧読、第三に発会の辞、第四に報告ならびに会則朗読、第五に井上円了の祝詞代読、県視学の演説、署長の副会長就任の辞、および宗教家・教育家各一名の祝詞、村長の祝詞、有志者の演説の後、奏楽をもって式を終了した。当日代読された井上円了の祝文は左のとおりである。

北都留郡修身教会発会祝文

振古未曾有の開戦今や漸く其歩を進め海陸一時に勝報を齎し来り帝国万歳の声は將に天地を動さんとするの勢あり然れと

も前途猶ほ遠し兵事上の戦其局を結ぶも未だ終局と云ふべからず必ず更に経済上の戦ありて起るべし此戦後の戦に對し防禦の任務を有するものは農工商の実業家にあらすして誰そや果して然らば実業家は今より武装して其時機の到来を待たざるべからず而して其武装は兵器にあらず甲冑にあらずして修身の鎧なり道德の兜なり顧ふに甲州都留の地たるや由来殖産興業を以て其名海内に高し今や其地の宗教家教育家合同して修身教会を設立せらる是れ一大軍艦の新造に比すべきものなり目下の美挙蓋し是より大なるは莫し聊か一言を陳して其発会を祝す

(井上円了)

〔修身教会雜誌〕第五号 明治三十七年六月一日 三四八頁

同教会会則は第一章通則、第二章役員、第三章職務規定、第四章集会、第五章會計、そして付則の全一五条より成っている。第一条で「本会ハ北都留郡修身教会ト称シ本部ヲ郡役所内ニ支部ヲ各町村役場内ニ置キ各町村寺院ヲ以テ其教場トス」と定め、第二条で「本会ハ教育勅語ノ御主意ヲ遵奉シテ道德教育ニ関スル事項ヲ講話シ各寺院住職及各小学校々長ヲ以テ教師トシ徳望アル者ヲ以テ臨時講師トス」と目的および講師を定めている。第三条で会員を定め「本会々員ハ男女ヲ問ハズ各町村人民ヲ以テシ特別会員普通会員ノ二種トス」とし、特別会員は年五〇錢の寄附者とするとした。第四条で教会の研究事項を定め、第一項として仏教弘布の方法、第二項として道德普及の方法、第三項で郡下道德上特殊のものを表彰すること、第四項でその他本会の目的を達するため必要と認める事項を研究するとした。会長を郡長とし、副会長を警察署長、支部長を各町村長、委員を各町村の区長とし、督務長および督務員は各寺院、各小学校にふりあてた。

その他、中郷修身教会（越後中頸城郡中郷村）、勝山修身教会（越前勝山町）、佐井修身教会（青森県下北郡佐井村）など多くの教会で会則が作られ、『修身教会設立旨趣』にそつた目的と事業内容が定められた。

修身教会の中学講習会

明治三十八年九月、それまでの中学講習会第一編第三章第四節三参照の規則を改正して、これを修身教会の附属とした。それは「修身教会の目的は道徳の普及にあれども、知識の進歩を待つにあらざれば其目的を達し難し、而して知識の進歩は小学教育を以て足れりとせず、更に進て中学教育の普及を計らざるべからず」〔資料編 I上 三八頁〕との理由からである。主な改正は地方部講習会に本部と支部との別を置いたのを廃して、地方部講習会だけとし、中学講義録読修者五名以上ある場所に置き、会長・講師を置くこととした。また特典として、初後両学年の試験に合格した者に、その成績により哲学館大学第一級第二種生へ無試験にて入学を許すとした。また京北中学校への入学も、入学規則に抵触しない限り相当の便宜を与え、中学講義録のほか哲学館講義録全三科（高等科、漢学専修科、仏教専修科）のうち、一科を修了した場合には、哲学館大学准得業の証書を授与するとした（同 四二頁）。この改正で、文部省の中学学科表および教授細目に照して、鉱物、三角術、用器画、体操などの学科を増補し、地方にいても試験を受けることができるようにした。講師は中学校での実地経験のある者とし、主として京北中学校教師を各科担当とした。

なお、中学講義録は明治三十九年一月五日の第一号より『新中学講義』と改題した。その発行主体も東洋大学にかわって編輯を一新し、講師に知名の大家も加え満二カ年で全科目を独習する仕組とした。科目も法制、経済、簿記等を加えて、日常必須の高等普通学を通信教授によって研修できるようにした（東洋大学附_属中学科校外生規則）『修身』第四卷

第二号 明治四〇年二月一日所収。

三 井上円了の銅像・肖像

油絵贈呈の企画

明治三十九年一月、学長井上円了の退隱ののち、哲学館（大学）出身者のなから、井上円了の画像（油絵）を制作して、「年来の恩義」に対して何らかの志を示そうという意見が起り、同年二月一日発起人二〇名の名をもって、その旨の書状が出身者に発送された（『東洋哲学』第一三編第二号 明治三十九年二月五日 一五〇―一五一頁）。その書状で、画像は約百円の予定で、当代の名家に依頼するとした。二月二十八日まで、なるべく一円以上を送金することとしたが、三月はじめにはすでに相当額（第一回寄附金報告——四月一日付『東洋哲学』——で総数二〇五人より合計二八九円六〇銭が寄せられた）が集まったので、三月六日発起人会を開き、画像を銅像建設に変更し、さらに寄附金を募ることとし、その期限を四月三〇日とした。そして、哲学館大学内に井上先生紀念銅像建設事務所が設けられた（同 第三号 明治三十九年四月一日 広告）。画像制作は銅像建設に変更され、銅像（実大半身）は彫刻家新海竹太郎、台座は石工酒井八右衛門によつて七月末竣工された。新海竹太郎は明治元年二月山形に生まれ、家代々彫刻を業とし、北白川宮能久親王の銅像制作により有名になったという。帝国美術院会員で、昭和二年三月一二日、五九歳で逝去した。

なお、油絵は銅像竣工後、その剰余金をもとにして制作されることになった（次項参照）。

銅像除幕式

明治三十九年一〇月一七日、井上円了先生銅像除幕式が午前一〇時よりはじまった。境野哲が発起人を代表して演説をおこない、学長前田慧雲が除幕をおこなった。滝川浩が頌徳辞を朗読し、加藤弘之が挨拶をおこない、式の終わりに餅まきがおこなわれた。正賓として井上円了夫人および井上円了子息令嬢が参列した。当日、井上円了は長崎県巡回中で、帰京日が定まっていなかったため、帰京を待たずに式は挙行された。

発起人代表境野哲の演説は、この銅像制作は東洋大学や出身者の井上円了に対するへつらいなどではなく、「如何に公平に考へましても先生は明治の思想界に大いなる貢献をした人として永く日本人に記憶せらるべき人であるといふことを疑はんので御座います」と述べ、その功労とは哲学・宗教・東洋学の三点、すなわち一つは「今から二十年前の日本には未だ哲学といふ言葉すらも聞いたものゝ殆んど無かつた時代に哲学思想を学界に普及せしめた人」であること、二つは「日本の仏教は先生の力によつて復活し先生の力によつて仏教に新解釈が施され明治の仏教は先生によつて一新紀元を劃せられて居る」ということ、三つは「西洋主義の蕩々として抑へることの出来ない時代に毅然として」東洋学の研究が日本に於て将来益盛にならなければならぬといふことを唱へられまして哲学館即ち今の東洋大学を起され」たことであるとして、井上円了を讃えた（『東洋哲学』第一三編第一〇号 明治三十九年一月一日 七九五―七九七頁）。

また、この日に合わせ美術学校助教結城素明の図案により、井上円了先生銅像除幕式記念の絵葉書が制作された（同 七九八頁）。

井上円了先生銅像建設費會計決算報告（同 四頁）によると、寄附金総額は五四〇円一三銭であつた。支出は銅像および台石代が三四〇円二八銭、銅像外柵および芝生代九円二〇銭、記念絵葉書およびスタンプ代二八円五〇銭、その他合計五〇〇円三六銭の支出で剰余金として三九円七七銭が残つた。この剰余金をもとに学長前田慧雲と京北中学校長湯本武比古の発起により、井上円了の油絵肖像を制作することになつた。『東洋哲学』第一三編第一〇号（明治三九年一月一日）に前田、湯本両発起人は、井上円了の油絵二面を制作し、一面は講堂に掲げ、「本校生徒ヲシテ常ニ博士ノ容貌ニ接シテ其本校創立以來辛苦經營セラレタル堅忍不拔ノ精神ヲ学バシメ」、一面は井上円了に贈呈し哲学堂に掲げ、長く井上円了の「哲学首唱ノ功勲ヲ留メン」とする稟告（一〇月付）を出した。さらに寄附金を募り、結城素明の

紹介により美術学校教授岡田三郎助（昭和一二年第一回文化勲章受章）が筆をとった。出来上がったのは明治四〇年九月頃であった（同 第一四編第八号 明治四〇年九月一日 六六頁）。

なお、井上円了銅像は東洋大学の正面階段の左側の小高い丘の麓に建立されたが、昭和四年新図書館完成後、その側に移転された。

四 第三回海外視察と修身教会運動の展開

南半球および欧州周遊

井上円了は、明治二一年五月、明治三五年一月と過去二回世界周遊を試みた。今回の南回を手初めとして、明治四四年一月から二月下旬にかけての台湾巡回まで、丸五年間の全国各地の巡回にひとつの区切りをつけるものであった。井上円了はこの五年間、休むことなく修身教会の拡張のため、また哲学堂の完成をめざして、詔勅および修身に関する演題を中心に、妖怪迷信、哲学宗教、教育、実業等についての演説をおこなった。この五年間に開会した町村は一、〇三七市町村、演説の数二、二二七席、聴衆の数五六万一、六〇五人であったという（『修身』第八巻第一号 明治四四年一月一日 一四頁）。一五年間に全国を巡回するという予定からすれば、まだその三分の一を消化したにすぎない。しかしその間、各地に多くの修身教会の設立を見、哲学堂も四聖堂のほかに六賢台・三学亭・哲理門の竣工をみた。井上円了は区切りのよいこの五年間を前期とし、後一〇年間を中・後期として、全国周遊の目的に一段落をつけた。そして、これを機会に南半球周遊の旅に出ることにした。井上円了はその理由を、

地方巡回中、海外の事情を尋問せらるること近来殊に多きが、赤道以北は前後二回に涉りて各国を周遊したりしことあれば、大抵答弁が出来るけれども、赤道以南に至りては黙して止むより外なし、其度毎に一度南洋巡視の必要を感じつゝ、今日に

至つた、殊に近頃は南米殖民の説盛んに行はれ、其実況を尋問せらるゝもの最も多けれど、是れ亦其間に応ずること出来ざれば、遺憾に堪へぬと思つて居た。
 (『修身』第八卷第四号 明治四四年四月一日 一頁)
 と述べている。

各地を周遊・講演するなかで、日露戦争後の国民の関心の動向を察したものであろう。井上円了は「演説中にも海外の事情を引証して説くときは、小学児童までが耳を傾けて謹聴して居る」(同 四頁)と述べている。そして、各地の教育者・宗教者も、すべて海外視察をおこない教育・教導に役立てるべきであるが、それは望むべくもないので、自分がこれら数十万の教育者・宗教者に代わつて、「赤道以南の新開地殖民地を周遊し、時日と事情の許す限り、熱風炎雨、瘴烟毒霧を侵し、老後の死生を賭して、視察の任務を全うせん積りである」(同)と南半球視察の覚悟を述べ、無事帰国後の視察結果の報告を約束した。

明治四四年四月一日、午前八時新橋を発ち、一〇時日本郵船の日光丸に乗船、横浜を正午に出港した。二日神戸、五日門司をへて六日長崎に到着、七日長崎を出港して一日香港に入港した。一二日広東、一六日マニラ、二五日木曜島、二八日タウンスビル、五月一日ブリスベーン、三日シドニーをへて八日メルボルンに入港した。タスマニア州のホバートからアルバニーを経て南インド洋を横断し、六月一日南アフリカのナタール州ダルバン、一六日喜望峰に着船した。喜望峰から南米にいく船便はないのでイギリス経由でいくことにし、六月一六日喜望峰を出船し、七月七日イギリスのロンドンに入港した。欧州を旅行し八月一八日ロンドンに戻り、リバプール港より二七日南米行に乗船した。ブラジルのリオデジャネイロ港に着船したのは九月一四日であった。一〇月一日ウルグアイのモンテビデオ、二日アルゼンチンのブエノスアイレスに到着、一三日ブエノスアイレスを出航しフォークランド島、チリ南部の諸港を経て、二八日バルパライソ港からサンチャゴへ、十一月一四日チリを出航、二八日ペルーのリマ、メキシコ、ハワイ

イのホノルルを経て明治四五（一九一二）年一月二二日横浜に着船した。約十カ月間、海・陸合わせて五万〇、〇七五哩の南半球および欧州周遊の旅であった（『南船北馬集』第六編 修身教会拡張事務所 明治四五年 六八―八一頁）。ブラジルの日本人移民の一端を、井上円了は次のように記している。

二十一日晴、暑氣強く八十三度以上に登る、午前平野氏の案内にて馬上に跨り、耕地珈琲園を一巡す、目下採取期にして、日本人老弱男女共に之に従事す、採取高一俵に付手間賃一ミル（我六十銭）とす、多く採取するものは一日に三俵即ち三ミル（我壹円八十銭）を得といふ、採取地より直ちに珈琲を水に流し、水力にて製造場に輸送する装置あり、此一村落の珈琲百八十二万八千株ありて、小作人一戸に付平均五千株を作らしむ、其小作料一ヶ年六百五十ミル（我三百九十円）とす、而して採取料は此外なり、故に一家族此に住すれば、一年に諸生活費を除き、三百円を余すこと難からず、総戸数二百五十戸、人口千五百人、伊太利人過半を占め、日本人之に次ぐ、日本移民四十戸にして、百四五十人之に住す、小學校あり、旧教寺院あり、医師診察所あり、雜貨店あり、下等のホテルあり

午後支配人の案内にて、事務所、珈琲製造場、糖酒製造場、医院を一覧し、更に日本移民の居宅を慰問す、其国籍は山口県、高知県、和歌山県なり、珈琲園は丘陵の高地にありて、遠望すれば茶林の如し、近く見れば其枝葉茶に似て其より大なり、高さ一丈に達するものあり、而して其実は茶よりも小なり、村名ガタバラはインデヤン語にて鹿を義とすとすといへるを聞き、余は之を鹿原と名く、目下春期にして、暖靄朦々たり、夕陽は霞中に入りて深紅色を呈す

（井上円了『南半球五万哩』丙午出版社 明治四五年 一七三―一七五頁）

また日本人の南米移民について、歓迎するのはブラジルとペルーで、その他はあまり歓迎する風ではないが、アルゼンチン、チリも排斥はしないと述べ、南米移民の心得として、井上円了は「第一に身体の健康、第二に言語の熟達、第三に意志の鞏固の三要件を備ふる必要あり」（同 二四〇頁）と述べている。そして、語学は英語が通じないので、スペイン語・ポルトガル語を解する必要があるが、それがだめならフランス語を修得していくのがよいとし、「南米は富

源地に満つといふも、手を懐にして金儲の出来る苦なく、多少の艱難辛苦を忍ぶの覚悟あるを要す」るので「鞏固なる意志」(同)が何よりも必要であると述べている。

帰国後の二月三日、午後四時より上野精養軒において、井上円了先生帰朝歓迎会が開催された。会する者は井上円了の先輩・知己・東洋大学および京北中学校出身者など一六名で、発起人総代前田慧雲に代わって湯本武比古が挨拶、加藤弘之が歓迎祝辞を述べ、井上円了の答辞があった。食事後別室で井上円了の旅行談があり午後八時散会した(『東洋哲学』第一九編第二号 明治四五年二月一〇日 五七―五八頁)。三月一八日には、東洋大学同窓会の学術講演会が、井上円了の帰国歓迎を兼ねて開かれ、井上円了は「南半球周遊談」と題して講演をおこなった(『東洋哲学』第一九編第四号 明治四五年四月二五日 四〇―四六頁)。

明治四五年三月一〇日、丙午出版社より『南半球五万哩』と題して、二九七日間で南米および欧州をまわる「電光的旅行」(緒言)を日記体で書き綴り出版した。

修身教会を国民道

前述したように大正元(一九一二)年八月、改元とともに、修身教会は国民道徳普及会と改称

徳普及会と改称 された(前掲『南船北馬集』第七編 大正二年 一二頁)。同会事務所は本郷区富士前町五三番地の井上円了自宅に置かれ、会長は井上円了であった。

それまでの修身教会は、音楽を取り入れたように欧米の日曜教会をまねたものであった。大正五年六月改訂の同会旨趣によれば(『資料編 I上』四五―四八頁)、その普及の方法は教会形態ではなく、講演形態に変わっている。一定の日に定期的に開くことに重きを置いていない。多数の町村民が会合する場合(年中の大祝日・大祭日、町村の休日、小学校の同窓会、郡町村の教育会・青年会・婦人会等、神社の祭日、寺院の縁日など)に、「必ず御詔勅を捧読し、引き続き教育家、宗教家又は町村の名望家が講師となり、諄々として聖訓を敷衍し、其実践を奨諭し、老弱男女の心

裡に徹底せしむるを期すべし」として、会員の募集はせず、分会・支会も設けなかつた。むしろ、井上円了自身による全国巡講による講演に重きを置いていた。前述したように明治四四年五月の『修身』第八巻第五号（東洋大学出版部）を最後に機関雑誌も発行されていない。わずかに『東洋哲学』に「修身欄」として残るだけであつた。国民道德普及会への改称とともに、東洋大学からも事実上離れたといえよう。国民道德普及会の組織などは不明であるが、井上円了自身による井上円了の全国巡講のための機関であつたといえよう。井上円了は、これからの日本国民は世界の大勢に通じ、各国の実情を知る必要があり、「忠孝の大道も富強の方策も必ず人文の進歩に伴ひ、進取的活動的開發の方針を取る」ことが肝要であり、そのため、「御詔勅を敷衍するにも成るべく実地見聞觀察せる事実を参照引用して講述することに務む」（『資料編 一上』 四六頁）とし、演題を甲種と乙種に分け、そのうちより一、二題を開会地の事情により選定するものとし、二題選定の場合には必ず一題を甲種より選定することとした。いまその演題を挙げると、

甲種演題（二十題）

- (一) 国民道德大綱 (二) 教育勅語大意 (三) 戊申詔書大意 (四) 忠孝為本説 (五) 国体精華の説明 (六) 公益世務の解
- 釈 (七) 義勇奉公談 (八) 世界人文の大勢 (九) 国運発展の道 (一〇) 戦捷の結果と戦後の経営 (一一) 勤儉治産論 (一二) 自強不息説 (一三) 実業振興策 (一四) 公德養成法 (一五) 社会教育一斑 (一六) 家庭教育談 (一七) 精神修養法 (一八) 風俗矯正法 (一九) 青年の心得 (二〇) 婦人の心得

乙種演題（二十題）

- (二一) 教育と宗教との関係 (二二) 倫理と宗教との異同 (二三) 哲学と宗教との別 (二四) 知識と信仰との別 (二五) 仏教の人生観 (二六) 安心立命談 (二七) 仏教の将来 (二八) 靈魂不滅論 (二九) 未来有無説 (三〇) 迷信論 (三一) 妖怪総論 (三二) 心理的妖怪 (三三) 幽霊談 (三四) 西洋最近の実況 (三五) 南半球周遊談 (三六) 海外移民の近状 (三七) 南米視察談 (三八) 濠州及南阿旅行談 (三九) 印度内地旅行談 (四〇) 日本風俗と欧米風俗との相違

の計四〇題となる。また実際におこなわれた講演内容を、明治四二年四月から大正七年五月までの約一〇年間の統計によって示すと次のとおりである(田中菊次郎「円了と民衆」——南船北馬集の世界——高木宏夫編『井上円了の思想と行動』東洋大学 一九八七年 三四七—三四八頁によった)。なお、この統計は井上円了が各府県における巡講が一段落するごとに類別集計したものを、『南船北馬集』第四—一五編によってまとめたものである。

演題類別	回数	全回数に対する%
詔勅・修身に関するもの	一、五〇八	四〇・六九
妖怪・迷信に関するもの	八七七	二三・六六
哲学・宗教に関するもの	五六四	一五・二二
教育に関するもの	三〇二	八・一五
実業に関するもの	二五五	六・八八
雑題(旅行談)に関するもの	二〇〇	五・四〇
合計	三、七〇六	一〇〇・〇〇

この統計をみると当然ながら、詔勅・修身に関するものが一番演説回数が多く、次に妖怪・迷信に関するものが続いている。これは特に同会旨趣においても、妖怪迷信の研究結果については依頼に応じて演述すると予告していたもので、井上円了にとっても聴衆にとっても関心の高かったものであろう。井上円了の巡講の方法は、明治二三年からの哲学館拡張資金募集の全国巡回の時と同様の方法であった(第一編第五章第二節一参照)。随行員一名(哲学館出身者や知友)とともに、午前は移動時間とし、午後は演説講義の時間(多くは二席の演説)、演説前後および夜は揮毫の間とした。演説の謝礼は開会地の慣例や事情によって適宜に定めるとした。揮毫の謝礼も各自の随意とし、発起人ら

少人数との宿所での晚餐をともにしながらの談話は望むところであるとした。

明治三十九年四月二日の大和方面巡講を皮切りとして、大正七年十一月の福島県会津巡講の巡了まで、一三年間の全国巡講の足跡は、井上円了自身の手によって巡講日誌『南船北馬集』（全二六編）にまとめられた（最後の第一六編は未刊で終わったが、昭和六〇年、東洋大学井上円了研究会第三部会によって、『井上円了研究』3の七八―一八五頁に翻刻された）。この『南船北馬集』には巡講日誌だけではなく、各年度の巡講統計、会計報告などが収められた。大正七年度報告（同第一六編）によると、明治三十九年から大正七年までの全国巡講の総合計は五四市・四八一郡・二、二六一町村をまわり、二、九八六カ所・五、五〇三席の講演をおこない、聴衆一三七万八、六七五人であったという。

『南船北馬集』の内容および巡講地を示すため、各編の目次を挙げると以下のとおりである。

第一編

- | | | |
|---------|---------------|-------------------|
| 大和紀行 | 北海道南西部及樺太紀行 | 福岡県開会統計 |
| 足尾及長岡紀行 | 北海道西北部及北東部紀行 | 四十一年度統計 |
| 香川県紀行 | 北海道中央部及東南部紀行 | 哲学堂の由来 |
| 長崎県紀行 | 明治四十年度統計 | 三十八年前巡回地名 |
| 満韓紀行 | 豊前豊後紀行 | 第四編 |
| 三十九年度計 | 熊本県紀行 | 愛媛県紀行第一 |
| 沖縄県紀行 | 第三編 | 愛媛県紀行第二、附開会一覽表 |
| 鹿児島県紀行 | 熊本県紀行（前編の続き） | 島根県第一、石州及松江市の部 |
| 第二編 | 福岡市紀行 | 島根県第二、隠岐の部 |
| 宮崎県紀行 | 佐賀県紀行 | 島根県紀行第三、出雲の部 附島根県 |
| 大分県紀行 | 筑後国紀行 | 開会一覽表 |
| | 筑前国紀行、附豊前一市一郡 | 伊豆大島紀行 |

四十二年度統計

第五編

千葉県安房上総二州紀行(一覽共)

伊賀和泉美作三州紀行

鳥取県紀行第一、因幡の部

鳥取県紀行第二、伯耆の部

山陽畿内一部紀行

鳥取県及其前後開会一覽

群馬新潟瀧岡漫遊日記

信濃国南部紀行

飛驒国紀行

美濃国東部紀行

福島県一部紀行

信飛濃三州及福島県開会一覽

関西漫遊日記

第六編

八丈島及小笠原島紀行

台湾紀行

日本全国講演開会地統計表

濠州及南阿紀行

英国及欧州大陸紀行

南米紀行附墨土古及布哇紀行

南半球十二勝

南半球及欧州周遊総里程表

世界周遊前後三回の足跡

前回世界周遊吟

拾遺吟草

明治十八年以後の略歴及備忘録

明治四十四年度決算報告

第七編

豆相漫遊記

京紀旅行日誌

函嶺再遊記

明治年間の著書及講筵附哲学堂雜事

埼玉県巡講日誌第一回

兵庫県武庫郡及但馬国巡講日誌第一回

福島県東部巡講日誌

淡路国巡講日誌

大正元年度報告

埼玉県巡講日誌第二回

徳島県巡講日誌

兵庫県巡講日誌第二回

第八編

広島県巡講第一回(備後国)日誌

加能越漫遊紀行

塩原紀行

山口県巡講第一回(安芸国)日誌

第九編

山口県巡講第二回(周防国)日誌

大正二年度報告

湘南春遊記

滋賀県巡講第一回(湖東)日誌附三河国

西部

滋賀県巡講第二回(湖南)日誌

滋賀県巡講第三回(湖西)日誌附東播二

郡

奥羽温泉紀行(湯ヶ島紀行共)

佐渡国巡講日誌

第一〇編

東参全部西参一部巡講日誌附尾濃數ヶ所

滋賀県巡講第四回(湖北)日誌

伊香保温泉漫遊記

福島県石白三郡巡講日誌

茨城県珂北三郡及外二郡巡講日誌

福島県信達三郡巡講日誌

大正三年度報告

大正四年の元旦を迎ふ附九ヶ年間演説會計

第一一編

岡山県巡講第一回(備前三郡備中三郡)

日誌

天橋月瀬紀行

岡山県巡講第二回(備前三郡備中四郡)

日誌

岡山県巡講第三回(美作四郡備中一部)日誌

相州三浦半島廻遊記

秋田県北部巡講日誌

秋田県南部巡講日誌

第一二編

信越三州一部巡講日誌

栃木県東北部巡講日誌

大正四年度報告

鎌倉遊寓記

伊勢国巡講第一回日誌

伊勢国巡講第二回日誌

美濃国西部巡講日誌

付録

日本全国講演開会地総計表

(此表は大正四年十二月までの分)

第一三編

山形県巡講第一回日誌

山形県巡講第二回日誌

青島泰山曲阜紀行

丹後国巡講日誌

丹波国巡講日誌

大正五年度報告

相州湯河原迎歲記事

三河国西部巡講日誌

第一四編

大阪府巡講日誌

山城国巡講日誌附丹波一郡及大和一郡

甲州漫遊記

宮城県一部巡講日誌

岩手県巡講第一回日誌

新潟県西蒲原巡講日誌

岩手県巡講第二回日誌

群馬県巡講第一回日誌

第一五編

群馬県巡講第二回日誌

大正六年度報告

伊豆伊東迎歲記附群馬県一郡巡講日誌

下総銚子紀行附還曆記事

尾張国巡講第一回日誌

尾張国巡講第二回日誌

和歌山県巡講第一回(北部)日誌

和歌山県巡講第二回(南部)日誌

朝鮮巡講第一回(西鮮及中鮮)日誌

朝鮮巡講第二回(南鮮及東鮮)日誌

第一六編

朝鮮巡講第三回(北鮮)日誌

青森県巡講第一回(旧南部)日誌

青森県巡講第二回(旧津軽)日誌

伊豆長岡温泉入浴記

福島県会津巡講日誌

大正七年度報告

大正八年迎歲記

第二節 井上円了の逝去

一 最後の旅

中国各地での講演

第一次世界大戦の終わった翌年の大正八（一九一九）年五月、井上円了は中国各地を巡講する旅に出た。前年の朝鮮巡講に続く海外への旅であった。いま「井上円了博士最後の旅」（『東洋哲学』第二六編第八号 大正八年九月一〇日 六一―六二頁）によって、異郷の地大連での不慮の死までをたどってみると以下のとおりである。

五月五日午後七時、井上円了は東京駅を発ち、六日午前九時神戸三ノ宮駅に到着した。一〇時静岡岡丸に乗船、七日門司入港、八日正午同港を出船、一〇日午前一時上海に着船し、上陸後、直ちに大谷派本願寺別院に向かった。一日午後、小学校において仏教青年会の依頼により講演（二席）をおこなった。一二日湖寧線で蘇州に向かい、同夜三井倶楽部で講演を二席おこなった。一三日午後三時より同文書院で講演、夜八時より日本倶楽部で二席の演説をおこなった。一四日午後三時、日本倶楽部において婦人会のために談話をなし、夜日本人会のために二席の演説をおこなった。

一五日杭州、一六日上海、一七日午後一〇時春陽丸で揚子江をのぼり一九日午後三時蕪湖に到着した。二一日午前八時漢口に上陸し、各方面の招待会・講演会に出席講演した。二三日、汽車で朝七時北京に向かい、二五日午後四時到着、講演会・招待会などに講演出席した。三〇日万里の長城に遊び、三二日朝京奉線で天津に至り、同地で手紙・葉

書を書き綴り、各方面に宛差し出した。この手紙がほぼ最後のものとなった。六月二日正午天津を発ち、三日午後二時営口に到着、揮毫・講演の依頼に応じた。

五日正午大連に向かった。大谷派東本願寺大連別院輪番新田神量（明治三八年哲学部第一科卒業）が熊岳城まで出迎えて、共に同日午後八時大連駅に到着した。直ちに、西本願寺別院副輪番上川教円（明治二十四年哲学館卒業）、軍医脇屋次郎、新田神量とともに車に同乗、満州仏教青年会主催の講演会場大連幼稚園に向かった。

大連幼稚園で倒れる

午後八時三五分、井上円了が登壇し講演がはじめられた。演題は「戦勝の結果と戦後の経営」であった。主に知識階級の聴衆三百余名を相手に「頗る莊重なる態度を以て例の広長舌を振はるゝこと十余分間」したところで、「『少しく疲労気味あれば』」といって、椅子に掛けてさらに二分間ほど続講した。すると井上円了は「『少し気分悪しければ暫時休憩する』」と行って降壇した。脇屋次郎がつきしたがって休憩室に入った。午後八時四八分であった。続いて聴衆のなかに居合わせた上野医学博士・板谷医師らが休憩室に井上円了を見舞った。種々協議の結果、満鉄病院内科部長戸谷医学博士の来診を受けることになり、井上円了は豊敷の主事に移された。講演会は聴衆に事情を告げ中止された。その間、二回の嘔吐があり、戸谷博士の来診の結果、脳溢血と診断された。午後一時頃より意識がすこしずつ混濁し、やがて昏睡状態に陥った。しかし、二回の注射によって、やや意識を取り戻し、井上円了は眼を開き「『大勢の聴衆を長く待せてお気の毒だ』」といった。そして、すでに聴衆が帰ったことを知ると「『それでは明日にせよう、明日の講演は大谷派別院と満鉄会社と都合三つになる、満鉄の演題は幽霊論本願寺別院のは仏教の人生観……』」といった。眠りについたという。この眠りが遂に醒めることのない永遠の眠りであった。時に大正八（一九一九）年六月六日午前二時四〇分、享年六一歳であった。同日午前六時大谷派本願寺別院に遺体に移され、大連在住官民有志ならびに信者による通夜が営まれた。

臨終の枕もとには、次のような井上円了作「哲学一枚起請文」の自筆扇面が置かれていたという。

和漢西洋のもろくの学者たち沙汰し申さるゝ哲学にもあらず、又学問により諸家の書を読み尽くして唱ふる哲学にもあらず、只忠君愛国の為に奮闘努力すれば疑なく人生の本務を尽くし得ると心得て活動する外には別の子細候はず、たゞし宇宙觀人生觀など、申す事の候は皆決定して奮闘努力すれば人生の本務を尽くし得る内にこもり候なり、此外におく深きことを存ぜば却て哲学の本旨にはづれ人生の目的にも違ふべし、哲学を行はん人はたとひ古今の哲学を悉く学ばずとも一文不知の愚鈍の身になり田夫野人の無智のともがらに交はり学者の振舞をせずして唯一向に活動すべし。

〔故堂主井上円了博士絶筆〕へ絵葉書〕解説

これは井上円了の、「百姓的学者」となつて奮闘努力そのもののなかに哲学の実行化を体現しようとする決意を表明したものであろう。

遺骨を迎える

この訃報に接した大学関係者および在京出身者有志は井上家に集まり、協議の結果、井上家より嗣子井上玄一、東洋大学より幹事三輪政一、京北中学・京北実業・京北幼稚園より幹事安藤弘が代表として大連に向かうことになった。一行三人の東京出発から、遺骨を抱いて帰京するまでをたどると以下のとおりである（『井上円了先生』三五五—三五九頁）。

七日午前九時三〇分特急列車で東京を発ち、八日午前九時三八分下関着、一〇時三〇分関釜連絡船対馬丸で下関を出船、午後一〇時一五分釜山港に着船、そこで古川蟠竜（大正三年大学部第二科卒業）、横田恵正、大谷派本願寺別院輪番松林深恵等多数の出迎えを受けたのち、汽車で釜山を出発、成歆牙山、水原、京城、平壤を通過、鴨綠江を渡り、九日午後一〇時安東県を経て、一〇日午前六時二〇分（満州時間）奉天に着き、遼陽、鞍山站、湯崗子、大石橋、得利寺、金州を通過し臭水子に到着、新田神量の出迎えを受け、午後八時大連に到着した。その日は多数の甲問客の引

き取ったのち、一行三名のみによる通夜がおこなわれた。

一日、一行は本願寺派別院輪番前田徳水(前田慧雲の弟)、次席上川教円を訪問して謝辞を述べ、大連幼稚園を訪問し井上円了最後の模様を小川主事より聞いた。脇屋、板谷両医師および戸谷医学博士を訪問、その日は同地有志、信者多数と通夜がおこなわれた。

二日、午後二時より仮葬儀が営まれた。輪番新田神量が導師を勤めた。官民百余名の会葬者があった。各派僧衆の説経に続き、東洋大学および京北諸学校を代表して三輪政一が告別の辞、満州仏教青年会幹事脇屋次郎が弔辞を述べた。三時、遺骸は火葬場に送られ荼毘に付された。一行は本願寺派別院、満鉄本社等へ挨拶廻りをした。

三日、一行は挨拶廻りののち、午前一時遺骨を揚げ、大谷派別院にて説経をおこない、薄暮時大連を出発帰途に就いた。四日、奉天駅で駅長、赤塚総領事、内堀南満州中学堂長、石丸田内外通信社員等の弔問を受け、安東県で友野三井物産社員等の弔問を受けた。

五日、京城で釈尾春苜(哲学館出身者、明治三六年得業、大正八年講師号)、荒浪平次郎(明治二四年卒業、大正七年講師号)等の弔問を受け、一行は午後七時二〇分釜山に到着した。駅には東洋大学出身者、信徒、有志者等五、六十名の出迎えがあり、釜山駅構内において焼香式がおこなわれた。八時三〇分連絡船高麗丸で釜山を出航した。

六日、午前七時三〇分下関に着船し、午後七時一〇分特急で下関を発ち、六月一七日午後八時三〇分東京駅に到着した。その間、各駅において、東洋大学の出身者・東西両本願寺・知友・有志者等多数の弔問、出迎えを受け、国府津まで学長境野哲、京北中学校長湯本武比古、幹事郷白巖、幹事三島定之助、井上良慶(三番目の弟)が出迎えた。東京駅には未亡人、家族そして、東洋大学学生全部、京北中学校、京北実業学校上級生および石川素童(総持寺)はじめ多数の仏教界・学術界の人々その他千余名の出迎えがあった。遺骨は本郷富士前町の井上家に戻り、霊座に安置

され有縁のものが相集まつて通夜がおこなわれた。

東洋大学葬

故井上円了の葬儀は大正八年六月二二日、東洋大学葬をもつておこなわれた。「井上円了博士校葬記」(前掲『東洋哲学』六二—六四頁)によつて校葬の模様をみると以下のとおりである。

当日は「梅雨蕭々の日」であつた。葬儀は故人の遺言第一類第一項、「葬式ハ質素ヲ本トシ他人ヨリノ贈品ハ勿論、香典モ謝絶スベシ」(『資料編 Ⅰ上』六九頁)との趣旨により質素・簡易に営まれた。三島定之助が葬儀委員長となり、午前九時本郷富士前町の井上家において棺前祭が営まれた。靈柩は、三島葬儀委員、東洋大学・京北中学校校旗(旗手ほか四名宛)を先頭に、随僧——寺田(慧眼)副導師——造花——靈柩——喪主井上玄一——特別会葬者——一般会葬者の順で敬子未亡人および家族に守られ、また棺側には学長境野哲、中島徳蔵、田中治六、石川義昌、足利衍述、安藤正純がしたがひ、午前一〇時東洋大学の葬場に到着した。門内には、東洋大学学生約五百名、京北中学校生約八百名、京北実業学校生約六百名、京北幼稚園児約七十名が参列して靈柩を迎えた。葬場にあてられた大学講堂の周囲は白布がめぐらされ、正面には「帰命尽十方無碍光如来」の幅がかかげられ、右に法主大谷光演から贈られた「甫水院釈円了」の法号、左に油絵肖像が配された。祭壇左右には文部大臣・南滿州鉄道社長寄贈の生花・花輪が置かれた。祭壇右側に喪主、遺族、葬儀委員、左側に東洋大学・京北諸学校職員が着席し、祭壇正面には導師南条文雄および侍僧が着座した。一〇時一五分南条導師、侍僧、大谷派僧侶の読経がはじまつた。一〇時三〇分、学長境野哲が「恭しく靈前に近き悲痛の態度を以て弔詞を口演」した。内田周平が教授総代として長文の祭文を朗読した。続いて土屋弘、東洋大学出身者総代五十嵐光竜、京北中学校卒業生総代鈴木宗忠、東洋大学学生総代鈴木栄観、京北中学校生徒総代新述等、京北実業学校生徒総代中島秀雄、京北幼稚園児総代左方文字子、東洋大学真宗会(安藤正純)、曹溪会(渡辺洞水)、橘香会(山田一英)、山家会(大宮孝潤)、栽松会(成田賢洲)、哲学会、学士会等の弔詞が朗読された。弔

電、弔詞等は一括して靈前に捧げられ、喪主、遺族の焼香の後弔問客が焼香した。正午から告別式に移った。当日の列席者は、石川素董、横尾賢宗（曹洞宗大学長）、望月信亨（宗教大学長）、一木喜徳郎、穂積重遠、坪井九馬三、井上哲次郎、村上專精、箕作元八、金井延、片山国嘉、高橋順次郎、中橋徳五郎、浜尾新、中川謙次郎、徳川達孝、福岡秀猪、松本源太郎、岡田良平などをはじめ四百余名を数えた。

告別式が終わると、喪主、遺族ならびに学長をはじめとする関係者は、遺骨を奉じて和田山の哲学堂に向かった。故井上円了の最後の事業であった哲学堂で焼香式をおこない記念撮影ののち、哲学堂に近い蓮華寺の井上家墓地に埋骨された。松尾徹外、青木了栄および蓮華寺住職金子慈愍（大正八年得業）日種観明をはじめ僧衆の読経がおこなわれたのち、学長境野哲の発誦により、哲学堂の本尊「南無絶対無限尊」が唱和され、焼香礼拝して埋骨式は終わった。和田山蓮華寺の墓は井桁の上に円盤形の墓碑が置かれている。この墓は山尾新三郎の設計によって大正九年に建てられた。

二 忌法要・四聖祭・記念碑（墓）

百力日法要

大正八年九月一三日、井上円了の百力日法要が東洋大学主催により、和田山哲学堂で営まれた。当日は眞浄寺住職寺田慧眼が招かれ、学長境野哲、幹事三輪政一、商議員鼎義暁、そして井上家からは井上玄一、その夫人等が参列した。墓前において読経、焼香ののち四聖堂で法要が営まれた（『東洋哲学』第二六編第九号 大正八年一〇月一〇日 五四頁）。

九月二〇日東洋大学橘香会主催で、午後二時より和田山哲学堂において井上円了百力日法要が営まれた。当日は引続いて皇国殿において講演会が開催され、学長境野哲、幹事三輪政一、橘香会会長山田一英、教授田辺重治、蓮華寺

住職金子慈叡等の演説があり、学生以外の聴衆もあり五時過ぎに散会した（同 五五頁）。

一〇月一三日には、東洋大学真宗会主催の井上円了先生追悼講演会が、神田明治会館講堂において開催された。正面に井上円了の肖像画を掲げ、参会者一同「南無絶対無限尊」を三唱し、境野哲・安藤正純・鼎盛暁等の追慕の演説があった（同 第二六編第一〇号 大正八年一月二〇日 八〇頁）。

忌法要

遺言状（『資料編 I上』六九―七二頁）第一類「葬式及法会ニ関スル件」第八項において、井上円了は「法会ハ毎年一回之ヲ営ミ其日ハ祥月ニ依ラズ十一月上旬中ノ日曜ヲ用フベシ其式場ハ和田山哲学堂ト規定シ置クベシ其法会ニハ何人モ参会スル様ニ公開スベシ」と遺言した。そして、「東洋大学ニ関係アル僧侶ナラバ宗派ノ何タルヲ問ハズ」とし、式を開催する時に「一回読経スルコトヲ依頼スベシ」とした。また読経に続いて「拙著ノ一章ヲ朗読スルノ慣例ヲ作ルベシ」と遺言した。そして当日の来会者には「甘酒若クハ紅茶カ珈琲ヲ差出スベシ」として、その遺言内容は法会の公開性を強調するものであった。このことはまた、哲学堂の精神を一般に周知させようという狙いもあったと考えられる。

大正九年六月六日は井上円了の一周忌にあたる。そこで正式の法会は遺言どおり一一月の第一日曜日におこなうこととして、東洋大学は六月六日一周忌法要を哲学堂でおこなった。東洋大学より学長境野、幹事三輪政一および郷白巖、鼎盛暁、高峰米峰、それに学生数名、井上家より敬子未亡人、嗣子井上玄一夫妻および家族らが臨席した。式は午前九時より四聖堂においてはじめられ、寺田慧眼（大谷派）の読経、井上玄一による遺著の一節の朗読がおこなわれた。そして境野哲の発声により参会者一同が「南無絶対無限尊」を三唱した。ついで蓮華寺内の井上円了の墓前で、金子慈叡（白蓮宗）の読経があり、各自が香華を手向けて正午に終了した（同 第二七編第七号 大正九年七月一〇日 四八頁）。これが井上円了没後、遺言の手順にもとづく最初の法会であった。

そして同年一月七日（第一日曜）には、午前一〇時より哲学堂において一周年法要および四聖祭がおこなわれた。この法要は遺言にもとづいた正式の法会である。遺言状第一類第九項・第一〇項では、法会と同日に四聖の祭典をもおこなうべきことが遺言されていた。すなわち、「此毎年ノ法会ノ日ニハ四聖ノ祭典ヲモ挙行スベシ 法会ヲ午前トスレバ祭典ヲ午後トスベシ或ハ二者共ニ午後ニ行フ場合ニハ法会ハ宇宙館内ニ於テシ祭典ハ四聖堂内ニ於テスベシ」とし、四聖の祭典の順序は「毎年順次ニ行ヒ例ヘバ今年積聖ヲ祭ルトスレバ来年ハ孔聖ヲ祭り其翌年ハ瓊聖其次ハ韓聖ヲ祭ルベシ」とし、その祭典の儀式世話は「東洋大学へ委託スベシ」とした。またその法会および祭典の費用は哲学堂維持金より支出することとなっていた（第一一項）。

遺言状にもとづけば、法会と四聖祭は同日に哲学堂において挙行されるものであった。したがって、この一周忌法要と同日に四聖祭が執りおこなわれたが、順番からこの年は孔子の祭典にあたっていた。当日は学校職員・学生、井上家遺族、出身者・関係者有志が多数出席した。忌法要は午前一〇時より、宇宙館内の皇国殿において執りおこなわれた。寺田慧眼が導師を勤め、顧問内田周平が教授総代として祭文を読み、井上玄一が遺文「哲学一枚起請文」を朗読、学長境野哲の「南無絶対無限尊」の三唱に全員が和して式は終わった。のち蓮華寺の墓前で墓前祭がおこなわれ、式は住職金子日聡（昭和二年講師号）の読経、東洋大学コードモ会の献花、参会者一同の参拝により終了した（同 第二編第一〇号 大正九年一月一〇日 五〇頁）。

大正一〇（一九二一）年一月六日および大正一一年一月五日は井上円了の三・四周忌法会が同様の手順によっておこなわれた。しかし、大正一二年一月四日（第一日曜）は校友会本部によって墓参会が組織されて、前学長境野哲、前幹事三輪政一をはじめ、校友会本部の田中善立、田辺善知、渡辺洞水、遠賀亮中、金坂乘順、梅原喜太郎、安藤正純ら五十余名により、蓮華寺墓前において、井上円了四周忌法会が開催された（同 第三〇編第九号 大正一二年

一月一〇日 六〇頁)。この年は大正一二年事件と呼ばれる学内紛擾が起こり、校友会が二分し、学長交代があった年である。学長は境野哲から岡田良平に代わった(八月)。機関雑誌『東洋哲学』は紛擾後、校友会本部の雑誌として機能した。したがって、東洋大学がこの一月四日に法会ならびに四聖祭をおこなったかどうか定かではない。『東洋哲学』掲載の「和田山の明月」(同第三編第一号 大正一三年一月一〇日 一四頁)という校友会本部の墓参会の模様を書いた一文は、「何故にか、本年は例年の四聖祭も行はれない。学校側から殆ど参拝者の無かつたのは心もとなく感じた」と記している。

大正一三年六月六日、井上円了の祥月命日にあたるこの日、校友会本部に關係する門下生ら三十余名は午前九時金子日聡を導師に、墓前において法会を挙げ、別室で茶話会を開き、帰途哲学堂に参拝した(同 第三編第七号 大正一三年七月二〇日 四六頁)。

大正一五年一月二三日付『東洋大学新聞』(第一号)の記事は、一月七日午前一〇時より哲学堂において、第七回哲学堂例祭と井上円了八年忌法会が挙行されたと記している。この回数が事実とすれば、中断することなく例年どおり哲学堂において、忌法要ならびに四聖祭がおこなわれていたことになる。前記の校友会本部による記事が事実とすれば、東洋大学は日をかえておこなったことになる。なお、一月二三日付新聞の記事では、哲学堂(例)祭——遺言で示された四聖祭が哲学堂例祭と呼ばれるようになった——と忌法要が一応分けられ区別されている。しかし、昭和二年以降の『東洋大学新聞』の記事を見ると、法会と四聖祭とをひっくるめて哲学堂祭(例祭)と呼んでいる。法会は宇宙館内の皇国殿で蓮華寺住職金子日聡の読経、遺族・関係者・一般参会者の焼香がおこなわれ、のち四聖祭がおこなわれている。

一方で、校友会本部をおこなわれた六月六日の祥月命日の法会が哲学堂祭と並行して、東洋大学によってお

こなわれるようになった。昭和三年の新聞記事にはこの法会が哲学堂でおこなわれ、学生・教授など多数の参拝者があったと記されている。昭和五年以降の記事では蓮華寺においておこなわれ、学校側、校友側、学友会側とそれぞれの代表が参加し、昭和八年には京北中学校教員柴田甚五郎の引率する京北中学生がはじめて参加している（『東洋大学新聞』第一〇三号 昭和八年六月一三日）。新聞記事を見る限りでは、昭和七年より学祖井上博士・井上学祖の祥月命日、そして「学祖の祥月命日」という見出しが用いられている。

昭和一六年六月六日の祥月命日の法会に、資料的にははじめて「学祖祭」という見出しが用いられた（『東洋大学護国会々報』第二号 昭和一六年六月二五日）。昭和一七年六月六日の井上円了忌法会は、東洋大学護国会の主催により、はじめて学内の大講堂で執りおこなわれた。大講堂正面に祭壇が設けられ、金銀の蓮華が配され、灯明の奥に井上円了の遺影が写し出された。渡辺順学（昭和一七年仏教学科卒業）が導師となり、真宗会員の手で法会（見出しは学祖法要）が営まれた。これは学生の総意によって執行されたものであるという（同 第七号 昭和一七年七月三一日）。式終了後、直ちに学長以下代表が蓮華寺の墓前に向かい参拝した。

戦後はじめての法会は、昭和二四（一九四九）年六月六日、「学祖墓前祭」として執りおこなわれた（『東洋大学新聞』第五一八号 昭和二四年六月一五日）。

このように、六月六日の井上円了祥月命日の法要は遺言状第一類第八項の法会は「祥月ニ依ラズ」という遺言に反して、昭和の初め頃より恒例化し、現在に受け継がれている。その日の命名についても、創立四〇周年以降の「学祖の再認識」のなかで、漸次、一定の方向に固まったもので、これが定着したのは戦後新制大学になってからと推測される。

四聖祭（哲学堂祭）

以上みたように、法会と四聖祭は同日に午前と午後執りおこなうことが遺言の基本であった。いわばはじめから法会と四聖祭は別のものにして、一つの事柄であった。そのためやがて、法会と四聖祭とを含めて哲学堂祭と呼ばれるようになった。

第一回の四聖祭は大正八年一月二三日、東洋大学記念祝日に、四聖祭および墓参を兼ねて執りおこなわれた。午前九時より皇国殿において記念式がおこなわれ、九時三〇分より四聖堂において、釈迦祭が執りおこなわれ、境野哲、渡辺海旭が講演をおこなった。井上円了の喪中であるので式典等は簡素に執りおこなわれ、甘酒の接待などのち墓前に参拝し午後一時に散会となった（『東洋哲学』第二六編第一号 大正八年二月一〇日 五八一―五九頁）。

第二回は大正九年一月七日、法会のうち、午後一時より四聖堂において孔子祭がおこなわれた。土屋弘の祭文朗読、井上哲次郎の孔子に関する講演があった。

第三回は大正一〇年一月六日、午後一時より中島徳蔵のソクラテスを祭るの辞、井上玄一の祭文、ギリシャ代理公使コンスタンチニデイの祝詞があり、中島徳蔵・岡田良平の講演のうち、三宅雄二郎のソクラテスに関する講演があった。

第四回は大正一一年一月五日、午前一〇時三〇分より、ドイツ大使代理ミヘルゼンの祭辞のうち、得能文がカントの根本悪に就いて、桑木巖翼がカントの天才論と題して講演をおこなった。

大正一五年は市村瓊次郎の孔子に関する講演、昭和二年は三枝博首、井上哲次郎のソクラテスに関する講演、昭和四年は孔子祭、昭和六年は哲学堂で法会がおこなわれ、カント祭講演が一月二八日東洋大学講堂において、大島正徳の講演会としておこなわれた。昭和七年は釈迦祭にあたり、また東洋大学の根本精神に関する講演会も開催するということが、高楠順次郎が積尊出世の使命、柴田甚五郎が井上円了先生を憶ふ、中島徳蔵が護国愛理を講演した。昭

和八年は孔子祭にあたり、三宅雄二郎が孔子に就てを講演した。

以上が『東洋哲学』および所蔵している『東洋大学新聞』によって確認できる四聖祭の記録である。

哲学堂祭は財団法人哲学堂と東洋大学との協力のもとで、哲学堂の精神を普及することを目的としたものと考えられるが、財団法人哲学堂側と東洋大学との間で、何かと齟齬をきたしていたらしいことが指摘されている。また参会者が決まった一部の者だけで、単なる年中行事の一つになって、全学的な関心となっていないことが、「学祖の精神の高揚」期に一部で問題とされていた（愛沢恒雄「学祖の精神を高揚せよ」『東洋大学新聞』第一一八号 昭和九年二月一日）。

記念碑の建立

大正一五年二月二〇日発行の『東洋大学新聞』（第四号）に「予ねて本学創立者故井上円了博士の記念碑を大連市に建設の事に就いては関係各方面へ寄附募集のところ目下約三千五百円に達し早晚四千円を突破するであらう」として、現在最後の模型が作られており、それを大連に送付し起工に着手するはずであるという記事が掲載された。そして、その場所は東本願寺別院の境内に決定したとし、花崗岩の水磨きの立派なものができ上がる予定であると記している。竣工予定は三月中であるが除幕式は六月六日井上円了永眠の日におこなわれるだろうとしている。同日の別面に記念碑上部模型の写真（井桁の上に球を乗せたもの）が掲載されて、ほぼ完成したことが示されている。

大正一三、一四年当時東洋大学幹事であった常光浩然は「井上先生の墓」と題して『東洋大学新聞』（二五七号 昭和十三年八月三日）に寄せた一文のなかで、「丁度、私が東洋大学幹事であった時に、校友に諮って寄附金を集めて記念碑を建設した」と述べ、当時別院の新田神量が東洋大学出身であったことと、井上円了が大谷派出身であったため、別院境内に記念碑を立てることにしたと述べている。また、柳井正夫（大正一三年専門部第三科卒業）はその著『随

筆滿洲」(滿洲行政学会 昭和一七年)のなかで、「これは先生の門下生がその七周忌に当り建立したものの」(六八頁)と述べている。記念碑は常光浩然(大正三年専門部第一科卒業)が幹事の時に、井上円了の七周忌を記念して建設計画が立てられ、校友や学生などの寄附金によつて建設されたものといえよう。

予定どおり記念碑は竣工し、大連市若草山東本願寺別院境内の中腹に建立された。ここは大連市街が一瞬のもとにおさめることができる景勝の地であつた。除幕式は井上円了の七周忌祥月命日にあたる六月六日挙行された。東洋大学からは田中治六が代表として出席した。現地の東洋大学・京北中学出身者、仏教宗教会、新潟県人会、そして遺族総代土田忠二、杉野大連市長らが出席した。記念碑の表面には前田慧雲の筆で「井上圓了墓」と書かれ、裏面には内田周平の撰ならびに書になる墓碑銘が刻まれた。記念碑の大きさは間口一二尺、奥行一二尺、高さ一二尺五寸、円形の碑の直径二尺七寸であつた(「井上円了先生七周年記念絵はがき」 故井上円了先生記念碑建設会発行)。

常光浩然は昭和一三年七月三日大連に着き、井上円了の墓に参詣した時の墓の様子を「途中の道は未だ十分に手入れをしてなく、灌木が生ひ茂つてゐる」「お墓の塋域や玉垣が破損して是非之を修復せねばならぬと思つた」(前掲「井上先生の墓」と述べ、その四年後に尋ねた柳井正夫も「この偉人の墓は亦一名所たるを失はぬ。然るに参詣する人も果して如何なる人の墓所たるかを知らず、たゞ一介風変りの墓石がある如く見過して居るらしいのは洵に遺憾といはざるを得ない。当院の新田輪番在職中は靈域も朝夕清められてゐたが、師の転じたあと、今日では雑草生ひ茂るに任せ墓域も次第に破損しつゝある」(前掲「隨筆滿洲」 六九頁)と報告し、修復の必要性を校友ならびに大学に訴えた。しかし、すでに日中戦争のさなかであり、戦後は長く日中間に国交がなかつたことを考えれば、荒れるにまかせるしかなかつたといえよう。現在、東本願寺跡は外語学院になつてゐるといふ。

第四章 教育の刷新と学科の新設

第一節 私立東洋大学の学制

一 教員無試験検定の再許可

無試験検定許可申請

哲学館事件後、井上円了の教育方針は「独立自活の精神」をもって、文部省の干渉を許さな
い「純然たる私立学校」を開設するにあつた。しかし、すでにみたように（本編第一章第二節

一参照）、明治三七年一〇月以降、無試験検定再申請の動きが講師、出身者を中心として起こつてきた。井上円了の考
えは無試験検定の取消を受けた学生たちのために、再許可申請は忍び難しというものであつた。しかし、哲学館大学
はもはや個人的な思惑によつて左右されるものではなく、日本の高等専門教育を担う機関として一定の位置を占めて
おり、したがつて、組織的な確立が要請されていた。三七年一〇月以降の再申請要求のなかで起こつた哲学館大学革
新運動を契機に、三八年一二月には学長井上円了の退隠が表明され、後継学長として前田慧雲が指名された。三九年
六月には私立東洋大学と改称し、同年七月、財団法人組織となつた。新学長前田慧雲にとつて、無試験検定の申請は
哲学館事件の決着をつける意味でも、また、財政面で入学者の増加をはかる意味においても、学長就任以来早急に処

理すべき懸案事項であつたと考えられる。哲学館は、三八年九月の段階で無試験検定の特典付与を出願していたが（『修身教会雑誌』第二二号 明治三八年九月二日 一五六頁）、現在、その間の事情を示す資料は申請書を含めて残っていない。ただ許可書と文部省普通学務局長から東京府知事に出された通牒（『資料編 Ⅰ下』一〇三—一〇四頁）が残されている。それによると、無試験検定許可申請書が私立東洋大学長文学博士前田慧雲により、文部大臣牧野伸顕宛に提出されたのは、明治四〇年四月三〇日であつた。これに対し早くも同年五月一三日、大学部第一科・第二科、専門部第一科・第二科卒業生に関し無試験検定の取扱が許可された。同年五月一七日の文部省普通学務局長より東京府知事宛通牒において、「本件ニ関シテハ凡テ貴庁ヲ經由スヘキ筈ニ候ヘ共特ニ至急ヲ要スル事情有之候ニ付直接当該学校ヨリノ願出ニ対シ直ニ許可相成候」と追て書がなされている。「特ニ至急ヲ要スル事情」とは何か、文部省側にあつたのか、東洋大学側にあつたのかこれらをうかがわせる資料も管見に入らない。学長・組織・大学名称の変更さらに中等教員の需要の増加とが無試験検定再許可を可能にしたのではないかという推測を記すにとどめることにする。

大学部第一科卒業生は修身科、第二科卒業生は国語漢文科、専門部第一科卒業生は修身科・教育科、第二科卒業生は修身科・国語漢文科につきそれぞれ無試験検定の許可が与えられ、四〇年開始の第一学年生よりその取扱を受けることになった。

中等教員の需要

ここで、中等教員無試験検定の背景として、中等教員の資格構成と需要の増加をみておくと以下のとおりである。中等学校（中学校・高等女学校・師範学校）の学校数および在学生徒数は、明治三〇年代から大正期にかけて著しい増加を示した。明治三〇年から大正五年までの二〇年間を見ると、中学校が一五七校から三二五校（生徒数五万二、六七一人から一四万七、四六七人）、高等女学校が二六校から三七八校（生徒数六、七九九人から一〇万一、九六五人）、師範学校が四七校から九二校（生徒数八、八三〇人から二万六、三〇七人）

と急激な増加をみせている（数値は『日本近代教育史事典』による 平凡社 昭和四六年）。生徒数の全体は二七万五、七三九人である。これに対して、中等教員の供給は中学校が二、二〇〇人から六、七〇二人、高等女学校が三二〇人から四、七五八人、師範学校が七二〇人から一、六六五人であり、全体としてみると三、二三〇人から一万三、一二五人と約四倍に増加している。

中等学校の教員の資格を見ると、明治三〇年には中学校で有資格者五六・三八%、高等女学校で五一・八八%、師範学校で七九・四四%であったのが、明治四〇年には中学校で七一・六九%、高等女学校で六三・二一%、師範学校で八五・八七%に達している（『日本近代教育百年史』第四巻 一四三四頁）。そして大正五年にはそれぞれ約八〇%、七〇%、九〇%に達し、無資格教員の比率がこの一〇年間で半分近くに減少している。

有資格教員には、検定を要しない者（教員養成機関の卒業者）、無試験検定による者、試験検定による者があった。明治四〇年では有資格教員六、一五五人のうち、検定を要しない者が三一・一五%、無試験検定による者が二八・五三%、試験検定による者が四〇・三二%であったが、大正五年にはそれぞれ三六・二八%、三一・一一%、三二・六一%となつて試験検定の割合が低下し、検定を要しない教員養成機関卒業者と無試験検定による者が増大している。教員養成機関卒業者は無資格教員を含めた全体でみると、明治四〇年には二二・三二%、大正元年には二四・八一%の割合を占めていたにすぎない（同 一四三六頁）。特に中学校では教員養成機関卒業者の占める割合は低く、無試験・試験検定によるものが明治四〇年で七九・八七%（三六・三〇%＋四三・五七%）、大正元年で七四・三九%（四〇・〇八%＋三四・三一%）を占めている（同 一四三八頁）。中学校では検定による教員が圧倒的に多くを占めていたことがわかる。そして、中学校の有資格教員のうち、無試験検定による者が、明治四四年以後、試験検定による者よりも多くなつており（大正後半以降、高等女学校・師範学校でも無試験検定による者が多数を占めるようになる）、無試験

検定の指定学校・許可学校の中(等)学校に果たした役割の大きかったことがわかる。中等学校教員の需要の増大に對して、教員養成機関は高等師範学校の増設拡充、臨時教員養成所の設置等の対策をとったが、増大する需要に十分な供給をなし得なかった。ここに検定制度、とりわけ無試験検定の果たした大きな役割があり、私立東洋大学を迎える条件もあつたのである。

二 私立東洋大学の学制

私立東洋大学学則の制定

私立東洋大学と名称変更した明治三十九年六月時点では、私立哲学館大学学則(明治三十九年六月改定)を基本的にはそのまま受け継いだ。『五十年史』も「学名変更に伴ひ学制の改革等は別段無かつた」(二二二頁)としている。現在ある私立東洋大学学則(資料編 I上 二二二—二二二頁および四〇年六月改定版)はその施行日を「明治三十八年四月一日施行」としているが、この日付は私立哲学館大学学則の三十八年改定学則の施行日と推測される。したがって、私立東洋大学学則は三十八年四月改定および六月改定の哲学館大学学則をそのまま使用し、それに若干の改定を加えて成つたものと考えられる。

私立東洋大学学則は第一章総則第一条の目的規定において「本学ハ哲学文学其他高等ナル學術技芸ヲ教授スル所トス」と、三六年一〇月の哲学館大学学則にはない「學術技芸」が挿入されているが、これは三十八年四月の改定学則において挿入されたものであろう。いま、三十八年四月の哲学館大学の改定学則の要点と照らし合わせて、私立東洋大学学則において改定された部分を見ると以下のとおりである。

大学部第一科第二科、専門部第一科第二科とも学科課程はほとんど変更はない。授業料は哲学館大学改定学則が第一学期八円七五銭、第二学期八円七五銭、第三学期七円五〇銭、計二五円としていたのを、第一学期一〇円、第二学

期一〇円、第三学期七円五〇銭の計二七円五〇銭と改定した。三八年改正学則（本編第一章第一節三参照）の講習科（本科講習科・高等講習科・中学講習科）を廃して、聴講者規則を設けた。聴講者を普通聴講者と特別聴講者の二種とし、普通聴講者は「学級ヲ定メテ」聴講する者、特別聴講者は「何レノ級ヲ問ハズ随意ノ学科」を聴講する者とした。普通聴講者は手数料として二円、聴講料として大学部・専門部と同じ二七円五〇銭を納めるものとし、特別聴講者は手数料一円、聴講料として一科目に付一学期二円とした。館賓・館友は手数料不用とした。聴講者で学年試験に応じた場合、その成績により本科第二種生に編入することがあるとした。これは、三六年一〇月制定の聴講生規則、および三八年改正の本科講習科の規則——館賓・館友を聴講生の基本としていた——をより一般的な聴講制度に近づけたものである。

明治四〇年六月一日に、無試験検定取扱許可にともない、第一章総則に第八条を追加し、その旨を条文化した（『私立東洋大学学則』改定版 五頁）。またその関連で第四章「入学、在学、及退学」の第六条に「第六条ノ二」を追加し、無試験検定を受けることのできない者（専門部卒業生の大学部四年編入生など）を確認した。第八章研究科の第八条で、卒業論文を審査し学力相当と認めたる者に「哲学士」の称号を認許するとなっていたのを「東洋大学文学士」と改めた（同 二〇頁）。

附属中学講習科・私立

東洋高等予備校など

明治四〇年五月七日、東洋大学附属中学講習科が開講された。これは中学校に入学受験しようとする者のために、中学校第四・五年程度の学科を教えるものであった。学科は国語（一週授業時数三） 漢文（同二） 英語（同七） 数学（同七） 歴史（同二） 地理（同二） 博物（同三） 化学（同三） 図画（同二）であった。入学金一円、授業料一カ月一円五〇銭、授業は京北中学校教員が担当した。期間は一年間でいつでも無試験で入学を許し、中学講習科卒業の者には、東洋大学本科第一年へ第二種生として無試験入学を許

すとした〔資料編 Ⅰ上〕二七九頁。生徒募集広告からすると、翌年も開講されたとみられる〔修身〕第五卷第五号 明治四年五月一日 広告。この中学講習科は東洋大学学則の附則第三条において、「本学第二種生トシテ入学セント欲スル者ノ為ニ中学程度ノ学科ニ就キ講習ヲナスコトアルベシ」に応ずるとともに、さきに廃止された中学講習科を別置したものであろう。

また、海軍兵学校・海軍機関学校・中学校上級等に入学しようとする者のために、中学夏期講習会が四〇年八月一日より三一日まで予定された。その内容は、日曜を除く毎日午前七時より四時間で、英語八時間、数学八時間、物理化学四時間、国語漢文四時間とするものであった〔東洋哲学〕第一四編第七号 明治四〇年八月一日 広告。

また、中学講習科とは別に、明治四一年に、中学校第四年級に入学志望者のために、三回の講習が開講予定された。第一回（第三年程度）は一月一日より三月二五日まで、第二回（第四年程度）は四月一日より七月二五日まで、第三回（第三年程度）は九月一日より明治四二年三月二五日までの予定であった〔修身〕第五卷第二号 明治四一年二月一日 広告。

明治四一（一九〇八）年四月八日、東洋大学内に前田慧雲を校長として、私立東洋高等予備校が開校された。その生徒募集広告によると〔資料編 Ⅰ上〕二八三頁、中学卒業生で高等学校、高等商業学校、その他専門学校への入学志望者に、受験準備のための教育をおこなうとしている。学科目は英語、数学を主として国語、漢文、歴史、地理、博物、物理、化学等をあわせ教授するとしている。これは高等講習科廃止にもなう処置であろう。この年しか広告がみられないところからすると、実際に予定の入学者があつたとしても、この年のみで閉校されたのではないかとみられる。

『新中学講義』の発行

中学講義録は明治二七年中学講習会のもとで、通信教育の教科書として、内容を修正増補しながら継続され、中等教育の普及に貢献して来た(第一編第三章第四節三参照)。東洋大学となつてそれを受け継ぐとともに、編輯を一新し書名を『^式新中学講義』と改め、明治三九年一月五日第一号を発刊した。新たに法制、経済、簿記を加え、また雑報欄を設けて内外の新しい学術を紹介し、講師執筆陣を中学教育の経験豊富な学士・知名の大家に委嘱し、日常必須の高等普通学(中学全科)を通じて教授した。講師は松平次郎吉(修身) 渡辺良法(国語) 大村欣一(漢文) 大谷正信・広井辰太郎(英語) 山口浩義(歴史) 吉田貞一(地理) 今村猛雄(地文・博物・化学) 萩与可(算術) 宮田耀之助(幾何) 北山寂(代数) 杉谷佐五郎(物理) 長野剛(法制) 星野米(経済) 柴崎恒信(図画) 渡辺水太郎(簿記)であつた。

この新講義録の発行にともない私立東洋大学附属中学校校外生規則を制定した(『資料編 I上』二八〇―二八二頁)。中学全科を初学年と後学年に分け、毎月二冊の講義録を五日と二〇日に発行し二年間で修了する課程であつた。両学年とも毎年一月五日に同時に第一号を発行した。入学金は二〇銭で、月謝は一カ月四〇銭、一年では四円二〇銭であつた。全一年間を通読した者には各学年ごとに通読証を授与し、両学年の通読証を有する者は全卒業試験を受けることができ、両学年に合格した者はその成績により東洋大学第一年度第二種生への無試験入学が許された。

明治四〇年一月五日、『師範科講義録』の第一号が発行された。その発行趣旨(『修身』

第四卷第一号 明治四〇年一月一日 広告)によると、その趣旨は「学ぶに時なく問

ふに処なきものゝ為に本講義録を発刊し、検定試験に応ずるに十分なる学力を養成し、兼て教職に在るものゝ師友たらしめんとする」ことであつた。それは具体的には四一年四月からの義務教育年限の延長(四年から六年)、就学児童の増加により、小学校教員がますます不足している現状で、全国六十有余の師範学校だけではその需要を満たすこと

ができず、小学校教員検定試験によつてその急要を満たしていかざるを得ないからであつた。また、教員の職にある者も、より一層の研究を積み学力増進をはかつていかなければならない。そこで検定試験を受けようとする独学自修者や学力増進をはかる教員の参考に応ずるため、師範学校の課程に準拠した『師範科講義録』が発行された。

明治四一年六月改正の師範科校外生規則（『資料編 I上』二八三―二八六頁）によると、「本講義録ハ師範学校ノ課程ニ基キ通信ヲ以テ小学教員タルニ要スル学科ヲ教授シ兼テ教職ニ在ルモノ、学力ヲ補習セシムルヲ以テ目的トナス」（第一条）とし、学年を初学年、後学年に分け、毎月二回（五日・二〇日）講義録を発行し満二カ年で修了するとした。講義録の科目は初学年が修身（人倫道德の要領） 国語（講読・文法） 歴史（日本歴史） 算術（開立まで） 物理、教育（教育原理・心理・論理・近世教育史の概要） 習字（楷・行・草・仮名） 体操（普通体操） 地理（日本地理） 幾何（平面） 博物（植物学・動物学） 図画（毛笔画） 漢文（講読） 英語（文法・訳解） であり、後学年は修身（同） 国語（講読・文学史の概要） 歴史（外国歴史） 幾何（立体の初歩まで） 簿記（諸帳簿の用法・予算表決算表の製作等） 博物（人身体理・鉱物） 音楽（理論・教授法） 英語（訳解） 教育（教育原理・各科教授法・管理法および教育法令） 漢文（講読） 地理（外国地理・地文） 代数（対数・複利まで） 化学（概要） 法制経済（帝国憲法の概要・日常生活に適切なる法制上経済上の事項） 体操（兵式体操） 図画（用器画概要） であつた。

入学金は二〇銭、月謝は一カ月四〇銭で三カ月・半年・一年分前納者にはそれに応じた割引があつた。入学金も月謝の半年分前納者には半減、一年分前納者には全免、また団体申込者には五名以上を半減し、一〇名以上を全免するとした。また特典を設け、初後両学年の試験に合格した者はその成績により東洋大学第一年度第二種生へ無試験で入学を許すとした。そして、小学校教員・軍人には入学金を免除し、校外生で東洋大学開設の夏期講習会に入る者には講習料を半減するとした。習字は毎月二回担任講師が無料で添削するとした。全一年通読した者に読了証を授与し、

両学年の読了証を有する者は卒業試験を受けることができ、合格した者には卒業証書を授与するとした。

各科目の講師は初学年度を見ると、井上円了(修身学) 渡辺良法(国語講読) 境野哲(歴史) 宮田耀之助(幾何・算術) 杉谷佐五郎(物理学) 古沢藤市(体操) 田中治六(教育学) 沼波武夫(国文法) 大村欣一(地理) 今村猛雄(植物学・動物学・農業) 平子尚(図画) 松平次郎吉(英語) 立柄教俊(教育学) 吉田貞一(漢文) 小林辰蔵(習字) であった(『東洋哲学』第一五編第一号 明治四十二年一月一日 広告)。

『普通商科講義録』の発行

と東洋大学出張講演

『普通商科講義録』はその発刊の趣意書において、商家の店員となっている者の多くは尋常小学校または高等小学校を卒業して、小僧として奉公して実地の商業見習をしており、またその方が実際の役には立つようであるが、しかし、「今の世は日進月歩の競争世界であつて、殊に競争の尤も激烈なる商界に投じて、立身せんとするには、時代に適應するの知識学問が必要である」と述べている。しかも、「講義録の如く統一した知識を得る」必要があり、これからは小学校卒業だけでは不足であると述べている(『修身』第五卷第五号 明治四十二年五月一日 広告)。このような趣旨で商店、銀行、会社などで学校に通う暇のない人に、立身の途を開くため『普通商科講義録』の第一号が明治四十二年五月一〇日、実業界の賛同を得て発行された。

この講義録は「尋常小学又は高等小学二年卒業位で商家へ奉公して居る人の為に乙種商業学校及び甲種商業学校予科の程度の学科を通信によつて教授する」ものである。教授する科目は修身、国語、作文、習字、算術、地理、博物、簿記、商業要項、英語の一〇科目で、その他に科外講話として、学者や商業界の名士の講話を掲載するものとした。発行は毎月二回(二〇日と二五日)で、満一カ年で完結するとした。入学金は二〇銭で、月謝は一カ月四〇銭であった。また三カ月、半年、一年分に応じて割引があった。五名以上・一〇名以上の団体申込者には入学金を半減・免除した。作文は添付の作文練習紙によつて添削し、習字も月二回は無料で添削するとした。通読者には読了証を授与

し、大学での試験に合格した者には卒業証書を授与するとした。

明治四一年七月一九日、東洋大学出張講演の第一回が白木屋呉服店で開催された。中島徳蔵が「商業魂」についての講演をおこなった〔修身〕第五卷第八号 明治四一年八月一日 一―八頁。白木屋呉服店で第一回の出張講演がおこなわれたのは、一カ所で多数の商科校外生がいたからである。第二回は九月二〇日松屋呉服店において、同店の商科校外生に対して高島平三郎が「修養」と題して講演をおこなった〔同 第五卷第一号 明治四一年一月一日 一―一頁〕。その後、松屋呉服店において、中島徳蔵の「時代の要求」(一月一九日)、井上円了の「商業道德に就て」(四二年一月二二日)、高島平三郎の「家庭の話」(四二年)、中島徳蔵の「心内の賊」(同年)、井上円了の「如何にして伊藤公を活すべきか」(同年)、高島平三郎の「自助の話」(四三年)、村上專精の「大胆と小心」(四四年)、中島徳蔵の「忠実一心」(同年)等の講演が開催された。

明治四五年度の学科改正

明治四五年一月、東洋大学は「東洋大学々科改正に就いて特に仏教家諸君に稟告す」〔資料編 Ⅰ上〕二五九―二六二頁を發表した。これは専門部第一科(倫理、哲学、教育、英語が

中心)の学科を改正して、社会感化救済事業に従事する者を養成しようとするものであった。前記稟告によると、その趣意は時代の趨勢は理論より實際を重んずる傾向になって、仏教界でも「古聖大徳の遺業を復活して、感化救済に関する各種の實際的活動を為さんとする気運」が生まれて来た。これは東洋大学が創立以来の教育方針として来たもの、すなわち「学者の養成に非ずして、實際的人物の産出」の方針が切実なものとして社会に顕現して来たのであり、この時代の要求に対応して、現在に甘んずることなく一歩すすんで哲学諸科の応用方法を講ずるため、「社会教育感化救済事業に関する各種の知識を与ふる」新計画を立案したものである(同 二六〇頁)。そして、将来を見るに、「一般哲学的素養あるものの活動すべき舞台は、一般社会教育感化救済事業の方面に在ること疑ふべからず、又国家が此種

の人に求むる所も此に在るが如し、而して本学の出身者は、其の素養に於て之に応ずる最も適當なる資格あるものなり」(同)として、東洋大学卒業者をこの「新活動の途」に就かせるために計画されたものであると述べている。稟告はさらに、この社会教育感化救済活動は一派の活動ではなく、仏教界の一致した行動でなければならぬとし、それを可能にするのは学科組織上からも、その創立以来の歴史からみても「仏教各宗の最も適當なる共通教育機関たるべき理由ありと信ず」(同)る東洋大学の責任であると述べ、その自覚から他に率先してこの新計画を発表したと述べている。

専門部第一科に新たに生理衛生と弁論を加えた。生理衛生は第一年、第二年が生理衛生という科目のもとに、人身生理および個人衛生を学び、第三年が社会衛生学という科目で町村・学校・会社などの公衆衛生を学び、教育病理学という科目で精神障害者、少年犯罪者の研究および治療感化の方法を学ぶ課程となっている。弁論は教育者・宗教者に必要なものであることは明らかであるとし、他校に例をみない正科としてこれを教え、第三年に弁論学および実習を置き、加藤熊一郎(咄堂)を主任講師として招いた。また教育に第二年で応用心理学を加え、教育および布教に利用できるようにした。第三年で社会教育を加え社会教化のほか、感化救済事業の原理、実際および各国制度の比較、慈善事業の歴史を教えるとした。また教育にある教育学は特殊教育学として、非行少年、精神障害児教育も授けるものとなっていた。

国語漢文は第一・二年までとし、従来あった第三年の国語漢文の授業および歴史(第二年次東洋歴史)を廃した。これは他の科目を増やしたので、負担を軽くするためと、第一科の中等学校無試験検定科目と直接関係しないためであろう。哲学の第三年に社会学を加えた(同 二六一―二六二頁)。

この専門部第一科の授業内容の改正は、大正一〇年の社会事業科(夜間)設置の先駆けとなったものといえよう。

専門部第一科改正学科表 (明治45年)

合	弁	英	生	法	哲	漢	教	倫	
計	論	語	理	制	学	国	育	理	
二		六	一		六	七	四	四	第
八		文	生。		印西論哲	漢国	心教	西東実	一
		法、講	理。		度洋学	文文	理育	洋洋踐	年
		読	衛。		哲学概	講	学史	倫倫道	
			生。		学史論	読法		理理德	
二		六	一	三	四	四	六	四	第
八		講	生。	法。	印西	漢	応。教教	西東実	二
			理。	制。	度洋	文	心。育育	洋洋踐	年
		読	衛。	經。	哲学	講	理。学学	倫倫道	
			生。	濟。	学史	読	学。学史	理理德	
三	二	六	二		七		九	四	第
〇	弁	講	教。社。		社。印支西		社。実教教	倫東実	三
	論。		育。会。		度那洋		会。地	洋洋踐	年
	学。		病。衛。		会。哲哲		教。授	理倫道	
	及。		理。生。		学。学学		育。業法	学史德	
	実。		学。学。				学。学学		
	習。	読							

(『資料編 I上』261頁)

なお、資料的には何年からか明確にできないが、大正七年の学則（『東洋大学一覽』大正七年度）では、大学部第一科・第二科においても、弁論の学科目が置かれ、第四年次に弁論学および実習が課せられている。

専門部第一科の改正学科表は前頁に示すとおりである（○印が新設科目）。

教員組織

明治四〇年四月一日より新学期が開始されると同時に、大学部第四年を開設することになった。特に旧哲学館の得業生に対しては、無試験で第二種生として第四年に編入を許すことになった（『修身』

第四卷第二号 明治四〇年二月一日 一六頁）。そして第四年の開設にあたり哲学、宗教関係の講師を重点に新たに招聘し各学科の担当を次のように決定した（『東洋哲学』第一四編第五号 明治四〇年五月一日 五九一六〇頁）。

認識論	今福 忍	哲学概論	田中 治六	印度哲学	齋藤 唯信
経済	生木政之進	教授法	立柄 教俊	印度哲学	境野 哲
印度仏教史	荻原 雲来	漢文	土屋 弘	国語	菊池 寿人
英語	大谷 正信	倫理学・西洋倫理史	中島 徳蔵	論理学	紀平 正美
梵語	大宮 孝潤	宋学・漢文	内田 周平	哲学史	北沢 定吉
国語・国文学史	尾上 八郎	法制	山脇 貞夫	教育学	溝淵 進馬
英語	上条 辰蔵	教育史	八木 光貫	基督教史	三並 良
漢文	桂 五十郎	実践道徳・印度哲学	前田 慧雲	禅学	釈 宗演
印度哲学史	高橋順次郎	英語	松浦与三松	国語	下村 英
支那倫理史・支那哲学	高瀬武次郎	言語学・国語学史	藤岡 勝二	英語	広井辰太郎
東洋史	高桑 駒吉	時文	黄 瀛	国語	杉 敏介
心理学	高島平三郎	社会学・周易	遠藤 隆吉	国語	鈴木 暢幸
英語	辰巳小次郎	日本倫理史・支那文学史	有馬 祐政		
美学	滝村 斐男	漢文	足利 衍述		

新講師は今福忍、生木政之進、荻原雲来、大宮孝潤、高橋順次郎、辰巳小次郎（二〇年ぶりに出講）、滝村斐男、立柄教俊、黄瀛、三並良、釈宗演、下村英であった。

四一年四月には有馬祐政、尾上八郎、渡辺又次郎が辞し、古城貞吉（支那文学史・時文）岡田実麿（英語）山内正瞭（経済）三島復（王学）が新講師となり、東敬治（漢文）が再び出講した。なお、この年第一回の大学部卒業生が出て、近藤寿治、飯田堯一、島津伝道、佐々木祐定、石見童華、田中敬が研究科に入った。四二年は補永茂助（日本倫理史・英語）田中義能（教育学）得能文（西洋哲学史）杉程次郎（経済）梅谷興一（英語）が、四三年は石川義昌（経済学）島地大等（印度哲学）鈴木宗突（宗教学）が新たに講師となった。四四年は垣内松三（国語）淀野耀淳（認識論）高桑駒吉（東洋史）宇野哲人（西洋倫理史・支那哲学）大島正徳（哲学概論・論理学）渡辺海旭（印度哲学史）藤村作（日本文学史）西郷陽（法制）が講師に就任した。

第二節 日清高等学部

一 清国末期の教育状況と清国留学生

清国末期の教育事情 と留学生政策

東洋大学は明治三九年（一九〇六）年七月、日清高等学部を設置して清国留学生の速成教育をはじめたのであるが、はじめに、最盛期には八千人以上ともいわれる大量の清国留学生が日本にやって来た背景についてふれると以下のとおりである。

アヘン戦争（一八四〇—四二年）やアロー戦争（一八五六—六〇年）の敗北によって、ヨーロッパ列強の侵略・収

奪の場となった中国は、国内的にも太平天国の乱（一八五二―一八六四年）にみられるような諸矛盾をかかえていた。太平天国の乱の弾圧で西歐人傭兵の持つ軍事・機械技術の優秀さを知った清朝の開明派官僚たち（洋務派）は武器製造所や造船所、製鉄所などを作り、そして、これら近代科学や軍事技術などを導入するに必要な人材養成のため、外国語学校や陸海軍の学校などを設立した。またヨーロッパやアメリカに留学生を送り、これらの技術を修得させた。しかし、これらの近代技術を導入しようとした学校は科挙制度を頂点とする中国の教育体制とは全く無関係に、支配体制を補強するために作られたもので、中国の学校制度を変革するものではなかった。

日清戦争（一八九四―一八九五年）で日本に敗れたことは洋務派のこの運動が失敗であったことを示し、中国の教育近代化を推進する契機となり、日本留学運動をすすめる機会となった。中国は、日本の勝利の背後には教育の普及と法による政治があるとのみたのである。康有為や梁啓超などによって指導・展開された変法自強運動は中国を富強化するために、政治・経済・社会・文化などあらゆる面で、国家制度の抜本的改革（変法）が不可欠であるとし、政治改革とともに教育改革（興学）・近代教育制度の導入が主張され、そのなかで、近代的な学問技術を担う人材を早急に養成するため、外国特に日本に留学生を派遣することが強調された。

康有為・梁啓超らは、列強の中国分割の危機が強まるなか、明治三一（一八九八）年六月の光緒帝による戊戌改革により、国政の徹底的な改革を推進しようとしたが、同年九月の西太后らの保守派のクーデター（戊戌政変）によってその改革は挫折し、彼らは日本に亡命した。しかしその保守派の清朝政府も、明治三二年の義和団事件で八カ国連合軍の北京占領という事態を招き、列強に屈して辛丑条約（一九〇一年）を結び、政治改革・教育改革を実施せざるを得なくなった。

明治三十一年五月、駐華公使矢野文雄（竜溪）は総理衙門に対して留学生の教育を二〇〇名に限って日本の経費で受

け入れる旨の申し入れをおこなった。そこには日本の大陸進出の足がかりを作っておこうとする意図があり、近衛篤磨（東亜同文会）などもさかんに日本留学を説いた。これに対し総理衙門はその具体案を作成し、留学生派遣の準備に入ったがさきにみた政変により挫折した。しかしこの計画は保守政府に受け継がれ、翌三二年日本への留学生派遣が清国政府の国策として正式に成立した。

さらに、西太后が明治三四年一月、内外大臣および各省督撫に対して改革案の提出を命じ（変法の詔）、提出された改革案の多くも政治改革には教育改革の実施が必要とするもので、なかでも張之洞らは教育改革の具体案を建議し、そのなかで日本への留学生派遣を重点施策としてあげた。すでに張之洞は明治三十一年三月『勸学篇』を著わし、日本留学・日本書籍の翻訳を強く勧めていた。この著作は六月には上諭により各省に頒布された。

張を含めた知識人一般の日本留学についての考え、すなわちその有利な点は、日本は西欧の重要なものをほとんど学び消化しているので、日本の学んだ西欧の学問を日本で学ぶ方が少ない時間でより大きい効果をあげることができ、日本文の方が学習しやすいこと、風俗習慣が似ており留学生生活に便利であること、日本と距離も近く費用も安くすみ何かと都合のよいことなどがあげられ、日本留学の方が欧米留学よりも、簡便に速成で必要なものを早急に学ぶことができるというものであった。つまり、日本留学は日本文化を学ぶのではなく、西欧文化を日本において簡便に速成的に学び、急用な中国近代化に役立てようとするものであった。

清国政府は教育改革に着手するとともに、各省に対して学生を選抜して日本に留学生を派遣することを命じた。中国は明治三七年、奏定学堂章程を制定公布し近代学校制度を成立させ、三八年科挙制度を廃止し、日本の文部省にあたる「学部」を創設し、近代学校教育の普及、整備をすすめた（さねとうけいしゅう『増補版 中国人日本留学史』くろしお出版 一九七〇年、阿部洋『中国の近代教育と明治日本』福村出版 一九九〇年を参照）。

清国留学生の増大と

留学生教育の諸学校

日本への留学は日清戦争後の明治二九年、清国政府が一三名の官費留学生を派遣したのには留學生教育の諸学校　じまる。彼らは総理衙門で選抜試験を受け、合格して派遣された一八歳から三二歳までの人たちであつた。

駐日清国公使裕庚が外務大臣兼文部大臣の西園寺公望に依頼し、西園寺が東京高等師範学校長の嘉納治五郎に、一三名の教育を一任した。嘉納治五郎は神田三崎町一丁目に一戸を借り、学校兼寄宿舎とし日本語、日本文および普通科の教授をおこない、理科や体操は東京高等師範学校で教えた。

そして明治三二年、日本語を正科とし化学、物理、数学などを副科とする三年間の教育を終え、七名が卒業した。この学校は同年一〇月、亦楽書院と名称され、さらに明治三五年一月牛込西五軒町に移転し、弘（宏）文学院と改称した。これは速成（一カ月、六カ月、八カ月）中心の教育をおこなうものであつた。なお、同院は明治四二年閉鎖となつたが、入学許可者は七、一九二名、卒業生は三、八一〇名であつたという。

このほかにその初期から中国留学生の教育をおこなつた学校をあげると次のとおりである。

日華学堂——高橋順次郎によって、東京本郷に明治三一年開設され、浙江省派遣の求是書院生四名の教育を引き受けた。修業年限一年の普通科および二年の高等予備科を置いて、専門学校や帝国大学への進学予備教育をおこなつた。

成城学校——明治一八（一八八五）年文武講習館として開設され、翌年成城学校と改称され、陸軍の学校への予備教育をおこなうのが目的であつたが、明治三一年留学部を開設し中国人留学生の教育もおこなうようになった。修業年限一年半。参謀本部の宇都宮太郎や福島安正らが陸軍留学生を日本へ送る必要を中国側要人に説いたのが、この留学生派遣のきっかけとなつた。昭和一二年まで続き、卒業生のみで一、三三六名を数えた。

東京大同学校——戊戌政変により日本に亡命した梁啓超が、亡命学生を收容するため明治三十一年牛込東五軒町に開設した。のち小石川の伝通院そばに移転、校名を清華学校と改め、犬養毅を校長にしていた。翌年四月には東亜商業学校と改称した。

清国日本留学生は義和団事件後、急速に膨張する。それは清国における学校建設、教員養成がすまず、人材養成を日本留学にたよらざるを得なくなり、留学帰国者に対する奨励策を清国政府がとつたからである。また明治三八年科挙制度の全廃により、人材登用が新しい学校教育のなからからおこなわれるようになり、中国国内では学校・教員とも不足し、日本留学がその代わりの役割を果たすことになったからである。

中国人留学生は明治三十一年以来、年々増加してきたが、この明治三八年（日露戦争勝利後）には八千人、三九年のピーク時には一万人を超えたといわれる。このような大量の留学生のなかには、男子のみでなく、「纏足」の女子も子供も老人もおり、一家留学・一族留学もあつたという。学力も身分も種々雑多で、小学校程度の教育から大学程度まで各種の教育を受けに來たといわれる。

そして、これら留学生を主として受け入れたのが、東京の私立学校であつた。いま、主な私立学校とその設立年、修学年をあげると以下のとおりである。

経緯学堂——明治三十七年九月明治大学の別法人として開設された。修業年限は普通科二年、高等科一年、速成科六カ月から一カ年であつた。明治四十三年一二月に閉鎖した。

法政大学法政速成科——明治三十七年五月に開設した。修業年限一年半。明治四一年四月に閉鎖した。

早稲田大学清国留学生部——明治三十八年九月に開設した。速成教育に反対し、修業年限は予科一年、本科二年の三年制とした。明治四十三年に閉鎖した。

その他の私立学校として、東京同文書院（明治三四年）振武学校（明治三六年）東斌学堂（明治三八年）などがあつた。また、実践女学校は明治三四年女子留學生の教育をはじめた。

二 日清高等学部の開設

日清高等学部仮開学式

日清高等学部は哲学館大学学則第一章総則第二条の学則変更により、別科として設置された。すなわち、明治三十九年（一九〇六）年五月一四日哲学館大学より文部大臣宛学則変更認可申請書が提出され、同月二九日認可された（資料編 I上二七三―二七四頁）。そして同年六月二八日、私立東洋大学と名称変更したので、日清高等学部は東洋大学が開設することになり、予定では第一学期を六月一五日より開始するはずであったが、七月二日より授業を開始した。授業開始にあたり、七月一日仮開学式をおこなった（『東洋哲学』第一三編第六号 明治三十九年七月一日 四六一頁）。式上、学長前田慧雲は次のような訓示をおこなった。

我が東洋大学は、井上円了博士が、西洋の哲学、西洋の科学を以て、東洋の道德思想を發揮せんとして設立せられたもので、……今日に於ても本大学の主旨は、創立当時と少しも変らず、矢張西洋の学問を以て東洋の道德、即ち東洋に於ける聖賢の遺旨を發揮せんとするに在ります、今回開設致しました日清高等学部には、高等法政理財科、高等師範科、高等警務科等と種々に科が分れ居りますが、教育の主眼は、前述の東洋の学を普及するに外ありませぬ、……今回諸君を教授するにも、成るべく着実に、成るべく綿密に、在学諸君に及ぶ限り十分の知識を与へ、道德の觀念を深からしめんことを期して居ります、故に在学諸君も能く此の旨を体し、学則を厳守し、成るべく欠席せざるやう、誠意勉強せられんことを希望します、……卒業後帰国して各其の事業に当るには、規律厳守と云ふ事は最も必要な条件であります、其れ故在学中より其の習慣を附けて置くことは極めて必要であります、規則厳守と云ふ事は重ね々注意せられんことを深く希望致して置きます。

（『資料編 I上二七四頁』）

ここで、学長前田慧雲がくどいように規則の厳守を述べているのは、前年三八年一月二日文部省が清国政府の留学生の急進化（反清朝革命運動）を恐れた申入れにより、「清国人ヲ入学セシムル公私立学校ニ関スル規程」を制定公布し、この規程に対して留学生の反対運動が起き、同盟休校、一斉帰国運動へと発展したことが念頭にあってのことであろう。この運動も翌年一月には鎮静化し、中国内の教育環境が未整備のこともあって、大半はまた日本に戻ったといわれる。

学長前田慧雲に次いで清国公使楊枢（代理）が東洋大学の日清高等学部開設を歓迎し祝詞を述べ、松本文三郎が演説した。ここで仮開学式といっているのは、日清高等学部の規則（学則変更による）により定めた学科の開設ではなく、速成科をはじめに開設したためと考えられる。

規則の制定と開講学科
 明治三十九年五月、日清高等学部の規則（全八条）が制定された（『資料編 I 上』二七四頁）。その第一条で「日清高等学部ニ於テハ日清両国語ヲ以テ清国留学生ニ高等ナル學術ヲ

教授ス」と目的を定めた。開講学科は規則では高等師範科・高等普通科・高等法政科の三学科を置き、修業年限を二年とし、一学年を三学期に分け、その毎学期のはじめに、本大学の銓衡を経て入学を許すとした。入学者は入学金二円を納めるものとし、授業料は一カ月四円で、保証人は必要としなかった。第一期は四月一日よりはじまるとしたが、明治三十九年に限り第一期を六月一日から八月三十一日までとした。

当初の開講学科の構想は次のようであったとみられる（『東洋哲学』第二三編第五号 明治三十九年六月一日 同窓会記事 四頁）。

高等師範科（二年）

高等法政科（同）

高等普通科 高等法政普通科(同)

高等師範普通科(同)

高等速成科 高等師範科(六カ月程度)

高等理化数学科(同)

高等法政理財科(同)

高等警務科(同)

高等普通科(同)

高等日語科(同)

高等英語科(同)

しかし、明治三十九年九月二日の『日本』に掲載された清国留学生学生募集、および『東洋哲学』第一三編第八号(明治三十九年九月一日 六三三―六三四頁)の九月開講予定によると、開講学科は高等師範科と高等法政科の二科となり、それぞれに予科を置き、予科の修業年限を一年とし、高等師範予科卒業者は大学専門各部ならびに高等師範科への進学、高等法政予科卒業者は高等法政科への進学を許すとしている。

速成科は高等師範科・理化博物数学科・法政理財科・警務科が七月から開講されており、翌年二月卒業となつてゐる。また卒業生の所属学科からみても、当初の計画はこのように変更されたとみられる。

日清高等学部は明治三十九年七月二日、まず速成科が開講され、九月三日より二年制の二科が開講された。

速成各科と卒業 七月二日より授業が開始された速成科(速成班)は師範科、理化博物数学科、法政理財科、警務科であつた。その学科目は師範科が倫理学、教育学、心理学、教授法、論理学、物理学、化学、

博物、歴史、地理、数学、図画、音楽、体操で、師範科主任は中島徳蔵であった。理化博物数学科は物理学、化学、物理学実験、応用化学、博物学、生理学、衛生学、数学、測量、応用数学、地文学、図画、体操で、主任は杉谷佐五郎であった。

法政理財科は法学通論、憲法、商法、行政法、刑法、民法、国際法、財政学、経済学、政治学、社会学、監獄学、警察学、体操で、主任は山脇貞夫であった。警務科は法学通論、国際法、憲法、行政法、民法、刑事訴訟法、経済学、刑法、行政警察学、司法警察学、高等警察学、消防警察学、衛生警察学、警務要領、刑事探偵術、警察統計、刑事政策、監獄学、法医学、体操で主任は木尾虎之助（警視庁警部）であった（『資料編 I』上二七五―二七六頁）。速成科は七月末で二百名ほどの生徒があり、暑中休暇なしで講師・生徒とも非常な熱心さで授業にとりくんだという（『東洋哲学』第一三編第七号 明治三十九年八月一日 五四〇頁）。授業は通訳付でおこなわれた。

翌四〇年二月二十八日、速成科の卒業証書授与式が講堂において挙行された。学長前田慧雲は一人ひとりに証書を手渡し、送別の辞を贈り、講堂前で卒業生・来賓一同そろって記念撮影をおこなった。卒業生を代表して朱之英（法政理財科）が謝辞を述べた（同 第一四編第四号 明治四〇年四月一日 六八頁）。当日卒業したのは、警務科八四名、法政理財科一四〇名、師範科三五名、理化博物数学科二四名の計二八三名であった（同 六八一―七〇頁）。

なお、明治三十九年一〇月一三日、日本の各学校の学生四百余名とともに、法政・警務科の中国人学生六十余名が箱根に旅行しており、その旅行記を湖北留学生沈維光（法政理財科卒業）が『東洋哲学』第一三編第一〇号（明治三十九年一月一日 七五〇―七五二頁）に「旅行箱根山記」と題して記している。

高等師範科・高等法政科および各予科の授業が開始された。東洋大学が学則のなかに別科として日清高等学部を置き、規則を制定して二年制の学科を開講し、

らに予科を設けた背景には、明治三十九年二月また八月に清朝政府の出した留学生制限や速成学生の派遣中止の命令があった。

当時、日本国内でも中国でも留学生の増大とともに、速成教育中心の日本留学の在り方が批判の対象になって来て、留学生の質の問題が問われていた。これに対して私立学校の方も三九、四〇年には宏文学院、経緯学堂、早稲田大学清国留学生部などが速成の課程を廃止した。これ以後、日本留学は量より質の時代に入り、留学生を対象とした学科ではなく、大学部・専門部入学が増加し、本格的な留学がおこなわれるようになる。したがって留学生数は急速に減少していく。

東洋大学の場合、このような留学生最盛期に留学生教育が計画され、中国国内の学校整備の進展や帰国留学生の資格制限などにより、日本留学が減少に向かう時期に学科の整備をおこない予科をふくめて三年の課程の学科を開講したといえる。

高等師範科、高等法政科およびその予科の学科目を示すと次のとおりである〔『東洋哲学』第一三編第八号 明治三十九年九月一日 六三三―六三四頁〕。

高等師範予科——日語、日文、理化学、博物学、歴史、地理、数学(算術)、図画、体操、英語(科外)、一週授業時数二九時間。

高等師範科——第一年は、倫理(倫理概論)教育(心理学・倫理学)歴史(西洋歴史)地理(万国地理)理化(物理学・化学)博物(植物学・鉱物学)数学(代数・幾何)図画(自在画)日語(語法・文法・会話・読書・書取・訳文)体操(普通・兵式)科外英語であり、第二学年は、倫理(倫理学史)教育(教育学・教授法・学校管理法・教育行政)理化(物理学・化学・応用化学)博物(動物学)生理(生理学・衛生学)数学(代数・幾何・三角術)図画(用

器画・自在画) 音楽・日語(文法・訳文) 体操(普通・兵式) 科外英語であった。

なお第一学年、第二学年とも一週授業時数は三三時間で、第一学年は通訳付、第二学年は日本語専用であった。

高等法政予科——日語、日文、法学通論、経済学大意、法政応用術語、歴史、地理、数学、体操、英語(科外)。
一週授業時数は二九時間。

高等法政科——第一学年は、法学通論、憲法、刑法(総論) 刑事訴訟法、民法(総則・物権法) 商法(総則) 国際法(国際公法、卒時法、戦時法) 政治学、経済学(総論) 社会学、日語、科外英語であり、第二学年は、行政法、刑法(各論) 民法(債権法、親族法、相続法) 民事訴訟法、商法(各論) 国際法(国際私法) 法律哲学、経済学(各論) 財政学、外交史、日語、科外英語、それに統計学、裁判実習が開講予定されていた。一週授業時数は第一、第二学年とも二八時間であった。予科の科目は当初、速成科の学科として開講が計画された日語科、普通科の科目を法政科、師範科に合わせて組み変えたものであろう。

日清高等学部師範科、法政科の卒業証書授与式が明治四〇(一九〇七)年二月二七日、講堂において挙行された(『東洋哲学』第一五編第三号 明治四一年三月一日 六八頁)。卒業生は両学科合わせて一〇一名であった。卒業生総代として陳智庸が祝詞を述べた。卒業式の年月から逆算すると、八月の休暇期間も授業をおこなったとして、一年半ほどで卒業したことになる。そしてそれ以後、卒業生が出たという資料はない。おそらく、速成科は四〇年二月の卒業が最後で、本科の方はこの年が最後であつたろう。学生募集も前年に中止していたと考えられ、最初でかつ最後の卒業生を出すとともに日清高等学部は閉鎖されたものと考えられる。日清高等学部在學生、あるいは卒業生のうち大学部・専門部に籍を移した者もあつたかも知れないが、その実態は不明である。いま、明治四一年二月一日現在の学生一覽を見ると、大学部第一科第四年の聴講生に江蘇省の馮世徳、同第一年二種生に河南省の傅銅(宏文学院普通科卒

業)、広東省の林寿棠(同卒業)、同第二科第二年二種生に江蘇省の賈豊臻、聴講生に同省の趙邦榮、専門部第二科第三年に広東省の阮鑑光の六名が在籍しているのが知られる。学籍簿を見ると、他に六名が四一年に在籍している(多く宏文学院卒業)。これらのうち、阮鑑光が明治四三年三月大学部第一科を卒業、傅銅が四五年三月に大学部第一科を卒業している。

東洋大学の留学生は学籍簿上は明治四〇年四月二二日専門部第一科に入学した韓国人朴琮植、および六月一日専門部第二科に入学した趙邦榮が最初である。四一年以後をみると大正七年頃より増えはじめ、中国人よりも韓国人留学生がその主流を占めているが、その詳細は不明である。

なお、大正九(一九二〇)年九月四日、朝鮮留学生同窓会が同年入学の新生歓迎会を開催し、専門部第一科第三学年生の文世栄が開会の辞を述べ、金賢準が歓迎の辞、幹事三輪政一が祝辞、新入生姜性仁が答辞を述べた(資料編「下」四五三頁)。また大正一一年五月一三日、中華留学生同窓会が在学生六名によって組織され、成立会が開催された。当日の出席者は王思恭、錢鶴、滕固、師維翰、郭蔭棠の五名であった(同)。

第三節 東洋大学における男女共学

一 女子の高等教育に関する動静

女子教育の概観

東洋大学は大正五(一九一六)年、男子の専門学校としては初めて女子学生の入学を認めた。その背景には女子の高等教育への要求の高まりがあったといえる。はじめに当時の女子高等教育を

めぐる状況を概観すると以下のとおりである。

近代日本では、明治一二（一八七九）年の教育令で男女別学の原則が打ち立てられて以来、女子の学校系統は男子のそれとは全く別であり、しかも教育年限・内容においては男子より低いものであった。しかし、明治二〇年代に女子の小学校就学率が上昇すると、上級学校進学の要求が高まり高等女学校の制度が整備されていった。そして明治三二（一八九九）年の高等女学校令によって、女子の中等教育が確立したのであった。実際、明治三十三年に、五二校、在籍者一万一、九八四人であった高等女学校は、大正一四（一九二五）年には、八〇五校、三〇万一、四四七人にまで拡大した（『日本近代教育史典』平凡社 一九七一年）。しかし、このような高等女学校の拡大は、そのまま女子の高等教育に結び付くものではなく、反対に女子の教育要求を「良妻賢母」の枠内に抑えようとしたものであった。とはいえ、資本主義化と都市化が進行しつつあった明治後期には、「良妻賢母」になるためにも、より高度な教育が必要であるという主張や、女性にも職業的専門教育が必要であるという主張が多くなっていた。

女子のための高等教育・専門教育の機関が登場するのは明治三〇年代である。明治三十三年九月に津田梅子の女子英学塾、一二月に吉岡弥生の東京女子医学校、翌三四年四月に成瀬仁蔵の日本女子大学校が、それぞれ開校した。津田梅子は、華族女学校・東京女子高等師範学校の教師をしていたが、英語を学んだり英語教師になりたい女性のための専門的知識を授ける学校として英学塾を開校した。また医師の吉岡弥生は、自分が公立の医学校に入学できず、辛うじて入学した私立学校での「いじめ」の経験から、女性ばかりで安心して勉強のできる医学校を設けた。さらに日本女子大学校は「人として・婦人として・国民として」を旗印として、政財界の協力によって設立された、高等普通教育の機関であった。このように、それぞれの主張をもって女子高等教育機関が登場したのである。

そして明治三六（一九〇三）年に専門学校令が公布され、以上の学校は明治末までに女子専門学校として認可され

た。この他にも、帝国女子専門学校、神戸女学院専門学校、同志社女子専門学校が明治期に設立もしくは認可され、大正期になると東京女子大学や共立女子専門学校など、多くの学校が設立・認可された。また、大正一一（一九二二）年には、福岡県女子専門学校が最初の公立女子専門学校として設置され、その後大阪府（大正一三年）や宮城県（大正一五年）等でも設けられた。しかし男子に比べれば在学者は少数であり、大正九（一九二〇）年の時点で、専門学校の在籍者総数が四万六千人程度である中で、女子は二千八百人弱にすぎなかった（前掲『日本近代教育史事典』）。

女子大設置は実現せず

以上は女子のための高等教育機関であるが、大正期に入ると男子の大学や専門学校に女子の入学を認める動きが現れてくる。その最初は大正二（一九一三）年、東北帝国大学（沢柳政太郎総長）理科大学が黒田ちか、牧田らく（東京女子高等師範学校卒業、丹下むめ（日本女子大卒業）の入学を認めたことであった。帝国大学としてはその後北海道帝国大学（大正七年、選科生）、東京帝国大学（大正九年、聴講生）等が続いた。また、私立の専門学校、大学では東洋大学（大正五年、第二種生）を初めとして、日本大学（大正九年、選科生）、早稲田大学（大正一〇年、聴講生）、同志社大学（大正一〇年、選科生）、龍谷大学（大正一五年、聴講生）等が女子に門戸を開いた（水野真知子「旧制東洋大学における女子学生―学籍簿の検討を通して―」『東洋大学史紀要』6 一九八八年）。

このような一連の動きの背景にあったのが、内閣直属の諮問機関である臨時教育会議の答申であった。この会議の第六号の諮問が「女子教育ニ関スル件」（大正七年）であり、高等女学校教育と並んで、女子高等教育が議題となった。委員の一人であった日本女子大学の成瀬仁蔵は女子大学の設置を主張したが、結局実現せず、高等教育に関しては高等女学校に高等科を設置することに留まった。しかしその後、多くの大学が選科生や聴講生として女子の入学を許可したことは、臨時教育会議の答申にもかかわらず女子の高等教育への要求が強く、大学側もそれを認めていた

ことを示している。

その後、男子大学を女子にも開放すべしという要求を掲げて、『婦女新聞』は大正八（一九一九）年に請願運動を展開した。また、帝国教育会の中に大正一二（一九二三）年に設置された「女子教育振興委員会」や、東洋大学をはじめ、日本大学や早稲田大学、東京帝国大学等の女子学生によって大正一四（一九二五）年に結成された「全国女子学生連盟」が、女子大学の設置や既存の大学への女子の正規入学を求めて運動を展開した（橋本紀子『男女共学制の史的研究』大月書店 一九九二年を参照）。

戦前の女子高等教育政策の目標は、教育審議会答申（昭和一四年）に見られるが、ここでは女子大学の設置が中心とされ、男子の大学への入学はあくまでも補完的なものとされた。そして戦前には女子大学の設置はおろか、女子専門学校の大学昇格も実現しなかった。しかし、戦前においてかなりの程度で女子学生が存在したことは事実であり、戦後の教育改革の大きな前提となったといえる。

二 女子学生の入学とその活躍

最初の女子入学者、栗山津禰

前述のように、東洋大学は大正五（一九一六）年に、専門学校としては初めて女子の入学を認めた。そしてその最初の女子入学者は、栗山津禰（明治二五（一八九二）—昭和三九（一九六四））であった。入学にいたる経緯や入学後の学生生活などについては、栗山の回想録『拓きゆく道』（明治書院 昭和一五年『拓きゆく道・紫式部学会と私』伝記叢書六〇 大空社 平成元年 復刻）によって知ることができる。

栗山津禰は山形県南村山郡上山町の出身である。山形県高等女学校を卒業後、東京女子高等師範学校を受験し失敗

したが、教育熱心な両親の勧めで、上京して国語伝習所、次いで二松学舎に学んだ。栗山はここでも唯一の女子学生であった。大正四（一九一五）年九月、栗山は新聞紙上で、教育調査会（同年六月設置）の大学改正案の中に女子入学許可があるのを知ったが、それは一カ月ほど後に廃案になってしまった。栗山はその廃案を知って「投げ出された様に悲しかつた。けれども思ふ自分の熱誠さへあるならば、そんな案などは、有つても無くても同じだと。私は当たつて碎けようとしてゐる」と思ったという（同 二八頁）。その後、また新聞で、早稲田大学と東洋大学とで学生募集があるのを見て、すぐに規則書の送付を申し込んだ。早稲田大学の方は「入学者は満十七歳の男子たるべし」とあった。東洋大学にはそのような条項はなく、しかも大学の第二科は漢文の時間が多くて自分に適していると思われた。また、二松学舎で栗山津禰が学んだ土屋弘（鳳州）が東洋大学教授でもあった。東洋大学を選んだ理由として以上の点を栗山はあげている。

ある日、栗山津禰は土屋弘を訪ね東洋大学入学の希望を述べた。土屋は「規則には男子だけでも無いから、女は居ないけれど、一つ校長に話してみよう」と答えた。そして後日、土屋弘は「校長に話した所、今まで女子は入学させたことが無いと云はれたけれど、今までは入学すべき女子がゐなかつたからだ。既に東北大学でも女を入れてゐると、大に弁じたので、入学を許される事になつた」と話したという（同 三五頁）。

当時の学則では、中学校・師範学校卒業を主な資格とする第一種生に対して、第二種生は「中学校卒業ノ程度ニ依リ」入学試験を課される場合と、「入学試験委員ノ銓衡」によつて無試験入学が許される場合とがあつた。栗山津禰は後者によつて第二種生として入学した。

入学後は、一種生・二種生も同じ扱いをされており、大学当局も学生も女子学生には好意的であつた。栗山津禰は次のように述べている。

― 始業式で境野先生から、私立学校は官立学校のように恩典があるわけが無いから、実力で名をあげなくてはならぬと御話がある。私は実に斯う云ふ主義の学校に入学が出来たのを喜ぶ。学校では一種生も二種生も、同じに見て居るとの事。私の様に、二種生に編入された者には幸福である。家では一種生になつて、文部省の無試験検定を貰う事を切望してゐるが、文部省で女には許さないとこの事。けれども学校では十分認めて、二種生として入学を許して下さつたのであるから、出来なければ聴講生でもと思つて居た私には、少しも不足はない。それに学校では、学生中は男女同権だと云つて下さるので、文部省が女には恩典が無いと云ふのに反して、非常に有難かつた。だから私は、男に劣らぬ実力を現はさなければならぬ。

(同 四六一四七頁)

女子入学についての大学の見解

栗山津禰によると、境野哲(黄洋)(大正七―一二年学長在職、当時学長代理)は、大正六(一九一七)年の始業式の訓示のなかで、

昨年から女子を入学させた。此れは決して学校で好んで入れたわけでない。それで、以前の履歴などもよく調べて、入学させるので、誰でも彼でも入れるわけでない。専門学校で、女を入学させたのは、此処が始めてである。若し風紀上でも宜しくない事があるならば、専門学校総ての問題になるので、文部省でも注意して見てゐるのであるから、其の為め学校が閉鎖を命ぜられる運命に至らないとも限らない

(同 七四頁)

と、述べており、女子入学をめぐる大学当局と文部省の緊張関係を伺うことができる。しかしこの二年後には、境野哲は女子入学について積極的な意見を主張している。すなわち境野は『婦女新聞』(第九八三号 大正八年三月二日)で、男子大学開放問題について次のように述べている。

男女の共学に就て心配する人もあるが、私の学校の実験の上から見て、決して差支はないと思ふ。素より、性格の相違、男女に依つての一長一短はあるが、それが共学を否とする理由にはならない。当大学に在学する女子は、少数でもあるし

また余程志を立て、入学してゐる故か、試験の成績などは概して男子に勝つて居る。或女子の如きは入学以来首席を占めて居る。世人の恐れてゐる軽佻浮薄の点はなく、皆篤実にして熱心学事に励んで居る。然し哲学の如き深い思索を要する学科は、通じて女子の特長ではないやうである。率直に覚えて、信じて実際に行つてゆく点では、男子は到底女子に及ばない。当校では漢学仏教などがあるから能くわかるが、誠実に教へを守り実行して行く点は、女子は確に男子に勝つて居る。

又男女の共学は女子をして中性的ならしめはしないかといふ人もあるが、此の学校の実験から、それは杞憂だと思ふ。如何なる力も男女の特性を滅却させることは出来ない。寧ろ共学によつて両方の長所特性が円満に育てられるといひたい。風儀品行上の心配をする人は、これ専門学校の学生をあまりに子供扱ひにするものである。共学の為めに品行上の非難を招くやうな学生なら、共学でなくても公園に於て、下宿屋に於て、やはり風儀を紊す連中で、そんなものを標準に一般の健全なる学生を律することは出来ない。

之を要するに、此の開放問題は当然行はねばならぬ事であるから女子は勿論の事、吾々も声を大にして一日も早く之が実を挙げたいと思ふ。

その後の女子入学者

栗山津禰が入学した翌年の大正六（一九一七）年五月一〇日発行の『東洋哲学』（第二四編第五号）は「例年の如く女学生数名の新生あり」（八二頁）と報じているが、この年の入学者は学籍簿で確認できる限りでは、川村明子（大学部印度哲学倫理学科、聴講生）と仁平本（大学部支那哲学東洋文学科、第二種生）の二名だけである。

この後、昭和四（一九二九）年の学則改正までの女子入学者の数の推移は以下のとおりである（水野前掲論文による）。

女子入学者の推移（大正六―昭和四年）

年度	大正六	大正七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	昭和二	三	四	計
入学数	二	三	四	一〇	二三	四〇	四六	三九	四五	三一	〇	〇	〇	二四三

前述のようにこの時期には、「第二種生」は「中学校卒業ノ程度ニ依リ」入学試験を課される場合と、「入学試験委員ノ銓衡」によつて無試験入学が許される場合とがあつた。その他「聴講生規則」があり、女子の入学は「第二種生」と「聴講生」に関する規定によつていたのであるが、実際には聴講生が多数を占めていた。

大正一〇（一九二一）年から女子入学者数が急増しているが、その理由の一つに専門学部社会事業科（夜間）と同文化学科の開設がある。特に社会事業科の学課科目には児童学、児童保護、女性生理、女性衛生、母性保護、女性心理、児童保護実習、母性保護実習などがあり、ここで学んだ女性も多かつた。大学当局は教育内容の面でも男女共学に対応しようとしたのである。

『東洋大学新聞』（第三号 大正一五年一月二五日）は「この三月学園を巣立つ近代的女性ノ男女教育弊害なし」という見出しで、次のような記事を掲載している。

卒業生三百余人の中に交つて巣立つ女性は今年は二十人余りの多数であるがこの人達は卒業後はどの様な方面に向つて進んで行かれるかと記者は冬しぐれのそぼ降る午後控室を訪れて居合はせた中村操子さんにお尋ねすればつつましやかに話してくれる『未だ別に定つて居りませんが当分は家に居るつもりです。文化は私と石渡ヒサ子さんと二人きりですが他の科では沢山御卒業の人があり女学校や官庁にも行かれる方も随分あるお話です。学校も私達の入つたときよりは女の人もかなり増して居りますので色々都合のよいことが多くなりました。男女共学の弊害は少しも感じませんが』などとさす

がに新しい女性らしいことばをもらして卒業の悦びに胸をふるはして居る。

しかし大正一三（一九二四）年に大学当局は、女子が本科生となるのを禁じ、聴講生としてのみ認める方針をとった。これは男子の入学希望者が増加したこともあるが、大学令による大学へと昇格するためであった。実際『東洋大
学新聞』（第二七号 昭和三年四月二〇日）は「さびれゆく女子聴講生／春を追ふて落ち行く所は自然消滅か」という見出しで、次のように書いている。

女子聴講制の先鞭をつけた本学女子部の現状はどうか、昇格に伴ふ学制の変更は聴講生としての女子入学を困難ならしめ、本年度は昼間部に於いて教育科に二名夜間部に数名入学を許されたに過ぎぬ、これについて学校当局は語る

専門学部倫理学東洋文学科の方は志願者が多く男学生すら入学困難の折柄女子を收容するだけの余裕がない教育科、夜間部なら許可することが出来る、尚志願者も今年は例年より減少してゐます

これに依つて見ると学校は成る可く許可せぬ方針らしく志願者も減じて行くやうだから或は将来においては自然消滅するかも知れぬと心ある女子聴講生及先輩は秘に気をもんでゐるそれ等の有志が近く夜間部、昼間部合同して女子部相談会を開き対抗策として何等かの具体的方法を講ずべく目下協議中であるが其中の一人は左の如く語つた

女子入学者の減少したのは当局が余り冷淡だからですそれは寧ろ女子を厄介物扱にして入学を許可しない方針を取つてゐると云つてもよい位で私達在学生者にも一つも同情がありません、夜間部の或る卒業生が卒業式に出た所「何をしに来たのか」と有るか無きかのやうに考へてゐたとのことです同じ様に月謝を払ひ同じ講義を聞いてゐるんですもの全く馬鹿らしい話です

このような状況に対して、後述するように女子卒業生を中心として女子部独立運動が起こることになる。

女子学生のプロフィール

『読売新聞』（大正八年一月七日）の「よみうり婦人欄」は「新研究に忙しき女性達／大学の門を潜りて／東洋大学に五名の女学生」という見出しで、栗山津禰、仁平本、高松

操、辛島キミ、三浦信恵について以下のように紹介している。

小石川原町の東洋大学には、目下数多い男学生の中に五名のうら若い女学生が混り、男も恥る程の真面目の研究振りを見せて夫々特色を發揮されて居ます。其中第一回入学生の栗山津禰子さんは、六度と云ふ酷い近眼鏡をかけて、電車に乗る間も手から本を離す事がありません。その多年の勉強に実が成つて、来春は目出度く卒業される事になります。嬢は入学してから男女を通じていつも定つて首席で持ち切る程の成績でしたから、此間の文部省の中等教員検定試験の結果も、近い中に嬉しい報知をうけられるであらうと祝はれて居ます。次に同科三年に在学中の仁平本子さんは、深川西森下町の在る資産家の一ツ粒の娘さんで御得意は国漢文、訓点本などは一ツも用ひた事は無い許りか、遠く支那から唐本を取寄せて片端から読破されると云ふ精力家です。従つて此方面の蔵書家と云ふ事で可なり知られて居ます。学校の成績は同級中での首席許りで、国漢文の天才を飽まで發揮され、教授間に囑望されてゐるとの事です、専門部二年生の高松操さんは徳川末期風俗の研究深い三田村鳶魚氏の義妹で何よりも漢詩が一番お上手、同校切つて第一の詩人と云はれて居られます、同二年生辛島きみさんは態々九州別府から仏教哲学研究の熱心が溢れて飛出して来られたと云ふ程あつて随分と多くの事を色々書いてゐられ、同校始まつて仏教哲学の女子入学生は此人が最初と承ります、一年の三浦信恵さんはもう相應の御年頃で、既に家庭の主婦であられ乍ら、遙々高知県からやつて来られたと云ふ偉い仏教の研究者であります

また、当時の学校の様子、男女の在り方について、前述の栗山の他、天谷スエ（大正九年入学）が新婦人協会機関誌『女性同盟』（第三号 大正九年二月）に、秋季遠足の様子をまじえながら、次のような感想を述べている。

東洋大学の秋季の旅行は箱根から熱海へ、三日間の予定で行ふ事に決定致しました。同じ決議の席ながら単に女であると云ふ所から、此の旅行については更に何の交渉もない様に傍観して、旅行中の休みに何をしやうか位考へてゐました。共学してゐる間はどこまでも男女の区別を立てず唯学友と思つて交際してゐるのです。がこんな所につきあたると女は矢張り考へねばなりません。旧習が女をこんなにしてしまつたのだと今更の様に改造を叫びました。人生は男女

相寄て形成するのであるから男女の優劣等問題にはならない、と日頃の不平は再び出て来るのでした。学校当局の大英断でせうか、それとも何か感ずる所があつたのでせうか、許されないと思つたのに女も行つていゝと云ふ事になりました。

私共は急に一行に加つて行く事にしました。男子は卅二人で女子が四人でした。

元より行くからにはどこまでも男子と同じにやらうと云ふ気でゐました。空中を飛ぶには飛行機が任用であるし、水上は舟でなければ行く事の出来ない不自由な人間の中、男より未だ不利な女は無理にも自己をまげねばならぬ事や、男なら正々堂々と出来る事を女であると云ふために、一寸の事でも遠慮せねばならぬ事に多く出合ふ私共は、実に反感を起さずにはゐられません。自由に学校を選んでも、未だく私共にとつて不自由な事が沢山あります。

何が故に男女の間に大きな溝を作らねばならないのでせうか、女だつて男のやうに出来るつもりだから、まあ出来る丈やつて見やうと思つて困難と犠牲は覚悟で出発しました。私は共学の有利を信じて広く共学を奨めたいと常から思つてゐましたので、少しでも発表の時機の来るのをまつてゐました。私は女子の専門学校に学んだ時の、小さい範囲内の醜い激烈な競争に、多くエネルギーを費す事の馬鹿らしさをつくづく感じました。私立学校は下らない生徒の群で勉強等しないものと思つてゐた所、案外女子以上に忠実に真面目に勉強するのに驚きました。又男性化した女になるのかと思ひの外、互に其の欠点を包む所から女らしい所を益々發揮する様に思ひました。さうして女子ばかりで学ぶよりも、活気があふれてゐる様で気軽に学ばれます。害もありませんが有利な多くの点を見出します。

旅行中二日目は雨でした。鞍樹から十国峠を越すはずでしたが、雨が降るからと云ふので中々越す越さぬの議論が outcome しました。私共は始めから越す決心を定めてをりました。男子の服の軽々しいのは羨しく思ひましたが先づ無難に山道を越しました。同窓であればこそ後れゝばまち、すべれば助けて呉れます。さう云ふ中にも少しの軽々しい挙動も、言葉つかひもありません。又それを見てゐる他の方にも、男女の区別なく弱いものを助けると云ふ美しい風の現れを見ました。宗教的の学校であるからかも知れませんが、兎角これは理解が出来たからであると思ひました。一般社会の男女間にこれ丈の理解が出来たならば、と思はれました。

所謂世間話の種等は自己の責任觀念がなく、女がめづらしい所から生れる事と思ひます。同窓同級等になると、根底もない面白半分の好奇心からする軽々しい挙動は中々出来ません。当局者は相近く所を恐れてゐる様子ですけれども、表面的に相遠ざける事は却つて相近づける事をうながす様に思ひます。

少しの犠牲もないと云ふのではありませんが、大きな創造をする前の小さな犠牲は何の惜しむ所がありません。

予想する事の出来ない人生の未来へと男も女も歩いてゐます。男は先に立つてだまつて歩いて行きます。其の後を女はついて行きます。併しそれは過去でありました。もうそれは一代前の事でした。今は女も男と一緒にならんで行くべき時代ではないでせうか。男女が無理解から起る種々の不便や不都合を、一日でも早く除く事が私共の責任であらうと考へます。

この秋季遠足は大正九年一〇月二〇日より二三日までの、三日間かけておこなわれた。幹事三輪政一、郷白巖、教授田部重治、沼波武夫、小見清潭が参加した。第一日目は午前六時東京駅を発し、国府津より湯本までは電車で、湯本からは徒歩で塔の沢、宮の下、底倉、強羅等を経て、大湧谷の嶮を越え姥子に出、湖尻よりモーターボートで元箱根に着き、日本陣石内旅館に到着した。第二日目は風雨のなか鞍掛峠、十国峠等を突破し、五里余の山路を三時間で熱海に出て露木旅館に投宿した。第三日目は伊豆山権現に詣でて、軽便鉄道で小田原に出て午後一時六分新橋駅に帰着し、万歳を三唱して解散した〔東洋哲学』第二七編第一〇号 大正九年一月一〇日 五一頁〕。

女子卒業生の進路については、統計的資料もなく全体像は不明である。ただ比較的初期の卒業生では、以下のような人々がいる。

栗山津禰（大正九年卒業 大学部第二科）千代田高等女学校の教師を経て、府立第五中学校教諭となる。

仁平本（大正一〇年卒業 大学部支那哲学東洋文学科）

辛島キミ（大正一一年卒業 大学部印度哲学倫理学科）鐘紡で女工教育に携わっていたが、結婚後二七歳で死亡。
野溝七生子（大正一三年卒業 専門学部文化学科）卒業後研究科でドイツ文学を専攻。在学中から小説を書き、戦後東洋大学教授。

花崎貞（大正一四年卒業 専門学部倫理学東洋文学科）旧姓梶田、京北中学校教諭、采琰の号で中国詩詞の翻訳をつづける。

瀬川キヨ（大正一四年卒業 専門学部倫理学東洋文学科）東京市立第一中学校教師、戦後大妻女子大学教授。柳田国男に師事し女性をめぐる民俗研究の第一人者となる。

三 曙会の発足と女子部の独立運動

曙会について 大正九（一九二〇）年三月一九日、栗山津禰が最初の女子卒業生となつたのを祝う送別会において、女子学生の会である「曙会」が発足した。『東洋哲学』（第二七編第五号 大正九年五月一〇日 五八頁）

によると、その時の模様は次のとおりであった。

栗山送別記念曙会発会

三月十九日午前十一時より本学最初の女子卒業生として栗山津禰君を送り出すに当り在学女生仁平本君、辛島キミ君、高松みさを君等発起し第八教室に於て送別会を催したるが席上『此の記念すべき日を以て學術の研究と相互の親睦とを目的とするところの女性の会を設けなば』との議あり忽ち満場一致にて設立し仁平君の「然らば会名を曙会と名付くべし今日栗山の君の本学最初の女子卒業生として芽出度く業を終えられたるは吾々女生には君を曙の光とも仰がれ又本学が通称鶏声学園と呼ばれるにも縁由あることなれば」との意見にて会名も早速出来上り今後毎月一回位宛例会を開くことに纏り

なほあかず物語りて午後四時頃散会したり

以下『東洋哲学』によつて伝えられている曝会の例会を示すと左記のとおりである。

・第二回例会

大正九（一九二〇）年五月一七日第一四番教室でおこなわれた。出席者は大学側から学長境野哲、幹事三輪政一、郷白巖、教授内田周平、島地大等、高桑駒吉、小見清潭、東洋哲学編輯主任吉村幸夫であった。学生側は栗山津禰、辛島キミ、仁平本、井下里子、太田チヌヨ、下川マサラ、馬田美子、近藤あや子、長谷川すず、清水澄子の一〇名であった。この日は学長並びに内田、高桑、島地等の談話、出席者全員の自己紹介があつた（『東洋哲学』第二七編第六号 大正九年六月一〇日 六二頁）。

・第三回例会

同年六月二五日午後二時より教室で開かれた。幹事三輪、郷、教授田部重治、和辻哲郎の出席があり、五時頃散会した（『東洋哲学』第二七編第七号 大正九年七月一〇日 四九頁）。

・第四回例会

同年一〇月七日午後二時より図書館楼上において開かれた。出席者は学長境野、幹事三輪、郷、教授中島徳蔵、高島平三郎、小見清潭が列席した。会員の感想や、中島、高島の談話などがあつた（『東洋哲学』第二七編第一〇号 大正九年一月一〇日 五一―五二頁）。

・仁平本送別会

大正一〇年二月一七日午後二時より例会をかねて仁平本の送別会が、教授室において開かれた。出席者は学長境野、幹事三輪、郷、教授島地、小見、宮森麻太郎、出隆、沼波武夫、長連恒、垣内松三ならびに仁平本をはじめ、昨年卒業し研究科在学の栗山津禰、その他辛島キミ、太田チヌヨ、井下里子、清水澄、富永喜舞、中富ミヤコ、馬田美子、天谷スエ等の会員が出席した。辛島キミの開会ならびに送別の挨拶があり仁平から礼が述べられ、列席の諸教授との談話が日暮れま

で続いた。

二月二四日には、仁平本より諸教授に対する謝恩ならびに学友に対する惜別の集りが教授室でおこなわれ、学長境野、幹事三輪、郷、教授中島、内田、小見、古城貞吉、宇野哲人、島地、沼波、田部、出、角春三、高桑駒吉の一名、仁平本はじめ、栗山津禰、辛島キミ、太田チヌヨ、井下里子、清水澄、富永喜舞、中富ミヤコ、馬田美子、天谷スエ、下川マサヲ等出席した。仁平本の挨拶、諸教授各会員の談話があり深更まで続いた（『東洋哲学』第二八編第三号 大正一〇年三月一〇日 五三頁）。

・女子学生の新入生歓迎 大正一〇年四月一日日午後三時半から、曙会の新入学生歓迎をかねた例会が、教授室において開かれた。大学からは、広井辰太郎、田部、上条辰蔵、中島、長、郷、小見、沼波、三輪、吉村幸夫が出席した。会員では、栗山津禰、滝沢いな、加納たき子、尾崎しま子、舟木愛子、渡部サト、井下里子、中富ミヤコ、馬田美子、富永喜舞、辛島キミ、仁平本、太田チヌヨ、長尾千代乃、天谷スエ、下川マサヲ、清水スミ、木崎キヨ、山田操子、伊藤とみ等が出席した。当番幹事太田チヌヨの開会の挨拶、栗山の新入学生への歓迎挨拶、辛島キミの挨拶などがあり、自己紹介をおこない意見交換などして七時半散会した（『東洋哲学』第二八編第五号 大正一〇年五月一〇日 四八頁）。

・曙会学長歓迎会 大正一〇年二月一日午後二時より、教授室において学長歓迎会をかねて曙会例会がおこなわれた。学長境野の外中島、小見等出席し六時散会した（『東洋哲学』第二九編第一号 大正一一年一月一〇日 六八頁）。

・曙会新年宴会（辛島きみ送別会） 大正一一年二月二五日午後三時より、教授室において曙会第八回例会は、新年宴会並に辛島きみ卒業送別会をかねて盛大におこなわれた。学校側から学長境野、専門学部長中島徳蔵、文化学科長得能文、教授広井、小見、和辻、田部、長、曾我量深、幹事三輪、郷の出席があり、学生側として、卒業生の栗山津禰、仁平本、学生の長尾千代野、富永喜舞、井下里子、松岡英子、戸谷喜久、長沢英久子、増田智孝、加納多喜子、中田むね、渡辺さと、山本けい子、舟木愛子、下川マサヲ、伊藤とみ子、西端栄、本崎キヨ、清水澄子、平和喜美、滝川いし、波川、太田チヌヨ等が出席した（『東洋哲学』第二九編第三号 大正一一年三月一〇日 七五頁）。

以上みるように、大正一一年頃までは、曙会の例会は盛んにおこなわれていた。しかし、その後の活動は停滞していった。栗山津禰によると、「会員数の少なかった発会当時はなにかと円満に行きましたが、その後、入学者の増加するに従つて、種々な事情やその他のために統一もなくなり、全く連絡も絶えて、中絶の状態」になつたという（『東洋大学新聞』第九号 大正一五年九月一五日）。

前述したように大正一三（一九二四）年に、女子の本科生が認められなくなったのをきっかけにして、大正一五年曙会は復活し、以後女子部独立運動がすすめられていくが、これは大学内に女子専門学校か女子大学と同等な形式の女子部を独立させようとする運動であつた。

女子部の独立運動

前述の『東洋大学新聞』第九号では「独立の意気凄じき／女子部曙会の形勢／栗山つね女史抱負を語る」として「曙会復活運動はその後着々具体的となり、休暇明けの来る十八日にその第一懇談会を催す段取りにまでなつた」と伝えている。そして栗山津禰は次のように語っている。

多数の男学生中にある少数女学生を中心ともなり、統一ともなるべき機関の必要は申すまでもありませんが。殊に女子教育の向上と、機会均等問題が漸やく勢を得たとき、本学のように男女共学を實行してゐる処で、女子学生の地位を認められべきは当然でありませう独立問題などにつきましては未だ別に具体的方法を講じてゐる訳ではありませんが、会の復活後には第一の事業としてそれ／＼運動を起すこともあるでせう。本学の共学制本来の意味から申しまして、寧ろ昇格よりも先決であります。

この会がどのような内容かは不明であるが、翌昭和二年の『東洋大学新聞』（第一八号 昭和二年五月一〇日）では「沈滞せる曙会の将来／如何に展開されん」として次のように報じられている。

本学女子学生の団体なる曙会は昨年七月一時復活を伝えられそれと同時に女子部独立の氣勢をさへ示しその成行に絶大の

期待を与へ頗る興味を持たれてゐたがそれ以来も依然惰眠を続け全く有名無実の会となり一部有志は頗る痛痒を感じてゐたが今度それ等の有志が何事か画策してゐるらしいが具体化することは何時の事か頗る注意の焦点となつてゐる

このように、女子部独立運動が低迷したのは、大学当局の姿勢と同時に、女子卒業生と在學生との間の意識の違いにも、その原因があつたとみられる。大学当局は、『東洋大学新聞』(第八号 大正一五年七月七日)において、次のように語っている。

女子聴講生の問題を掲げて石井〔光躬〕幹事を訪へば、

どうも又色々問題になつてゐるらしいが現在では文部省からも^(マ)厳達か来てゐるので聴講生を本科生に編入すると云ふことは全然出来ないそれに一昨年からの入学希望者には入学の際一人一人入学概要の規定中「女子は学歴の如何を問はず終始聴講生、尚ほ男女共学にして女子部、予備科としての別科なし」の項を示して承知してある筈で今頃そんな問題が起るわけがないと思ふ而し女子部を独立して新設することは自ら又別に考慮を要する問題である全然不可能ではなく或は方法によつては実現出来ると思ふがこの同じ構内に設置が許され教授は兼任出来るとしても教室は全然別に一棟なり二棟を要するであらうから今直ちにと云ふ事は六ヶしい様である
しかし悪いことでないから校舎や設備経費が許せるなら実現してよいらしい意嚮を洩らした

他方女子在學生は、『東洋大学新聞』第九号で次のように述べた。

現在の女子部全体の統一のないのは事実ですから、曙会復活は大変いゝことだと思ひますが女子部独立のことは妾達としてはそんなに問題にして居りません現在通りの授業で結構だと思ひますが、只妾達が一緒なために講義の質が低下するなぞと言はれる方があるのには全く心外だと思ひます。

真面目に勉強して、男學生の方の迷惑にならない様にとめますが、是非とも独立せねばならないとは思ひませんし、亦

そんなことは、学校としても現在では不可能でせう

以上のような状況の中で、昭和二年一月、栗山津禰、西端栄らの女子卒業生は、曙会とはべつに「女子同窓会」を設立した。『東洋大学新聞』（第二六号 昭和二年一月三日）は「物になりさうな女子同窓会／創立の暁には資格獲得へ」として、次のように報じている。

本学女子卒業生の間にはこれまで何等連絡機関らしいものはなかつた、教育界、操觚界其他各方面に活躍してゐる者が少なく従つてその連絡機関の必要を痛切に感ぜられるやうになつた、此の機を察して府立五中教諭栗山つね講談社の西端栄女史其他二三の人々が中心となり東洋大学女子同窓会が組織されることになつた会の目的は会員相互の親睦をはかるためであるが曙会との連絡等も一層十分にして行くとのことである、尚男女同権を主張して卒業生の資格獲得運動を大々的に行ひ更に進んでは昇格に伴ふ女子部独立運動を起さうとまで意気込んでゐる因に会則の草案は西端女史の手にて既起草中であること

女子同窓会の目的が女子部独立にあることは、明らかであつた。翌三年一月一日に女子同窓会の第一回会合が持たれた。『観想』（第四六号 昭和三年二月）は、以下のように伝えている。

去る一月十四日（土曜日）午後四時より本学会議室に於て、母校出身女子同窓会が開かれた、当日は学校側より中島学長、高島教授、長教授、内田教授、宇野教授、小見教授、田部教授、石川教授等出席され、同窓会側よりは栗山つね、木崎キヨ、下川まさを、西端サカエ、別府マサノ、大田チヌヨ、梶田貞、片山松枝、河西清、武田梅江、野村斐、福岡止、宮坂みを等の諸女史で、木崎女史の開会の辞に始まり、栗山女史の「会の創立に就いて」の御話あり、また宇野教授の「欧州旅行談」の御話に次いで諸先生出席諸女史達の感想談等で非常な盛会裡に午後八時頃閉会された。

そして第二回会合が同年五月一二日に「春季大会」と銘打つて開かれた。『東洋大学新聞』（第二八号 昭和三年五月

一五日)は「雄々しくもあげた女子部独立の叫び／新大学部には共学制を／實際運動はこれから」と題して以下のように報じている。

東洋大学女子同窓会は去る十二日午後五時より本学会議室に春季大会を開催した来賓として中島学長を始め小見、出、高島、笹川、宮森の五教授、本校友齋藤孝一郎氏の出席あり頗る盛会であつた、本大学の目的は会員の親睦をはかるにあるのだが今回は特に昇格した大学部に於ける男女共学制の実施専門部独立の件が議せられた、前号報導の如く現状のまゝにては女子部の自然消滅になるは必然の勢ひであるが伝統的誇りを持つてゐる東洋大学女子部のためである者は秘に遺憾としてゐた然るに女子在学生側においては案外冷淡で今まで具体的對抗策を講ずる気配は見えたが何等なす所がなかつた、そこで卒業生を以て組織する女子同窓会がいよ／＼陣頭に立つてその運動を起すことになつたのである。男女共学については東北帝大九州帝大等の前例もあり且又中島学長も諒としてゐるから十分可能性があるが女子部独立問題は經濟上如何と考へる向もある、がこれ又その運動方法の如何によつては可能性があると觀察されてゐる、尙当日満場一致同記事項を決議し中島学長に差出すことになつた。

決議

- 一、東洋大学女子部学生に対し昇格後の各部に女子入学を許す様当局に具申せらるゝことを望む
 - 二、女子聴講生に卒業証書を授与せしむること
 - 三、専門部を新設すること
 - 四、女子就職の件を当局において尽力すること
- 右決議す

このような卒業生に対して、在校生もようやく自分たちの運動を考え始めるようになった。『東洋大学新聞』(第三〇号 昭和三年六月二五日)は女子学生が、二〇日午後「極秘裡に」総会を開いたことを伝えている。それによると、

会に先だつて栗山津禰に対して「男学生と同権獲得の件」および「女子部独立の件」についての質問をし、当日はこの二点を巡つて議論が交されたという。

しかし、女子部独立の運動はなかなか進展しなかった。卒業生は「昇格よりも女子部独立が先」という認識を持っていたが、昇格問題が現実的になつてくる中で、運動は非常に困難であった。『東洋大学新聞』（第四三号 昭和四年二月九日）によると、昭和四年一月の女子同窓会の新年会では「以後女子部の懇談会を度々開きこの問題を充分審議して他日好期を擱んで運動する事にし、若しこの運動が全然不可能となつた場合は好学の士を狩り集めて学校の中に教室を借り受けて適当な教授を招き修学の便を計る」ということが話し合われた。

そして『東洋大学新聞』（第四五号 昭和四年三月二五日）は「女子部に依つて、四月より文檢準備国漢講習会を開催することになつた」と報じている。栗山津禰は同じ記事において、「女子部独立の一途あるのみ」ではあるが現在には困難な状況であるから独立の「前提として該講座を開催するに至つた」と述べている。

しかし、これで女子部の問題が棚上げになつたわけではなかった。むしろ「国漢講座」設置によって、大学側も女子部独立の具体的方策を模索していたと思われる。『東洋大学新聞』（第五〇号 昭和四年六月三日）は「学校いよく積極的援助へ／具体案作成を引受け女子部独立期待さる」という見出しで次のように述べている。

本学女子部を独立せしめるため女子同窓生は国漢講習会に、財政的な確立を期す等種々努力されて来たが、最近の消息に依れば、女子部の該運動は学校としても以前より考慮されて来た問題であれば、独立の具体的方法は全く学校に一任した模様である、それは主として校舎及び教授に関する方面であるが経済的關係においても、基金募集の方法も学校側においてこれを立案して女子同窓会員がこの實際運動に奔走する手筈に決定された、併しこの方法に依れば女子部独立の実現は相当遠い将来となるらしい、勿論二三の特志家（マイ）の出現あれば比較的早く実現し得るであらうが、今の所、この方面は全く

絶望の状態にある、本学には特に女子部の希望に対して多くの賛意を有する教授が中島学長始め多数ある事であれば、当局の誠意ある今後の方針は必ず女子部の希望に添ふ事であらうと女子同窓会においては、学校の積極的好意の表示を非常に喜んでゐる。

この「具体的方法」の内容は不明であるが、『東洋大学新聞』（第五七号 昭和四年一月一日）は、「女子部よ何処へ行く／＼甦生か消滅か学長の裁量一つ」として、それまでの経過を次のように描いている。

社会とは全く没交渉に生きてゐた日本婦人も時代の進展と共に目覚め凡ゆる方面に進出し、種々の職業婦人を作り出し、そゞろ男性をして恐れしめてゐる今日、本学の女子部が漸次衰頹の色を見せ近く自然消滅でう甚だ悲惨な運命をさへ甘受しなければならなくなつたのは何故であらうか。従来の聴講制度不備の点は兎も角、今春昇格によつて、近く共学部が廃される時、これが主従関係にある以上必然的結果として不本意ながら自然消滅のやむなきにいたるであらう。これに対し当局としても黙認するにしのびず何等かの方法を以て継続せしめやうと、目下の財政状態等に徴し、案出したのが、昼間の聴講を廃し夜間部に独立専科せしめる計画であるらしいが、職業を持つ婦人をして三年、四年と継続した通学を予約せしめ得るかどうか又夜間部のみに女子部を置くことも一般から歓迎されてゐない。しかしそれは別問題として、先般来「女子部独立」「女専設立」のスローガンの下に同窓有志が結束し数回にわたり講習会を開き示威的行動をとりつゝ冷ややかな当局を相手取って東奔西走した揚句「金五万円也」の基本金が集まれば……と御達しはあつたものゝさて同部独立運動の先驅者になつて見れば金策ならず尤も当局としても商工界線の所第三期工事を目前に控へては軽々しく手の出せないのも無理からぬこと、しかしこのまゝでは結局お流れと再び当局に折衝した所

現金で一萬五千元出来れば仮校舎を建てやう

と情味たつぷりな思はせぶりはしたものの、それも今年一ぱいといへばおいそれとは出来ぬ仮校舎を建築するにしても、同一校内に二工事を起す事は警視庁が許さない。で結局これも有耶無耶となりとやかくしてゐる中、当局者も同情し

て学生が二百名集まれば経営が出来よう、といふので、二百名位ならと意気まき雀踊したのも東の國

集つた確証を見るまで独立を認可する事は出来ない

当局者としては文部省との折衝関係あつての事であらうが、彼等としては致命傷である、万策つきて以来沈黙を守り曙会が二派になつたとか、復興熱がさめたとか、風評はとりぐくに伝へられたが、これも嵐の前の静けさに過ぎなかつた。

このように、今までの経過を振り返つた後で、栗山らが新提案をもつてこの硬直状態打開をめざそうとしていることを続けて次のように報じている。

去る十月二十四日、あくまで女子部独立を計る同窓栗山、瀬川両女史を始めその他の同窓在學生等二十名近く招集して今後の対策につき擬議四時間余に渡つた結果遂にのるか、そるかの一案がでつち上げられた。それは他でもない

明年四月より仮校舎の空室を借受け学校を背景に同窓会主催の名目で国漢講座を設け検定準備となし、学生募集については当局に補助を依頼する、斯くして洋大女子部なる存在を天下に宣伝し行く／＼は専門部を設立して学部と聯絡せしめる。

斯うした原案を提出し若し不許可の場合は独立運動を中絶するとまで腹をきめ、こゝに全く背水の陣を布くに至つた、折衝に先だち栗山女史は次のやうな紅い気焰を吐いてゐた。

聴講生規則の具体案及び決議文も出来てゐるから近く当局へ提出し許可せられた場合には各方^{〔マ〕}れ面の同窓にこの由を伝へ直ちに講師及びその他準備運動に取りかゝる積りです、財政の方にしても最小限度四十七名あれば経営も可能です、宣伝さへすれば女学校の補習科と違ひ講師の点などで案外多く集ると信じてゐます。

かくて長日月に涉つた女子部独立運動も一段落を告げたが、中島学長の裁量如何によつては多年の懸案も解決され再び同部の隆盛を来すか、急転直下自己崩壊のやむなきに到るかが残された興味ある一つの問題である。

昭和四年の段階で、大学当局としてはまさに「万策つきて」しまい、それに対して卒業生側は常設機関としての「国

漢講座」を大学の援助の下で設けることを提案したのである。その後学長中島徳蔵と栗山津禰との会合が二回持たれ、昭和五年四月から国語漢文講座を開催し、それによって得た収益を女子部独立資金の一部に充当することで合意した。この時点で女子部独立の動きは一段落したといえよう。

女子国語漢文講習会・ 前述のように昭和四（一九二九）年四月から国語漢文講習会が開設されたが、その間の事情

女子国語漢文講座 について花崎貞は、『婦女新聞』（一五四四号 昭和五年一月一二日）で次のように述べている。

かくして、種々なる経過を経て、昨昭和四年四月より女子国語漢文講習会を夜間に開催し、四月より七月までの第一期と、九月より十一月迄の第二期を、予定通り完了して、相当の成績を挙げました。そして私達は、その成績を示して再び学校当局へ、女子の為めの門戸開放、しからずば女子部設立を迫りましたが、学校は依然として動く気色も見えませぬ。莫大の資金を集めぬ限りは、私共の希望は到底実現されさうも無い事が明かとなりました。然し私共僅かの人数のものがいかに協力した所で、他人の懐をあてに何万と云ふ金の調達は不可能であります。金か！、力か！、私共は当然後者を選ばねばなりませんでした。そして奮起したのであります。斯くて実に営々たる努力を積むで漸くこゝに新たな形式をもつ女子国語漢文講座を開設いたす運びとなつたのであります。

このように「講習会」の目的は女子部独立のための資金調達にあつたといえる。そして最初の会員は五〇名を超えたと、『東洋大学新聞』（第五〇号 昭和四年六月三日）は伝えている。そして、昭和五（一九三〇）年四月からは「国語漢文講座」が開かれ、この講座を運営するために「女子学友会」が設けられるが、実質的には、これは栗山津禰と花崎貞が運営していた。『東洋大学新聞』（第六一号 昭和五年三月一五日）には次のような「開設趣旨」ならびに「講義題目及講師」が掲載されている。

開設趣旨

東洋大学が男女共学ノ途ヲ開キシヨリ既ニ十数年。此間卒業生及ビ修了生ヲ出スコト百五十余名、此中中等教員検定試験ニ合格セル者甚ダ多ク、現ニ公私中学校に教鞭ヲ執ル者数名アリ。然ルニ今日ニ於テハ女子入学ノ途ナク、男女共学ハ廃セラル、ニ至レリ。依ツテ茲ニ東洋大学女子学友会ハ文部省検定委員及ビ東洋大学教授ヲ講師ニ委嘱シ、常設機関トシテ新ニ本講座ヲ開設シ、以テ女子高等教養ニ資シ、且ツ国語漢文科中等教育検定試験ニ応ズル充分ナル学力ヲ修得セシムルコトヲ期セリ。

講義題目及講師（○印ハ文検委員）

倫理学	実践道徳	学長	中島 徳蔵	国文法	文学士	小林 好日	
論理学		文学士	鈴木 俊行	古今集 新古今集	文学士	松浦 貞俊	
心理学		教授	高島平三郎	源氏物語 徒然草	文学士	久松 潜一	
教育学	国民道徳	○文学博士	吉田 熊次	文学概論 平家物語	太平記	文学士	垣内 松三
論語		○文学博士	宇野 哲人	左 伝	教授	内田 周平	
日本文学史		○文学博士	藤村 作	史記列伝 十八史略	文学博士	笹川 種郎	
唐詩選 漢作文		教授	小見 清潭	支那文学史	文学士	杖下 隆之	
大学中庸韓非子		○文学博士	小柳司気太	孟子	文学士	村上 竜英	
万葉集		○文学士	菊地 寿人	漢文初歩	講座主事	栗山 津禰	
枕草紙 増鏡		文学士	前島 春三	漢文初歩	講座主事	梶田 貞	
国語学		文学博士	藤岡 勝二				
古事記		文学博士	田中 義能				

これは一年間の講座であり、翌六年三月に二〇名の第一回卒業生を出している（『東洋大学新聞』第七六号 昭和六年四月二七日）。そして五月には講座の卒業生の会として「弘風会」（会長宇野哲人、副会長栗山津禰）が結成された。ま

た、夏期・冬期国漢講習会や漢文講読会等も開かれており、国漢講座を発展させようとする思いには相当強いものがあった。その甲斐あつてか、昭和六年度は約二十名の入学者があり、昭和七年度には四九名になった。

女子国漢講座の廃止

ところが、昭和六年度には大学当局から交付される予定であつた補助金が支払われなくなつた。これに対して栗山津禰は「男女共学にして継続する」と主張していたが、昭和七（一九三二）年五月一四日、講座自体が廃止されてしまったのである。これについて、『東洋大学新聞』（第九二号 昭和七年六月二日）は「女子国漢講座廃止」の見出しで次のように伝えている。

国語漢文に志す女子のため、大学の門戸を解放して、一時百人以上の女子学生を收容せる事ある本学も、文部省の本科生に入学を禁じてより年々減少し、今は僅かに、卒業生有志によつて経営する女子国漢講座にて多数の聴講生を集め、本学女子部設立の機運が刻一刻と築かれてゐたが、今回当局の営利的な経営の犠牲となり、三年間の歴史と、輝ける幾多の好成绩を残して、今回いよいよ廃止される事になつた。

同講座は右の如く栗山氏を中心とする卒業生有志の経営にかゝるもので学校当局と直接関係無かつた為か之まで種々物議を醸して居たが、よく学生を吸入し優秀なる卒業生を出し社会的にもやうやく認めかけられてきつゝあつたが、突然講座経営は学校の手にて経営する意味の決議文が手交されたのである。

其の決議文に従へば講座は廃止するより外に無いが、気の毒だから学校が経営してやるといふのが表面的の理由で、聞く所によると女子講座が、本学の女子聴講生の募集を甚だ妨げるとからの意で、学校にては、講座経営の意志は全然無く受渡し後は、同学生を全部聴講生に変更せしむる意図にあるらしい。その接衝に當つて、講座側から提出された要求の重点は

- 一、国漢講座を女子部設立まで継続せられたき事
- 一、講師を変更せぬ事

一、昭和七年度宣伝費を下さる事

一、講座世話係は講座創設に尽力せしものより選ばれたき事

以上の四項目が提出せられたが、当局は、無条件にて講座の引渡しを主張して、遂に去月十四日学校の手収めて、右の様な施政に出るらしい。

このように「国漢講座」は廃止され、在学生は大学の聴講生となった。六年間にわたる女子部独立運動はこのような形で終止符を打ったが、この運動が次に述べる女子の学部入学実現の大きな要因であったと考えられる。

四 文学部への女子入学

学則改正による

前述のように、女子学生は聴講生のみとされたのは、大学令による大学への昇格を目前にした大

女子入学規程

正一三（一九二四）年であった。そして、昭和三年東洋大学は大学に昇格した。東洋大学は翌四

（一九二九）年五月七日に学則変更認可申請をおこない、これが同月二二日に文部省より認可されたが、この学部学則において、初めて女子に関する規程が学則に明記されることとなった。すなわち、学則の第三章第三節選科生及聴講生の中の条項が以下のように改正されたのである（『資料編 I 上』三七一頁）。

第三十八条 選科生又ハ聴講生トシテ入学ヲ許可スヘキモノハ左ノ各号ノ一二該当スル資格アルヲ要ス

一、中学校卒業者

二、専門学校入学者検定規程ニ依リ一般専門学校ノ入学ニ関シ指定セラレタル者

三、専門学校入学者検定規程ニ依ル試験ニ合格シタル者

四、高等女学校卒業者

五、本学ニ於テ前各号ト同一以上ノ学力アリト認メタルモノ

つまりこれによつて選科生・聴講生として入学を許可する資格の中に「高等女学校卒業生」が含まれたのである。しかし選科生・聴講生は「学部ニ欠員アル場合ニ限り」という条件つきであり、実際には昭和四年度は男子の入学希望者が多数のため、女子の入学は許されなかった。女子の入学に関する規程は昭和八（一九三三）年に、再び大きく変わった。昭和七年一月五日、東洋大学財団理事高楠順次郎より文部大臣鳩山一郎に対して学則変更認可申請がなされ、昭和八年二月一七日認可された学則において、初めて学部生としての女子に関する規程が定められた（『資料編 1上』三八二―三八三頁）。以下の条項によつて女子も「文学士」の学士号を得ることができるようになった。

第八条 学部ニ入学スルコトヲ得ル者ハ本大学予科ヲ修了シタル者トス

但シ欠員アリタルトキハ左ノ順位ニ依リ入学ヲ許可スルコトアルベシ

一、高等学校高等科卒業生

二、元私立哲学館大学専門学校令ニ依ル東洋大学及東洋大学専門部卒業生ニシテ大正七年文部省令第三号第二条ニ依リ指

定セラレタル者

三、大学令ニ依ル他ノ大学予科修了者

四、大正七年文部省令第三号第二条ニ依リ指定セラレタル者

〔五〕^{〔五〕}左記学校ノ括弧ニ示セル科部ヲ修メ卒業シタル者

東京女子高等師範学校（文科）

奈良女子高等師範学校（文科）

日本女子大学校（本科文学科国文学部同英文学部及専門科国文学部同英文学部）

京都女子高等専門学校（国文科及英文科）

東京女子大学（大学部文学科英語専攻部及国語専攻部）

帝国女子専門学校（国文研究科）

大谷女子専門学校（国文科）

千代田女子専門学校（国文研究科）

長野県女子専門学校（文科研究科）

相愛女子専門学校（国文科）

私立聖心女子学院高等専門学校（英文科及国文科）

この改正は学則第八条に第五号を付け加えたものであった。文部省に提出した学部学則変更認可申請書には、次のような「改正理由」がつけられている。

改正理由

近時女子ノ向学心熾烈ニシテ大学教育ヲ希望スル者多ク現ニ本学ニ於テモ聴講生トシテ之ヲ許シ又已ニ本学出身者ニシテ中等学校教員検定試験ニ合格シ其教育ニ従事シテ相当成績ヲ挙げケツ、アルニ鑑ミ広ク女子学生ニ対シテ男学生同様ノ特典ヲ与ヘ深ク研鑽向上ノ途ヲ開カントス本学ハ他ノ私立大学ト異リ一宗一派ニ関係アルモノニアラス且政治法律経済等ヲ主トスルモノニモアラズシテ広く倫理教育宗教哲学等ノ精神的方面ヲ主トスルヲ以テ殊ニ女子ノ進路ニ近接ノ関係ヲ有スルカ故ニ本学カ特ニ女子ノ学部進入ヲ企図スルモノナリ

入学資格の拡大と
女子入学者数
昭和八年度には、この学則改正によつて高木富喜（東京家政学院卒業）、清水あや、立上愛子（共に日本女子大学卒業）の三名が入学した。

『東洋大学新聞』（第一〇二号 昭和八年五月二〇日）は、「共学制の第一年 未来は女文学士」という見出しで、女子

入学者へのインタビューをおこなっている。彼女たちは「わたしたちが入学した時奇異な眼で見られなかつたのは伝統の故でせうね」生意気なやうですけれどわたしたちは云はば現代の婦人文化向上のための自覚からとでも云ひませうか、だからたとへこゝまで進んだことが失敗に終つても後から来るものゝためにと思つて悔いなくもり」等と語っている。

さらに昭和九（一九三四）年二月二四日、大学は再び文部省に学則変更認可申請書を提出し、同年三月二四日認可された。これは「東洋大学学則第八条第五号『私立聖心女子学院高等専門学校（国文科及英文科）』ノ次ニ『実践女子専門学校（国文科、英文科）』以下拾式校ヲ追加ス」というものであり、新たに以下の専門学校が追加された（『資料編 I 上』三八三―三八五頁）。

〔朱書〕実践女子専門学校（国文科、英文科）

金城女子専門学校（国文科、英文科）

広島女学院専門学校（英文科）

福岡女子専門学校（文科）

大阪府立女子専門学校（国文国史学科、英文学科）

樟蔭女子専門学校（国文科）

梅花女子専門学校（国文科、英文科）

活水女子専門学校（本科）

宮城県女子専門学校（文科）

京都府立女子専門学校（文学科）

広島女子専門学校（国文科）

同志社女子専門学校（英文科）
津田英学塾（本科）
この改正にあつての「変更理由」は以下のとおりである。

東洋大学学則変更理由

本大学ハ近時女子ノ大学教育ヲ希望スルモノ多キニ鑑ミ本学学部ニ其門戸ヲ開放シテ其熾烈ナル向学心ヨリ来ル冀望ニ添フ目的ヲ以テ曩ニ女子ノ入学ヲ便ニスルタメノ学則ノ一部ヲ変更シ昭和八年二月十七日東專第五四二号ヲ以テ御認可ヲ得テ東京女子師範学校以下十一校ノ卒業者ニシテ成績優秀ナル者ニ入学ヲ許可シタリ其後ノ実績ニ依リ且ツ入学希望者ノ状態ニ依リ更ニ従来本学ニ於テ入学ヲ許可シタル女学校卒業者以外ノ女学校卒業者ニモ入学ノ途ヲ開キ深ク研鑽ノ機会ヲ与ヘ以テ吾国ノ女子ノ智徳ノ向上ヲ計ラントスルニ在リ

この一連の学則改正によって、女子にも選科生・聴講生だけではなく学部生になる道が開けた。その後の女子学生の入学数は以下のとおりである（前掲水野論文による）。

女子入学者数の推移（昭和九—一八年）

年度	昭和九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	計
学部生	〇	二	三	三	一	〇	二	三	二	三	一九
選科生	〇	〇	一	〇	一	〇	一	〇	〇	〇	三
聴講生	一	〇	〇	〇	一	〇	一	一	二	〇	六
計	一	二	四	三	三	〇	四	四	四	三	二八